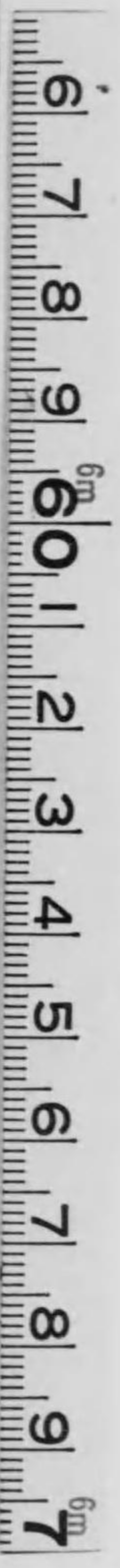


263  
22



始



東京高等師範學校訓導 相島龜三郎著



改訂尋常小學修身書例話原據

東京寶文館藏版

大正 4. 5. 18 內交

### 改訂の辭

予が、本書を公にしたのは、實に去る明治四十五年度の學期始の頃である。爾來、歳を経ること三年、此の間に、我が國定教科書には、改訂に又改訂を加ふべき事變が、殆ど相次で起つた。文部省に於ては、著々これが改訂を施し、今や、全國に於て、遍ねくこれを用ふるの期に際會した。是に於てか、予は亦本書に改訂を加ふるの必要を感じた。偶々寶文館主來りて曰く、『本書始めて世に出でたる當時は、需用も豫想程には多からざりしが、次第にその眞價を認められたるものと見え、漸次に註文の數を増し、滿三年を経たる今日、尙要求の絶えざるは、全く他の教授書の類にあらず、今や教科書の改訂既に成り、本書の重版も全く盡きたれば、此の際、是非共改版に着手いたした

し』と乃ち予が今回改版の求めに應じたる所以である。予は最初本書の序言に述べし如く、本書の内容に就て、未だ自らあきたらぬ箇所も多々あれば、實は今回の改版を機として、一大改訂を加へやうかと思つたのであるが、如何にせん紙數も多く、且つ從來の紙型を丸つぶしにすることの惜しさに、今回は、一先づ部分の改訂に止むることとしたのである。讀者請ふ幸ひに之を諒せよ。

大正四年三月初

編者識

序言

「一を教ふるに十の力を以てせよ」とは、是れ教師が教材に關する智識技能を豊富に蓄へよといふ意を誇張した言であらうと思ふ。併し、縦令十の力を蓄へぬとしても、一を教ふるに一の力を有するだけでは、到底満足な教授は出來ぬ。殊に修身教授の如く、單に智識を授くるだけでなく、大に感情意志を鼓舞せねばならぬやうなものは又格別である。

予は去る明治三十七年、始めて國定修身書の現はれたる當時、修身教材詳解と題する一書を著はした。今から考へると頗る杜撰なもので、誠に汗顔に堪へないのであるが、それを書いた趣意は、矢張り教師をして教材に關する智識を聊かにも豊富ならしめんとの微意より出でたるものである。唯當

時の修身書には、例話の出典を示されなかつた爲めに、予が該著述をなすに頗る苦慮した割合に其の効果が擧らなかつたことは、今尙遺憾に思つて居る。それにしても、已惚ながら、實際の教授に當つては幾分かの裨益を與へたことは、自らの經驗に依つて之を信じて居る。

修正尋常小學修身書には、其の教師用書の備考欄に例話の原據が示されてある。予は、自ら毎日教壇に立つ身として、是非共彼の原據として示されたる圖書に眼を徹して見たいといふ慾望を抑へることが出来なかつた。そこで昨年以來、公務の餘暇に、諸所の圖書館に出入して、大抵それを一讀するところが出来た。併しあの中には、どうしても圖書館に無いものがある。それらは出来る丈の手を盡して人にも頼み、或は貴

重な記録を見せてもらひなどして、殆ど全部に眼を徹すことが出来たのである。これは予の一身にとつて、實に幸福なことを思つて居る。

さて、この原據を陟獵するには東京に居つてすら、斯くの如く苦辛を要するのであるが、一般の地方に在つては、中々容易に手に入ることは出来ないのであらうと思ふ。併し、これを一通り見たいといふ慾望は、我れも人も同様であらうと思ふ。是れ予が今回微力を顧みず本書を公にして我が同業者諸君に頒たらうとする所以である。

然しながら、予は言ふ迄もなく文部省の教科書編纂に無關係のものである。夫故に、例話の原據たる圖書の内容は大抵其要所と思ふ所を爰に示したのであるけれども、其の原據と

修身書の説話要領との關係、委しくいへば、教科書には、何故に原據の如何なる部分を取り、如何なる部分を捨て、又如何なる部分に斟酌を加へたかは、之を知らないのである。故に、此の原據を示したればとて、決して説話要領の記事を輕視して、之に據るべしといふやうな考は毫頭持たぬのである。又そんな考をもつやうな人は勿論なからうと思ふ。尙又、是等の原據たる圖書は、大抵大冊なものであるから、隅から隅まで轉載することは勿論出来ぬ。故に、本書には主として修身書の説話要領の内容と照合して關係ある箇所のみを抄録したのであるが、教科書の編纂者は、或は爰に示したる以外に他の部分をも採つたかも知れぬ。従つて原據として未だ十分なものでないかも知れぬ。是れも亦已むを得ぬことである。

右様の次第であるから、實は本書を名づけて「例話原據」とするのは聊か無遠慮な嫌があるかも知れぬ。併し、此の事に就ては予は再三再四熟考もした、よし不十分だといふ非難を蒙るとしても、此の書名を打つことは敢て差支なからうと確信したのである。唯不十分なる點は、どこ迄も教へてもらつて、幸に版を重ねるに至らば、追々修正増補を加へたいと思ふのである。

終りに望んで、一言予が本書を編纂する時の實感を述べておかうと思ふ。予は、本書を草するに當つて、例話の知識を餘程豊富にすることが出来た。のみならず、例話の人物に對する予の崇敬心が著しく増して來た。予は實に本書を草する際、潛然として原稿用紙を濕ほしたことが屢々あつた。是に

於てか予は、どうしても教師は教材に就て成るべく、豊富なる知識を有たねばならぬ。若し夫れ教師用書を一讀過した位で、教場に望むやうなことでは、到底兒童をして十分に感動せしむることは出来ないことと深く信じたのである。

尙本書を草するにつきては、文部編修森岡教授は材料の出所等に關して懇篤なる指教をたまはり、早稲田文學士國分正憲氏は、材料の蒐集に多大の助力を與へられ、又地方の二三の人からは特に有力なる材料を惠まれたこと等は併せて爰に謹謝する次第である。

明治四十五年三月末

編者識

凡例

序言にも述べておいた通り、本書所載の原據の内容は、必ずしも修身書の説話要領と一致して居らぬ。又教科書には、其の原據たる書中誤解せらるゝ虞あるもの、並びに記載の足らざるものにつきては、別に備考欄に其の説明が記されてある。されば本書は元より教師の参考書である。従つて本書を使用せらるゝ諸君は、先づ以て教科書所載の説話要領を熟讀玩味し、然る後本書を繕きて彼此相對照せられんことを望む。而して實際の教授に當つては、勿論教師用書に重きを置くべきである。

二

夫故に本書所載の原據にある内容は、無論残らず之を兒童に傳へやうとするには及ばない、又實際そんなことは到底出来ぬ。唯序言にも述べた通り、予の希望は、

凡例

教師が之に依て自分の頭を十分に拵へる材料としてもらひたいことが第一である。

## 三

備考として掲げたる材料は、教科書の説話要領中の内容又は原據の内容にして教師が是非共知らなければならぬものを出來るだけ拾ひあげて説明を加へたのである。中には、随分老婆心のやうなものもあるけれども、是等も参考書に乏しき地方では幾分の助けにならうと思つたのである。

## 四

参考として掲げたものは、別に教科書に原據を示されなかつた例話、若くは、原據と掲げたものでも、他に有力と認められた材料を發見した時、それを記してゐたのである。これは、参考の又参考として教師の一讀を煩したいのである。

## 五

教授上の注意として記したものは、就中不十分なものである。これは主として例話取扱に關する注意を僅かばかり記してゐたのである。されば、教授上吾人の注意すべきことは、勿論まだ澤山あるであらうと思ふ。併し、本書は元來其の取扱方を主眼として書いたものではないから、宜しく御諒察を請はねばならぬ。若し夫れ實際教授上の注意の如きは、予は從來世間に現はれたる「修身教授書」といふやうなものに書いてある位なことでは到底満足が出來ぬ。實は、各課の徳目の解釋を始として、毎課の教授上夫々如何なる點を主眼とすべきかといふやうな事柄は、實に重要な研究である。併し、是等の研究は元より未だ予の盡さざる所であるから、いづれ他日を俟つて、再び世の批評を請ふ機會があるであらうと思ふ。



# 目次

○卷一	第三	勉強せよ(兎と龜)……………	一
	第十二	親を大切にせよ(子猿の孝行)……………	八
	第十六	天皇陛下……………	一〇
	第十七	忠義(木口小平)……………	一五
	第十九	うそをいふな(狼に噛まれた子供)……………	一九
○卷二	第一	親の恩(二宮金次郎)……………	二四
	第二	孝行(同上)……………	二七
	第三	兄弟仲よくせよ(同上)……………	三〇
	第四	仕事にはげめ(同上)……………	三二
	第五	親類(同上)……………	三三

目次

目次	第六	學問(同上)……………	三四
	第七	勤儉(同上)……………	三七
	第八	祖先を尊べ(稻生はる)……………	三九
	第十八	天皇陛下……………	四三
	第十九	皇大神宮(皇大神宮)……………	四三
	第二十一	約束を守れ(廣瀬武夫)……………	五六
	○卷三		六〇
	第一	皇后陛下(皇后陛下)……………	六九
	第二	忠君和氣清麻呂……………	七六
	第三	孝行(渡邊登)……………	八六
	第四	兄弟(同上)……………	九五
	第五	勉強(同上)……………	九七
	第六	規律(同上)……………	一〇三
	第八	友だち(細井平洲)……………	一〇八
	第九	師をうやまへ(上杉鷹山)……………	一一三

目次	第十	規則に従へ(春日局)……………	一一九
	第十一	行儀(松平好房)……………	一二三
	第十二	勇氣(木村重成)……………	一二五
	第十三	堪忍(同上)……………	一三〇
	第十四	物事にあわてるな(毛利吉就夫人)……………	一三三
	第十五	祝日……………	一三四
	第十六	皇室を尊べ(徳川光圀)……………	一三五
	第十七	儉約(同上)……………	一四五
	第十八	慈善(鈴木今右衛門同妻子)……………	一五〇
	第十九	恩を忘れるな(彌兵衛)……………	一六三
	第二十	謙遜(久坂玄瑞・高杉晋作)……………	一六四
	第二十一	寛大(貝原益軒)……………	一七三
	第二十二	健康(同上)……………	一七一
	第二十三	自分の物と人の物(河原市の馬子)……………	一八一

第二十五 近所の人(佐太郎)……………一八四

第二十六 公益同上……………一八四

○卷四

第一 明治天皇……………一九三

第二 能久親王(能久親王)……………二〇六

第三 忠君愛國(谷村計介)……………二二七

第四 靖國神社(靖國神社)……………二二三

第五 志を立てよ(豊臣秀吉)……………二二六

第六 職務に勉勵せよ(同上)……………二四四

第七 皇室を尊べ(同上)……………二五一

第八 孝行(ふさ)……………二六八

第九 兄弟(備前の兄弟)……………二七〇

第十 召使(つな)……………二七三

第十一 身體(伴信友)……………二八一

○卷五

第十二 自立自營(高田善右衛門)……………二九三

第十三 同上(同上)……………二九三

第十四 志を堅くせよ(ジェンナー)……………三〇六

第十五 知識をひろめよ(八幡太郎義家)……………三二四

第十七 克己(後光明天皇)……………三一九

第十九 生き物をあはれめ(ナイチンゲール)……………三三三

第二十 博愛(同上)……………三三三

第二十一 國旗……………三三一

第二十二 祝日(大祭日)……………三三八

第二十三 法令を重んぜよ(松平定信)……………三四六

第二十四 公益(栗田定之丞)……………三五三

第二十五 人の名譽を重んぜよ(伊藤東涯)……………三六六

第二 皇太后陛下……………三六九

目次	第三	忠君愛國(其の一)河野通有	三六〇
	第四	同上(其の二)楠木正成	三九九
	第五	仁と勇(加藤清正)	四三三
	第六	信義を重んぜよ(同上)	四五一
	第七	誠實(同上)	四五八
	第八	油断するなかれ(同上)	四七二
	第九	志を堅くせよ(上杉鷹山)	四七三
	第十	儉約(同上)	四八六
	第十一	産業を興せ(同上)	四九三
	第十二	孝行(同上)	五〇一
	第十三	兄弟伊藤小左衛門	五二三
	第十四	進取の氣象(同上)	五二三
	第十五	忍耐(コロンブス)	五三四
	第十七	習慣瀧鶴台の妻(松平定信)	五四三

目次	第十八	勉學(新井白石)	五五一
	第十九	朋友(同上)	五五九
	第二十	主人と召使(中江藤樹)	五六七
	第二十一	德行(同上)	五七七
	第二十二	度量(藤原行成)	五八四
	第二十三	謝恩(豊臣秀吉夫人)	五八九
	第二十四	廉潔(小島蕉圃)	五九三
	第二十五	博愛(水夫虎吉上村艦隊)	五九六
	第二十六	生き物を憐め(孫兵衛)	六一七
	第二十七	女子の務(三宅尙齋の妻)	六一八
	○卷六		
	第二	榮行く御代	六三三
	第三	同上(つゞき)	六三七
	第四	同上(つゞき)	六三八

第五 同上(つゞき)……………六六一

第七 忠孝楠木正行……………六六九

第八 祖先と家(上毛野形名妻)……………六九八

第九 沈勇佐久間勉……………七〇一

第十 膽力を養へ(高田屋嘉兵衛)……………七三三

第十一 同上(つゞき)(同上)……………七三三

第十二 自立自營(フランクリン)……………七五七

第十三 規律正しくあれ(同上)……………七五七

第十四 公益(同上)……………七五七

第十五 獨を慎め(林子平)……………七七一

第十六 産業に工夫をこらせ(井上でん)……………七九一

第十七 慈善和氣(廣虫)……………七九八

第十八 勤勉(伊能忠敬)……………八〇三

第十九 同上(同上)……………八〇三

第二十 迷信を避けよ(同上)……………八〇三

第二十一 師を敬へ(同上)……………八〇三

追録

獻徵先賢錄(卷四第九(兄弟)卷五第二十(主人と召使)の材料)

目次終

改訂 尋常  
小學 修身書例話原據

附 參考資料並教授上の注意

相島龜三郎編



第三 勉強せよ  
例話 兎と龜

原據 イソップ物語 (Aesop's Fables)

○兎と龜の話

兎が龜に向つて、連りに其の鈍い歩き振りを嘲り、自分の足の迅いのを自慢して、  
「實際君達のやうにヨタ／＼と伺ひ廻つて居るものを見ると、僕は氣の毒でたまら

ないよ。マア君が一里歩く間には、僕は少なくとも十里位は歩ける」と言つて居た。龜は、いつも兎の言ふがまゝに聞き流して居たが、或る日思ひ切つて、成る程僕は君の言はるゝ通り鈍いには違ひないが、併し、かう見えても、僕は決して君等に負けまいと思ふ氣象を持つて居るぜ。それがうそと思ふなら、今日は、一つ競走をして見よう。其の距離や勝負の審判は、日頃懇意な狐にまかせることにしようと言つた。すると兎は、何の馬鹿氣たことを言ふかと、一笑に附して、それは逆も競争にはなるまい、併し、マアやるつもりなら試つて見るもよからう、一つ僕の足の迅さを御目にかけようと言つた。サアいよ、競走となつた。審判官の狐は、ソレ此の標が出發點で、向ふの小山の麓に見えるアノ大きな木の根本が決勝點だよ、ソラー二二三と號令をかけた。兎は暫くは見とまらぬ程の速さで駆け出したが、ヒョット後を振り返つて見た。處が龜は、まだ遙か後の方である。兎は、笑ひ出して、「一體龜の分際として吾輩と競争をしようなどは以ての外のことだ。ドレ大分體も温かくなつたし草臥もした、一つ此處らで一睡りやらうか、それにしても此處に甘さうな草がある、先づこれを食べてからアノ樹の下で一寝入りすることにしよう」と獨り言

をいひながら草をムシャ／＼食つて、やがて満腹になつたので、ごろりと横になつてよい氣持で、グウ／＼寝込んで仕舞つた。目が覺めて見ると大分時間が遅くなつた。「これはしたり寝過ぎた、それにしても龜は、まだ逆も行き着くまい、ドレ一走り追ひ越してやらう」と、又も疾風の如くに駆け出して、決勝點に着いて見ると、豈圖らんや、龜は、もう、疾に決勝點に着いて大欠伸をして居た。申す迄もなく、兎は足の迅いのを鼻にかけて、油斷をして居た間に、龜は絶間なくヨタ／＼と歩いて來たからである。そこで審判官の狐は、ソレ兎さん、鈍くても油斷せずに絶間なく骨折る方が勝だよ」といつて兎に揶揄つた。

鈍くとも撓まざるものは、迅くして怠るものに勝る。

## 〔備考〕

一 イソップ物語の起原に就ては、從來西洋紀元前五百年に生れたるギリシヤの賢人イソップの作なりと言ひ傳へられたるが如し。イソップは、身を奴隸より起し、リディアのクレサス王の殊遇を受けて重用せられたる人なりといふ。又一説には、その起原は、實に西部亞細亞に發したるものにして、歐洲に入りしは近世の初

恰も十字軍の起りし頃なりといふ。上田博士の著新譯伊蘇普物語の例言中には、最近の學說に従へば、フェイブルが世界の文學史上に現はれたるは、ヒンドスタン地方にして、これより分派して、一方は希臘のイソップ物語となり、一方は、イシユヌ、サルマンのバンチャタントラとなり、一方は轉じて歐米諸國に傳はり、一方は波斯、西藏、支那等に入りたるなりといふ。

とあり。而して、此のイソップ物語が始めて我國に傳はりしは、徳川時代の中頃なりといふ。京都帝國大學教授新村出氏が、曾て雜誌、藝文に連載し、其の後東京開成館より發行せられたる「文祿舊譯伊蘇普物語」はその頃翻譯せられたるものなりといふ。斯くて其の全部が普ねく我國に紹介せられたるは、明治八年刊行の渡部溫氏譯「通俗伊蘇普物語」を以て嚆矢とす。又、中村敬宇氏の譯書も、一時盛に用ひられたり。

二 イソップ物語の内容は、元來東洋の思想、殊に印度、ペルシヤ等の思想を多く含めるものにして、其の教訓は、子供の爲めに作られたるものにあらずして、寧ろ大人に向つて、道德上の事柄を極めて卑近に説かんが爲めに作られたるものなり。故

に、中には往々不合理なるものもあり、又、子供には了解し難きものあり。故に、此の物語中より修身教材を探らんと欲せば、選擇上深き注意を要するものなり。

三 若し夫れ、其の選擇、宜しきを得ば、之が道德上の價值如何といふに、

一、消極的價值 || 人の非徳に對する嫌惡の念を養ふに足る。

二、積極的價值 || 人の道德に對する奮勵の念を起さしむるに足る。

前記上田博士の例言中にも、

フェイブルとは如何なるものぞ。ドクトル、ジョンソン曰く

フェイブルとは一種の物語にして、此上にては、理性を備へざる生物もしくは生命を有せざる物體が、道德上の教訓を與ふる目的の爲に、特に人的分別と感情とを有するが如く扮し、恰も人の如く動作しもしくは談話するものなり。

即ち此の意義に従へば、フェイブルには二個の要素あり。一は生物若くは無生物が人に扮する事と、他は教訓を與ふる事とこれなり。而してこれ一般の物語と全く一致せざる所以なり。

とあり。以て此の物語の性質の一斑を知るべし。



## 〔教授上の注意〕

- 一 イソップ物語の起原實に前述の如し。而して、其の我が國に傳はりたるものは、多くは英書より譯されたるものなるが如し。然るに、其の英譯原書にも、幾通りもありて、而も其の譯者によりて、原作と多少の變化若くは潤飾等を加ふること必然なれば、現に我國に傳はれるものは、果してよく原作の意を失はざるものなりや疑なき能はず。
- 二 修身書の教師用には、「龜は、兎に嘲らるゝに因りて、然らば競走を試みんとて狐のもとに行きて、距離目標などを相談せり。」とあり。然るに、渡部溫氏の譯書には、「兎が龜を馬鹿にして、しきりに競争を挑みかけたので、龜は迷惑には思つたけれども、言はれるがまゝに一つ處へと並ぶ。」とあり。以て前記の一例と見るを得べきか。又修身書には、「程經て兎目を覺して、騙け行きしが、遙か向ふを見れば、龜は早くも目標の場所において、こなたに向ひて手招しむたり。」とあり。渡部氏の譯書には、「兎は膽をつぶし、急にはね出して、約束の處へ行つて見ると、龜はさつき到着して、欠伸をして居つた。」とあり。此の他修身書には、「兎は、半途にて後の方をふり返り

見るに龜の影も形も見えざりしによりて、心にゆるみを生じ、路傍に憩ひていつしかまどろみたり。」とあるに、渡部氏の書には、「兎はもとから龜を侮つてゐたから、一向にせきもせず、己れは一睡して行くから、急いで行け。直ぐに追越してしまふぞ。」と云ひてとろりとする中にも、う龜の影は見えなくなつた。」とあり。

三 本書の編者は、成るべく修身書の記述と矛盾せざるやう努めたり。されど多少の相違あり。例へば修身書には、「龜は早くも目標の場所において、こなたに向ひて手招しむたり。」とあるを、「龜はもう疾に決勝點に着いて大欠伸をして居た。」とせるが如し。思ふに、此の種の例話は、教授の際、必ずしも教科書の記述と寸毫の相違を説く可らずと考ふるには及ばざるべし。

四 此の例話に依て得らるゝ教訓は實に多大なり。今其の重なるものを擧げて教授者の參考に供せん。

- 一、學校生活と社會生活とを問はず、凡て終局の勝利を得るものは、決して才氣縦横なる人にあらずして、却て遅鈍ながらも忍耐持久の力を有するものにより。
- 二、凡そ仕事の價値は、必ずしも進歩の遅速にあらずして、却て其の仕事の成否

にあり、結果の巧拙如何にあり。

三、されど、遲鈍なるものは必ずしも成功し、機敏なるものは必ずしも失敗するものにあらざ、唯才氣あるもの徒らに自負すべからず。

四、油断は大敵

五、此の例話の主眼は、縦令遲鈍なるものにて、勉強によりて、遂に成功の域に達すべきことを積極的に教訓するにあるは勿論なり。されど又其の反面には、縦令機敏なるものと雖、些の油断あるときは、圖らざる失敗を招くに至るべきことを消極的に戒むるものなり。

六、教科書の挿畫は、龜は側目も振らず、ネチ／＼と進みつゝある間に、兎は悠々として勝利を夢見つゝある有様を示せるものなれば、例話の説明が、此の畫に適合せる際、兒童に示して觀察せしむるを要す。

第十二 親を大切にせよ

例話 獵師と子猿

原據 新著聞集慈愛篇 第二

○子猿親を療して人心を感發す

信州下伊奈郡入野谷村の者、冬の日獵に出、不仕合にて歸る途の大木に、大猿の居たりしを、これ窟竟の事なりとて討とり、夜に入宿につき、明日皮を剝なん、凍ては剝がたしとて圍爐裏のうへに釣おきぬ。深更に目をさまし見れば、いけておきし火影みえつ隠れつするを不審しくおもひ、能々うかゝひみれば、子猿親の脇下にとりつき居けるが一匹づゝかはるゝありて、火にて手をあぶり親猿の鐵炮疵をあたくめしを見るより、哀れさ限りなくて、我いかなれば身一ツたてんとて、かゝる情なき事をなしつと先非を悔て、翌日頓て女房にいとまとらせて頭をそり世をのがれ一心不亂の念佛者となり諸國行脚に出しとなん。

〔教授上の注意〕

一、修身書には、獵師は深くあはれを催せりとあり。されば、強て原據の如く出家の身となれりと説かざるも可ならん。

二、此の例話の主眼は、獸類すら親を思ふこと斯くの如し、况んや人間をやといふ

點にあれば、教師は、此の漸によりて、努めて兒童の感情を動かさんことに注意すべし。

三 「鳥に反哺の孝あり、」鳩に三枝の禮あり」といふが如きことを附説するも亦可ならん。

四 又、親の死後に於て、如何に親を大切にせんと思ふとも、終に及ばざることをも附説すべし。

## 第十六 天皇陛下

### 〔参考〕

一 天長節の由來 天長の語は、老子といふ書に天長地久といふ語あるに基づき、聖壽のいや榮えに榮えまさんこと、さながら天地の悠久にしてその終りなきに比し、節とは好き季節といふことより節問節會などに用ひ、祝日の意に轉じたるものならん。さて、天長節を以て上一般の祝日となししは、我が光仁天皇の寶龜六年、即ち紀元千四百三十五年十月十三日 天皇御降誕の日を以て天長節と名づけ、群臣

百官に宴を賜はりたること續日本紀に見ゆ、是れ我が朝天長節の初めにして、大正三年より一千百三十九年の昔なり。蓋し、光仁帝の寶龜六年より四十六年前、支那唐代の玄宗皇帝は、其の生日を以て千秋節と名づけ、群臣に宴を賜ひ、後天長節と改め、上一般の祝日と定めたる事續紀考證の書中に見ゆ。當時、我國は唐との交通瀕繁なりし時代なれば、或は唐の典儀を參酌し給ひしものならんか。その後、天長の賀儀は久しく絶えて、我が史上何等の傳ふる處なかりしが、明治天皇御即位の元年に此の古儀を再興し給ひ、御降誕の九月二十二日を以て天長節と名づけ、百官に鋪宴を賜ひ、又囚徒の所刑を停められ、都鄙一般の祝日となりしが、明治二年よりは、諸外國の使臣に對しても祝宴を賜ひ、又その祝詞を捧呈することを許さるゝに至れり。明治五年には陸海軍百一發の祝砲及び青山に於て陸軍觀兵式を行はせられ、陛下親しく御閱兵あらせられしが御恆例となり、同年太陽曆の頒布せらるるに及び、翌明治六年よりは、十一月三日を以て天長の大典を行はせらるゝことはなれり。然るに 明治天皇崩御ありしより、大正元年九月四日、勅令第十九號を以て従來の天長節を廢し、七月三十日を以て明治天皇祭とし、今上天皇陛下の御聖誕日八月三十一日を以て天長節と定められしが、八月は猛夏三伏の暑期に際す

るを以て、特に十月三十一日を以てすべて天長節の賀宴を擧げさせ給ふことゝはなりぬ。聖恩の優渥なる畏こき極みなり。

(二) 觀兵式 陸海軍を統率し給ふ 大元帥陛下親しく部下の軍隊を査閲し給ふ意に於て行はせらる。明治五年十一月三日 明治天皇が青山練兵場に於て觀兵の式を擧げさせ給ひしより毎年の例となり、一月八日、陸軍初めの日に當り東京青山に於て近衛及第一師團の兵を整列し、觀兵式指揮官を定め、天皇陛下御臨幸の上歩騎砲工各兵隊の操練を御覽遊ばさる。天長節にも毎年の御例となれるが、その他必要と認め給ふ際には、觀兵式仰出されたることあり。例へば明治二十二年二月十一日、紀元節及び大日本帝國憲法發布の日に於ける、明治三十七八年戰役凱旋式の日、に於ける青山練兵場觀兵式の如き是れなり。地方にありても、兵營のある所にては、その日に當りてその隊長は觀兵式を行ふことの定めあり。

(三) 天長節に就ての說話 天長節は 今上天皇陛下御降誕の目出度き祝日にして、新年、紀元節と併せて三大節の一なり。畏くも 天皇陛下は、我が大日本帝國を治め給ふ大君にましまして一天萬乗の尊き御方なり。我等は 天皇陛下の臣民にして我等の祖先が歴代 天皇の御惠を受けし如く、我等も 天皇陛下の深き大御

惠によりて幸福なる日を送ることを得るなり。我等が學校に於て學問を學ぶも、父母兄弟睦まじく暮すも、又樂しきものを見、面白く遊ぶことを得るも、皆是れ 天皇陛下の深き御恩にあらざるなし。天皇陛下は、常に我等臣民の身の上を案じさせ給ひて、我等のために幸福なるべきを圖り給ひ、一日も臣民のことを忘れさせ給はぬほど御仁慈深き御方なり、我等臣民が斯る尊き且御惠深き 天皇を戴き奉るは此上なき幸福ならずや。

今上天皇陛下は、明治十二年八月三十一日午前八時に御降誕遊ばされ、大正三年は御年正に三十六歳におはします。陛下は、御幼少の折は兎角御健康勝れさせ給はず、御傳育の大任に當られし故中山一位局を初め、深く御憂慮申上げたりしが、御齡重ね給ふに従ひて、次第に御健體にならせ給ひ、東宮にましまして、御勉學の傍ら北は北海道、南は九州、西朝鮮までも御行啓遊ばされ、玉體に少しの御障りもあらせられざるは、誠に嬉しきことの極みなり。陛下は、御名を嘉仁と申し奉り、先帝陛下の第三皇子に渡らせられ、御年十一歳の御時即ち明治二十八年八月三十日皇太子に立たせ給ふ。その年九月より學習院に御降學あらせられしが、固より天資御英明におはします上、御勉學怠らせ給はざりしかば、學業の御成績もいと御目出度

進ませ給ひ、明治二十七年八月三十日、中等科第一級御修業の上は、赤坂離宮苑御殿に於て御研學あらせらるゝこととなりぬ。かくて三島毅、本居豊穎等を初め、多くの學者に侍講仰付け給ひ、内外古今帝王の學殘る限なく御修業遊ばされたるのみならず、又、大元帥としての武術をも深く御修練遊ばさるゝに至りぬ。然るに、明治四十五年七月三十日、允文允武なる先帝陛下の崩御は實に我が國家の大故にして、上下官民同胞の深く哀悼し奉り、殆んど爲す所を知らざるに至るも、蓋し當然の事なり。然れども、皇位繼承は寸時も間斷を許さざる所なれば、先帝崩御と同時に、皇太子嘉仁親王殿下には、直ちに大統を承けさせ給ひて帝國に君臨し給ふこととなり、七月三十日、宮中に於て踐祚式を行はせられ、同時に三種の神器を受け継ぎ給ふ、是れ、今上天皇陛下なり。天皇御踐祚の後、父天皇の御鴻圖に基きて銳意治を圖り給ひ、内外漸く多事の日の際しても、國威を發揚し、臣民を愛撫し給ふこと至らぬ限もなし、誠に尊く畏き極みにこそ。殊に八月三十一日は、炎暑の候なれば、祝賀にも障あらんことを慮らせ給ひ、秋季の好時節なる十月三十一日に拜賀宴會などの御祝典を行はせ給ふ旨を仰せ出されしものとありがたし。之れを天長節といひ、都も鄙も押しなべて聖壽の萬歳を奉祝し、戸々軒々日の丸の國旗を掲

げて此の目出度き日を祝し奉るなり。我等が、かゝるありがたき國に生れ、かゝる目出度き日に逢ふこと何等の幸ぞや、常に、天皇陛下の大御恵を肝に銘じて聖壽の榮え久しきを祝し奉ると共に我等擧つて、天皇陛下のよき臣民たらんことを深く心掛くべきなり。

### 〔教授上の注意〕

- 一 本課教授に聯關して、勅語奉讀の際に於ける心得並に式場に於ける一通りの作法をも教授するを要す。
- 二 觀兵式に關しては、成るべくその實況を寫せる圖を示して説明を與へたし。

## 第十七 忠 義

例話 木口小平

〔參考〕參謀本部編纂「日清戰史」

### ○成歡の役

(一) 成歡役の概要

大島旅團長は、七月二十八日午前八時三十分、素沙場に達し、成歡附近、低地上に清兵の幕營數個散在し、月峰山の左方に並ひ、罌粟、坊主山、及東南約三百米突にある

稍高き山頂に、防禦工事あるを見、乃ち清兵は成歡及其東方に接する高地脈に亘て陣地を占領し、且つ牛歇里方面の陣地に關しては、毫も視線に上るもの無しと雖も、成歡と同高に於て、又清兵の幕營あることを知れり。仍て旅團長は、成歡を以て清兵首力の在る所と判斷し、之を攻撃せんとす。旅團長は、翌朝、攻撃のため、右翼隊の司令官には、武田歩兵中佐、左翼隊の司令官には、西島歩兵中佐、之れに砲兵團豫備隊、獨立隊等に區分して、成歡方面の敵を攻めんとす。二十八日夜半十二時を以て、素沙場露營地を出發す。此夜、陰雨晦冥、咫尺を辨せず、加ふるに、道路泥濘にして、間々脚を没し、路幅狹小、路面粗惡にして、往々或は水田に陥り先頭或は岐路に迷ひ、後者或は連繫を失ふ等、隊間の斷續すること數回にして、行進澁滞し、午前三時頃先頭、令通里附近に達す。時に右翼隊の方向に方り、銃聲起り、流彈屢、縱隊の所在に來りて數人を傷く、而して、四時頃、辛ふして都監里附近に達し、左翼隊本隊及砲兵團も續て到り、其都監里西方に開進を畢りしは五時十分なり。

(二) 松崎大尉戰死

又、右翼隊は、歩兵第二十一聯隊第十二中隊(大尉松崎直臣)を以て前衛と爲し、自餘

の諸隊は本隊となり、二十九日午前二時過、素沙場を出發し、全州街道を前進す、時適、滿潮に際し、殊に河川、沼澤多くは氾濫し、爲めに道路と水田とを辨別する能はず、行進極めて困難なり。而して、第十二中隊の、辛ふして佳龍里附近に達するや、忽ち、前方約三十米突に於ける諸家屋內及家屋の間より、猛烈なる射撃を受けたり。仍て、尖兵は直ちに屋後の畑に伏臥し、之に應戰す。時に松崎大尉は、行進路を確めんため、恰も尖兵の位置にあり、此時自ら之を指揮せり、交戰約十分の後、尖兵長山田少尉先づ傷つき、次て、松崎大尉敵彈を受けて斃れ、兵卒にも亦數名の死傷あり。霎時にして、本隊は、尖兵の右側後方に達し、其喊聲を揚げて前進するや、敵兵の過半は、射撃を本隊の方向に轉ぜり、須臾にして、第十二中隊の第一第三小隊は、佳龍里の北方、約百米突の地に達し、射撃を開始せり。(後略)

(三) 松崎大尉最後の状況

松崎大尉は、熊本藩士にして、安政元年を以て生る、幼にして穎敏にして度量あり、長するに従ひ、漢學及文章を好くす、初め、藩の洋學校に學び、明治八年二月、陸軍士官學校に入り、明治十年、西南の亂には、陸軍少尉として各地に轉戰して功あり、次

て戸山學校に入りて、戰術を學び、軍法會議判士に任ぜられ、明治二十一年十一月歩兵大尉に昇進す。明治二十七年六月、大島旅團長兵を率ゐて朝鮮に赴くや、第二十一聯隊附として旅團長の部下にあり、七月成歡を攻むるとき、大尉は一中隊を率ゐて前衛となり、安城渡にさしかゝるや、伏兵起りて猛烈なる射撃を加ふ、我軍は泥濘に陥り、行步甚困難せるも、大尉は大聲叱呼よく衆を勵まして前進す。偶々流彈飛來、大尉の股を傷く、大尉毫も屈せず、劍を以て其銃丸を排除し、尙衆を勵まして指揮する中、彈丸は再び大尉の頭部を貫通せり。大尉今は如何ともするなし、滿腔の赤誠溢り、嗚呼残念なり、の一言を残して戰死を遂げたりき。其後、我軍が安城渡を破り、遂に牙山の巢窟を突きしは、一に松崎大尉の難戰苦闘に負ふ所大なりとす。其忠魂は長へに軍人の龜鑑なり。

(四) 木口小平の戰死。

第二十一聯隊附松崎大尉は、第十二中隊を以て前衛とし、闇夜に乗じて、成歡の城壘さして進み行く、木口小平は、其尖兵となり、勇氣を奮ひて前に立ち、盛に突進の喇叭を吹奏す、敵の打出す砲彈は益々激しき中を、我は僅に二十餘人のみにして如何ともなし難し、木口小平は、二等卒の身にありながら、勃然たる勇氣抑へ難く、敵前五六間の處に進み出て、進めくと吹奏して、我軍の勇氣を振興せしむ、我軍は此勇氣に勵まされて突賊し、遂に敵兵を破る。時に今まで吹き續けたる喇叭の音は俄かに絶えければ、怪しみて之れを見るに、小平は敵彈に中りて勇ましき戰死を遂げたるなりき。其死骸を取片くるに及びてよく見るに、小平は喇叭をしかと握り、之れを口に當てたる儘正しき姿勢をくづさずして斃れ居たり。人之れを見て感嘆せざるはなかりき。嗚呼、忠烈なる小平、死に至るまで己れの任務を盡したる、誠に幾千歳の龜鑑となり、長へに護國の神たらん。小平は實に岡山縣川上郡成羽村の産なり。

第十九 うそをいふな

例話 狼に噬み殺されたる子供

原據 イソップ物語

○羊飼の小兒

卷一 第十八 うそをいふな

此の狼は修身書の教材と一致せざる點あり。されば修身書には、此の例話はイソップ物語より其の大意を取るとあり。

ある人が立派な一群の羊を畜つて、野原に放して置いた。それが爲めに一人の小兒を備つて、毎日番をさせて、自分は下男と一緒に、近所で仕事をして居た。羊は終日丘を上つたり下りたり、或は小川の邊を徘徊したりして、思ふ儘に草を食べて居た。ですから、其の子供の仕事といつたら、唯狼でも来て、羊を害されるやうな事のないやうに、萬一を見張つて居りさへすれば宜いのである。備はれてから、まだ幾日も経たぬ内に、此の子供は、何か事が起つて呉れ、ばよいと思ふやうになつた。何せよ、誰一人自分の話し相手はなし、終日何の面白いこともあるてはなし、獨りぼんやりして羊の番をして居るのは、いかにも退屈であつたからである。そして、子供は、せめて、あの向ふの野に居る下男達と一緒に居ることが出来ればよいと思つて居た。そこで、一つ、狼が来た事にしてやらうと思ひついた。忽ち、大聲を張り上げて、狼が来たッ助けてくれと叫んだ。下男達は驚いて駆けつけて見た。所が、それは、全く冗談であつたので、あきれて野に引上げてしまつた。又次の日も、其の子

は同じ冗談をやつて、再び下男達を騒がした。下男達は愈々あきれた。然るに子供は、平氣で笑つて居た。

こんな事があつてから二三日の後の事であつた。今度こそ、ホントの狼が来て、今にも羊に噬みつかうとした。子供は、聲を限りに、狼が来た、狼が来た、助けて呉れッ」と例の如く叫んだ。併し、いくら叫んでも、誰一人駆けつけて来るものはない。その中に、狼は、羊の大半を噬み殺してしまつた。

一度び當てにならぬ人間だと思はれて仕舞へば、到底其の言つた事は信用されぬものである。

### 〔備考〕

一 新村出氏校、文祿舊譯伊曾保物語にも、次の如く譯されたり。

○童の羊を飼うた事

或童わらわひつじに草を飼うて居たが、動もすれば口遊くまに、狼の来るぞと叫ぶほどに人々集れば、さも無うて歸ること、度々に及うだ。又或時まことに狼が来て、羊を食ふに由よて、聲をばかりに叫喚さけびべども、例の虚言うそよと心得、出會いふ人無うて、盡く食ひ果さ



れた。

下心

常に虚言をいふ者は、縦令眞實をいふときも、人が信ぜぬものぢや。

二 上田博士解説、新譯伊蘇普物語にも、羊飼と狼といへる題にて、殆ど大同小異に記されたり。

〔教授上の注意〕

一 此の寓話は、言ふ迄もなく、虚言の悪しきことを戒めんが爲めに作られたるものなり。而して、修身書に記されたるものは、イソップ物語の嚙よりも更に痛切に虚言の恐ろしきものなる事を感じしめんが爲めに、其の子供が終に狼のために噬み殺されたりと作りかへられたるものなるべし。されば、イソップ物語の嚙は、前記の如くなれども、教授者は、決して、之に従ふを要せず、教科書の記す所に據りて兒童に紹介するを可とす。

二、虚言をいひたればとて、必ずしも敵面に其の報あるものにあらず、されど、其の報は、いつしか我が身に廻り來りて、終に禍を受くるに至るものなることを附説す

るを要す。

三 獨逸の教育者 メスマル 教授は、最近、虚言の研究と稱する二冊の書物を著はし、虚言は、凡ての罪惡の根抵をなすものなりといへり。果して然らば、虚言を戒むるには、殊に兒童の幼時を以て好機となすべし。是れ實に學校及家庭に於て、最も注意すべき事柄なり。

四 かゝる反面の道德を説く場合には、この種の例話と相反せる事實を駢説するも有効なる方法の一なり。即ち、虚言の反對に誠實の例話を附説するときには兒童をして、進んで誠實に向はんとするの念慮を深からしむるを得べし。

◎卷 二

第一 親の恩

例話 二宮金次郎

原據 報徳記卷一

先生、姓は平、名は尊徳たかのり、通稱金次郎、其先曾我氏に出づ。二宮は其氏也。同しく二宮と稱するもの、相摸國柏山村かしらに凡八戸あり、皆其氏族也と云。父は二宮利右衛門、母は曾我別所村川窪某の女なり。祖父銀右衛門、常に節儉を守り、家業に力を盡し、頗る富有を致せり。父利右衛門の世に至り、邑人皆之を善人と稱す。民の求に應し、或は施し、或は賑貸し、數年にして家産を減らし、積財悉く散し、衰貧既に極る。然りと雖も、其貧苦に安んじ、敢て昔日施貸の報を思はず。此時に當て、先生を生む、實に天明七丁未年七月二十三日明治四十五年より百二十四年前なり。次子三郎右衛門、其次を富次郎と云。父母貧困の中、三男子を養育し、其艱難言語の盡すべきに

あらず。千時寛政三辛亥年、先生僅に五歳、酒匂川洪水、大口の堤を破り、數ヶ村流亡す。此時利右衛門の田圃一畝も残らず、悉く石河原となる。素より赤貧、加ふるに此水害に罹り、艱難彌々迫り、三子を養ふに心力を勞すること幾千萬、先生終身言此事に及べば、必らず涕泣して、父母の大恩無量なることを云ふ。聞く者、皆之が爲に涕を流せり。某の年、父病に罹り、極貧にして藥餌の料に當つべき物無し、已むを得ず、田地を鬻て金二兩を得たり。利右衛門疾治して歎じて曰、貧富は時にして免れ難しと雖も、田地は祖先の田地なり、我治病のために之を減ずること、豈不孝の罪を免れんや、然りと雖、藥餌其價を謝せずんばあるべからずと、大息して醫に往き、貳兩を出し、其の勞を謝す。醫師某眉を擧めて曰、子の家極めて貧也、何を以てか此價を得たるや、利右衛門答て曰、誠に余赤貧なる子の言の如し、家貧なるが爲に治療の恩を謝せずんば、何を以てか世に立たんや、子之を問ふに、實を以て告げずんば、子の意も亦安からざるか、貧困極れりと雖も、未だ些少の田地あり、之を鬻て以て謝せり、子勞すること莫れ。醫師愀然として涕を流して曰、予子の謝を得ずと雖も、飢渴に及ばず、子家田を失て、一旦の義を立て、後日何を以て妻子を養はん、予子の病を治め、却

て其艱苦を増すを見るに忍んや、速に其金を以て田地を償ひ、子に報するを以て勞することなかれ、利右衛門許さず、醫曰、子辭すること莫れ、貧富は車の如し、子今貧なりと雖も、安んぞ富時なきを知らん、若し家富むの時に至り、此謝を爲さば、予も快く之を受けん、何の子細か有んやと。是に於て、利右衛門大に感じ、三拜して其言に隨ひ、強て其半金を以て謝とし、其半金を持って歸る。先生父病後の歩行を案し、其歸路の遲きを憂ひ、門に出て之を待つ、利右衛門醫の義言を悦び、兩手を舞して歩行す、先生迎て曰、何の故に悦び玉ふこと此の如くなるや、父曰、醫の慈言此の如し、我汝等を養育する事を得たり、是を以て悦に堪へずと。

〔備考〕

- 一 金次郎の生れたる天明七年は、明治四十五年より遡りて數ふれば實に百二十四年前にして、仲弟三郎左衛門の生れたる寛政二年は百二十二年前、季弟富次郎の生れたる寛政十一年は百十三年前なり。されば金次郎と仲弟との間は、二歳を距て、仲弟と季弟との間は九歳を距てたるなり。
- 二 寛政三年酒匂川洪水は、金次郎五歳、仲弟三郎左衛門の生れたる翌年なり。

〔教授上の注意〕

- 一 兒童用書の挿畫は、金次郎が、父利右衛門の歸を出迎へ居る圖なり。其の家の周圍を觀察せしめて如何にも貧困に陥れる有様を想像せしむべし。
- 二 兒童は、金次郎の頭髮を結べるを見て、不思議の感想を懐くもの多かるべければ、當時に於ける我國の風俗の一端を説く必要あるべし。

第二 孝行

例話 二宮金次郎

原據 前課に同じ

父酒を好み、先生幼にして草鞋を作り、日々一合の酒を求めて夜々之を進む。父其孝志を悦ぶと限なし。時に寛政十二庚申年、先生年十四、父利右衛門大病、日々に衰弱す。母子之を歎き、晝夜看病怠らず、家産を盡して其治を求め、鬼神に祈りて誠精を盡せり。然れとも、命なるかな、終に同年九月二十六日没す。母子の悲歎、慟哭甚しく、邑人皆之が爲に涕泣せり。母三子を養育するに、艱難彌々極れり。母先

生に言て曰、汝と三郎左衛門とは我れ如何様にも養ひ遂ん、末子迄は力に及ばず、三子共に養はんと思せば皆共に飢んのみ、是に於て、末子を携へ、縁者某に往て慈愛を請ふ。某其託を受けて之を養ふ。母悦て家に歸り、二子に告て、共に艱苦を凌んとす。母寝て、徹夜寝ぬると能はず。毎夜流涕枕を沾す。先生怪みて問ふて曰、毎夜寝玉はず、何故なるや、母曰、末子を縁家に託せしより我乳張り、痛苦の爲に寝るとあたはず、數日を経ば、此の憂なからん、汝勞することなかれと。言終らざるに涕潜々たり、先生其の慈愛の深き事を察し、泣て曰、前には母君の命に隨ひ、末子を他に託せり、案するに、赤子一人ありとも、何程の艱苦を増さん、明日より、某山に往き、薪を伐り、之を鬻ぎ、末子の養育を爲さん、速に彼れを戻し玉へ、母此の言を聞き大に悦び、汝云爾は誠に幸也、今より直に彼の家に至り戻し來らんと、速に起て往んとす。先生之を止て曰、夜今子に及べり、夜明なば、予往て抱き來らん、夜半の往返は止まり玉ふ可し。母曰、汝幼若、猶ほ末弟を養はんと思ふ、夜半の往返何を以て厭んやと、袖を拂ふて、隣村の縁家に至り、旨趣を告て末子を抱き、家に歸り、母子四人共に悦ぶこと限なし。

## 〔備考〕

- 一 父利右衛門病没せる寛政十二年は、季弟富次郎の生れたる翌年なり。
- 二 兒童用書の挿畫は、今や季弟を縁家よりつれ返り、母子三人共に悦びあへる光景なり。

## 〔教授上の注意〕

一 前記の如く、報徳記には、父酒を好み、先生幼にして草鞋を作り、夜々一合の酒を求めて夜々之を進む、父其孝志を悦ぶこと限なし。とあり。然るに、教科書には、酒を進めたることを記さず。思ふに、兒童に向つて酒の害を説き、しかも一方に於て斯かる事實を説くとせば、或は兒童をして矛盾を感ぜしむることなきにしもあらず。假令此の程度の兒童に向つて、未だ酒の害を説くことなしとするも、兒童既に其の害を聞知することあらば、或は、金次郎の父は、酒の爲めに早世せしには、あらざるかを疑ふものあるやも知るべからず、爲めに金次郎の孝志は、却つて其方法を誤れるものと思はるべきなり。されば、教師は、故更に此の事實を説く必要なかるべし。されど、予は之を説くことを絶對的に不可なりとするものにあらず、尋常二年度の兒童に向つては、只管金次郎の孝心厚かりし事實として、何氣なく、アツサ

リと説くとせば、決して害なかるべきを信ずるなり。  
二 世には往々其家の貧しきが爲めに、父母兄弟離散して、或は他家に養はれ、或は奉公に出づる等の悲境に陥るもの少なからず。兒童をして、よく己れの境遇と比較して顧みる所あらしむべし。  
三 金次郎が、季弟を縁家より取り戻さんとせしは、單に母を安んぜしむる孝心より出てたるのみにあらず、又以て兄弟をあはれむ心の深かりしことを知るに足るべければ、兒童をして、之を想像せしめ、一は以て、次の課の豫備となすを要す。

### 第三 兄弟仲よくせよ

#### 例話 二宮金次郎

##### 原據 前課に同じ

是れより、鶏鳴に起て、遠山に至り、或は柴を刈り、或は薪を伐り、之を鬻ぎ、夜は繩を索ひ草鞋を作り、寸陰を惜み、身を勞し、心を盡し、母の心を安んじ、二弟を養ふことのみ苦勞せり。

#### 〔教授上の注意〕

一 金次郎が、晝は山深く分け入りて薪を探り、夜は晝の疲れを堪え忍びて草鞋作りを爲し、寸時も怠ることなかりしは、大人と雖容易に及ばざることなれば、金次郎と同年齡(十四歳)なる通常の兒童と比較して、深く其の勞苦を思ひやらしむべし。  
二 薪といひ、草鞋といひ、之を鬻きたればとて、極めて安價なるものなることを知らしむべし。

### 第四 仕事にはげめ

#### 例話 二宮金次郎

##### 原據 前課に同じ

小田原酒匂川、其源富嶽の下より流出し、數十里を經、小田原に至て海に達す、急流激波、洪水毎に砂石を流し、堤防を破り、動もすれば田圃を推流し、民屋を毀つに至る。年々川除堤の土功息まず、故に、邑民毎戸一人つゝを出して此役に當らしむ。先生、年十三より此役に出て、以て勤む。然れども、年幼にして、力足らず、一人の役に當る

に足らず、天を仰ぎ歎して曰、我力足らずして、一家の勤に當るに足らず、願くは、速に成人ならしめ玉へと。又家に飯りて思へらく、人我が孤にして貧なるを憐恕し、一人の役に當ると雖も、我心に於て、何ぞ安ずる事を得んや、徒らに力の不足を憂ふるも詮なし、他の勞を以て之を補はずんばある可らずと、是に於て、夜半に至る迄草鞋を作り、翌未明、人先に其場に至り、人々に言て曰、余若年にして一人の役に足らず、他の力を借て之を勤む、其恩を報ずるの道を求めとも得ず、寸志なりといへとも、草鞋を作り持來り日々我が力の不足を補ふ人に答へんと云ふ。衆人其志の常ならざるを賞し、之を愛し、其草鞋を受けて、其力を助く。役夫休すれとも休まず、終日、草鞋として勤む。此故に幼年なりといども、怠らざるが故に、土石を運ぶこと、却て衆人の右に出づ、人皆之を感ず。

### 〔教授上の注意〕

一 二宮金次郎は、常に自己の本務を全ふせんことを終生の主義となせるが如し。さればこそ、川普請の際にも力一人前に足らざるを憂ひ、夜間の勞働(草鞋作り)によつて其の不足を償ひ、又、母に勤めて弟富次郎を引取りたる時にも、其の費用を償は

んか爲めに、日夜勞苦を惜まずして、之を補ひたるなれ。先生の如きは、眞に勢力の利用と勞力の經濟とを辨へ、常にベストを盡したるものと謂ふべし。  
二 動もすれば勞働を賤しむものは、是れ我國民の通弊なり。此の例話に依つて深く勞働の大切なることを感ぜしむべし。

## 第五 親類

### 例話 二宮金次郎

#### 原據 前課に同じ

于時享和二壬戌、年先生年十六、母疾に罹り、日々に病なり。先生大に之を歎き、天に祈り地に祚り、心力を盡して其治を求め、日夜帶を解ず。其側を離れず、看病手を盡せり。然れとも、其驗あらずして、病こと十有餘日にして死す。先生、慟哭悲痛、殆んど身を傷はんとするが如し。家財既に盡き、田地も亦悉く他の有となる、殘れるもの徒に空屋而已。二弟を撫して悲泣爲す所を知らず。親類議して曰、三男子幼にして養育のものなし、此儘家に在らば、何を以て其飢渴を凌ん、親族に託して、後年

を待には如すと。近親萬兵衛なるもの、先生を家に招き、之を養ひ、第三郎左衛門と末子とは、曾我別所村川窪某之を養ふ。

**〔教授上の注意〕**

- 一 父の死は金次郎が十四歳の時にして、母の死は十六歳の時なり。眞に不幸の極みといふべし。孝志人に勝れたる金次郎の悲しみや如何ばかりなりしぞ。教授の際、宜しく既授第二「孝行」と想ひ比べて、深く同情を表せしむべし。
- 二 既に此の悲境に陥り、剩さへ、睦しき兄弟と袂を分つに至りたるは、兄弟思ひの金次郎の身にとりて、又如何ばかり悲しかりしぞ。此の點既授の第三「兄弟仲よくせよ」と思ひ合せて、益々兄弟共に楽しく暮す身の幸福なることを知らしむべし。

**第六 學問****例話 二宮金次郎****原據 前課に同じ**

而して、採薪の往返にも、大學の書を懐にして、途中歩みながら之を誦し、少しも怠

らず、是れ、先生聖賢の學の初なり。道路高音に之を誦讀するが故に、人々怪み、狂兒を以て之を目するものあり。(以上、前記、金次郎が山に入りて薪を採りて働きたる事の次に記されたり。)

二宮先生已に孤となり、縁者萬兵衛の爲に養はる。時に年十六歳、萬兵衛なるもの性甚だ吝にして、慈愛の心薄し。故に、先生の艱苦極れり。或る時、先生、終日萬兵衛の家業を勤め、夜に入り、寝ずして夜學す。萬兵衛大に怒り、罵て曰、我れ汝を養ふに、多分の雜費あり、汝幼若の働きを以て、何ぞ之を補ふに足らん、今又之を思はずして、夜學の爲に燈油を費すこと、恩を知らざるもの也、汝、家もなく、田圃もなし、人の扶助を得て、以て命を繋ぐ、自の學問して何の用を爲す、速に之を止めよと、激怒すること甚し。先生、泣て過れりと云て之を謝す。天を仰ぎ歎じて曰、我れ不幸にして、父母を喪ひ、幼にして獨立することあたはず、他人の家に養はれ、月を送るといへども、筆道文學を心懸ずんば、一生文盲の人となり、父祖傳來の家を興すこと難かるべし、我自力を以て學ぶ時は、其怒りに觸るゝこと無る可しと、是に於て川縁無毛の地を起し、油菜を蒔き、其實り七八升を得たり、大に悦び、之を市に鬻き、燈油を求め、以て夜學

す。萬兵衛又罵て曰、汝自力の油を求め、夜學すれば、我が雜費には關せずといへども、汝學びて何の用をかなすや、無益の事をなさんより、深夜に至るまで、繩をなひ、我家事を補ふべしと。是に於て、先生夜に入れば、必ず絢をなひ、縫を織り、夜更人寝るに及びて燈火を點し、衣を以て之を覆ひ、他に燈火の漏れざるやうになし、筆學讀書、鶏鳴に及び止む。

### 〔教授上の注意〕

- 一 教科書には衣を以て燈火を覆ひたることを記さず。思ふに是れ金次郎が伯父の目を盗まんが爲めの手段なれば、之を説くときは、兒童をして、或は異様の感を起こさしめずとも限らざるべければ、故更に省きたるものならんか。併し、これも教師の説き方によりて差支なかるべし、即ち、伯父の殘酷なるより、金次郎が斯く迄苦心して勉學せしことに深く同情を寄せしむれば可ならん。且つ夫れ、金次郎が伯父に従順なりしことは他の事實が之を證明して餘りあれば、縱令此事を説きたりとて兒童は、決して金次郎を不徳なりと考ふるものなかるべし。
- 二 兒童は、常に父母より復習を命ぜられても之を拒み、甚だしきは、成るべく父母

の目を盗みて復習を免れんとするものあり。されば、宜しく金次郎の如き境涯にあるものと比較して自省する所あらしむべし。

## 第七 勤 儉

### 例話 二宮金次郎

#### 原據 前課に同じ

晝は山に登り薪を樵り、柴を刈り、田に往て耕耘し、又、酒匂川堤普請の役に出て力を盡し、賃銀を得れば、里正に至り之を託し、其數壹貫文に充れば、之を持ち、村内寡婦年老い身に便りなき極貧のもの、其他貧困のもの共へ、或は二百銅三百銅づゝ之を分ち與へ、暫時の苦を補ひ遣し、聊我身の用とせず、此を以て苦艱中の樂となせり。某の年、出水の爲に用水堀流水し、堀筋變化し、古堀不用の地となるものあり。休日に之を開墾し、邑民の棄苗を拾ひ集て植付しに、幸にして壹苞餘の實りを得たり。喜びて曰、凡そ小を積て大を致すは自然の道なり、是を以て父祖の家を興し、祖先の靈を安ぜんこと必せりと。僅々たる一苞を種として勤勞し、増



倍の道を設け、年を経るに及んで、許多の數に充つ。是に於て數年養育の恩を謝し、家に歸り、家業を興さんことを請ふ。萬兵衛悦んで其意に任す。而して僅かに虚屋を存すと雖、數年無住の故を以て、大破に及び、蔓草軒を蔽へり。先生獨り歸り、草を拂ひ、破損を補理し、獨居して日夜家業を勵み、力を盡して有餘を生じ、其田圃を償ふ。此の如く萬苦を盡して、廢家漸く煙を擧るに至れり。縁者其室あらんことを勸めて止まず、先生之を辭する事數年。是に於て隣村某氏の女を娶れり。

## 〔備考〕

一 斯くて、先生は、家運日に隆々として富力を増すに至り、多年の宿望は愈々達せらるゝに至れり。而して、先生仁慈義侠の心深く、貧窮者を怕み、又は諸侯臣屬の廢類を復興し、土地を開墾して、産業を獎勵し、幾多の人民を教化して、よく勤儉の美風を養はれしなど、實に千歳の下、尙盡きざる恩惠を貽されたるものと謂ふべし。

二 先生の歿したる安政三年は、明治四十五年より數へて五十六年前なり。

## 教授上の注意

一 「小を積みて大となすは自然の道なり云々」は、尋常二學年の兒童に對しては、中

々むつかしき思想なり。加之、此の課動儉は、例話の事實も、思想も共に此學年の兒童にはむつかしかるべし。思ふに、此の課の例話は、二宮金次郎の結末をつけんが爲めに之を擧げたるものなるべし。されば教師は、此の課を説く際特に注意して、成るべく平易に説き去るを要す。

二 教科書には、金次郎が後に、尊徳翁と尊ばれたる時代の肖像なし。されば、成るべく教師は之を用意して示さんことを要す。

## 第八 祖先を尊べ

例話 稻生恒軒の妻春女

原簿 紹述先生文集卷十四

○稻生君續河瀬氏墓誌銘

孺人諱春姓、河瀬氏曾祖壹岐守祖新右衛門考外記妣上田氏元和五年十一月某日生干江戸、五歲喪母事、後母柿谷氏一如所生、孝順婉婉尤得歡心、既終撫育、諸孤慈愛懇到、幹理家事、咸得其宜、常曰、先君性嚴自幼奉承、欲適其意、雖勞不倦、故既長歸干稻

生君終始敬慎不敢少怠謙遜自卑克盡婦道曰人或以我爲愚此吾所宜舅姑在大阪孺人自江戸每裁書問候甚得其歡心後徒旋則舅沒矣事姑期年奉養最摯性儉素不尙華侈事苟利人必竭其力役使婢僕悉加恩意且善婦功補紉裁縫不一委千人至於書問往來貨器餽遺暨造一器製一衣皆設簿銷注弗敢少失最謹祭祀之禮朔望忌日必灑掃盥沐手執饋奠整肅竭誠有異味新果必謹封藏至期乃供或遇私親之忌唯心哀之耳其儀不敢比舅姑乃曰爲婦之道當如此也早喪母氏不及詳知其事乃問之干人略得其世系始末性行內治之大槩錄爲七冊且所以事父母舅姑修身理家之道亦具焉平生念觀世音菩薩常誦其經亦崇信儒術最好朱子小學書謂子婦之道盡於是書又有女誠一篇和歌數百許後家道中艱殆及困約恬焉安處未嘗有戚戚之色教訓子使讀書勵行聞其所交者賢則喜故各自勤勉皆有以成雖嚴君教誨之所致而孺人蒙養之力亦多元祿八年正月八日終于城京寓居壽七十七預裁後事做文公家禮自製衣衾屬託詳悉無有所遺又有訣其子妹書數通貯諸一囊及沒視之皆修身治家之要纖微罔遺讀者莫不感泣是月十二日葬神樂岡東迎稱寺明年六月其子宣義屬伊藤長嵐誌其系行義之大槩錄餘勸詞藏諸擴中銘云

於戲孺人河瀬氏其氏德媛賢內治斯美上孝舅姑下恩戚獲既嗜儒雅兼崇經籍無非無儀壺彝攸範維正維淑凜不可犯神岡之左爰宅其魂佳城葱鬱式裕昆春

〔備考〕

- 一 春女の生れたる元和五年は、明治四十五年より二百九十三年前にして、其の死去の元祿八年は二百十七年前なり。
- 二 祖先崇拜の思想は、殊に農業國に必要なり。近來、米國人が祖先を尊ぶ風を生ずるに至りしは、或は之が爲めならんか。
- 三 毎月一日十五日は、古來我國の習慣上、神佛の祭を營ひ日と定り、今尙農商工業に従事するものは、此日を以て休日とす。是れ恰も、西洋に於て、古來日曜日安息日と定め業を休みて、神を祈るに同じ。

〔教授上の注意〕

- 一 父母の忌日祭日には、休課を許すにより、成るべく墓參すべきこと。(これは、兒童中に、親を失ひたるものあらば、特に其の兒童にのみ注意を促すだけにて可ならん)

- 二 一月一日彼岸盆等には、特に祖先の靈に對して敬禮すべきことを諭すべし。
- 三 此の程度の兒童に向つて、祖先崇拜の思想を理論的に説かんとは元より不適當なり。されば、兒童が、日常家庭又は社會に於て目撃せる事實を基礎とし、又教師自身が有する崇祖の信念より出ずる實感を傳へ、成るべく具體的に説き聞かせ主として實際上の心得を授くるを要す。

## 第十八 天皇陛下

### 〔参考〕

(一) 御降誕と御保育 天皇陛下は、明治天皇第三の皇子、御名を嘉仁と申し奉る。明治十二年八月三十一日午前八時を以て青山御所に於て御降誕遊ばされ、同年九月六日明宮と稱し給へり。御生母は柳原權典侍と承る。麴町區有樂町なる中山忠能侯爵の家に入られしは、同年九月六日なりき。同家は一位の局中山慶子の方が元江戸寺社奉行の後屋敷を拜領せる邸にして、先帝尙ほ裕宮にて在せし頃御養育を命せられしものなり。この頃 陛下には、兎角御健康勝れさせ給はざりしか

ば、局は深く之れを憂ひ、晝夜御側近く侍りて御養育申上げ、尙 陛下の御健やかに成らせ給ふやう、平生信仰する小石川なる鬼子母神に毎月一回必ず自ら參拜して御祈願ありし甲斐のありて、陛下は御成長につれて愈々御健勝に渡らせ給ふに至れり。

(二) 立皇太子 御年七歳の御時即ち明治十八年三月、中山明宮邸より青山御所に御歸還あらせられ、同十二年十二月三日東宮宣下の禮ありて皇太子に立ち給ふ、是れ實に 陛下十一歳の御時にておはしましき。

(三) 御學習 陛下は明治二十年九月學習院に御降學あらせられ、同二十六年七月初等科を卒へさせ給ひしが、同二十七年六月二十日の大地震の爲め、學習院の本館校舎破損せしにより、中學科第一級御修業の上、同年八月三十日學習院の學籍を出でさせ給へり。かくて赤坂離宮苑御殿に於て御學習遊ばさるゝこととなり、博士三島毅、本居豐穎等の碩學に侍講仰付けられ、中等高等の諸學科を卒へさせ給ひしが、素より天資御英明におはしまし、上御勤勉怠らせ給はず、文武兩道にかけての御修練著く進ませ給ひしと漏れ承る。

(四) 御成婚 明治三十三年五月十日 陛下には、故從一位大勳位公爵九條道孝公第四女節子姫と御婚儀の大禮を擧げさせられ、同三十四年四月二十九日第一皇子迪宮裕仁親王(皇太子)同三十五年六月二十五日第二皇子淳宮(皇太子)同三十八年一月三日第三皇子光宮宣仁親王(高松宮)の三皇子を擧げさせ給へり。

(五) 御踐祚 允文允武なる 明治天皇は、明治四十五年七月十九日、遽かに御大患を傳へられしより、御容態日に日に重らせ給ひ、六千萬赤子同胞の誠をこめたる熱禱も其の甲斐なく、七月三十日といふに遂に崩御あらせらる。上下官民の哀悼悲痛譬ふるに物なく、恐懼爲す所を知らず、愁雲寂雨低く大内山にたれこめて千秋の恨を留めたり、然れども、皇位繼承のことは瞬時も曠ふするに由なく、憲法並に皇室典範の明示する所に則らせ給ひ、先帝崩御と共に 皇嗣嘉仁親王殿下には、直に大統を承け給ひて帝位に即かせ給ふこととなり、七月三十日、宮中賢所皇靈殿神殿に踐祚式を行はせられ、同時に宮中正殿に於て、三種の神器渡御の式をも行はせられ、茲に 新帝陛下の御踐祚を見るに至りぬ。次で御即位の詔書を煥發し給ひ、元號を「大正」と改定せしめ給ふ。その詔に曰く

朕非德ヲ以テ大統ヲ承ケ祖宗ノ靈ニ詔テ萬機ノ政ヲ行フ茲ニ先帝ノ定制ニ遵ヒ明治四十五年七月三十日以後ヲ改メテ大正元年トナス主者施行セヨ

(六) 大統繼承の勅語(大正元年七月三十一日)

朕俄ニ大喪ニ遭ヒ哀痛極リ罔シ但タ皇位一日モ曠クスヘカラス國政須臾モ廢スヘカラサルヲ以テ朕ハ茲ニ踐祚ノ式ヲ行ヘリ

願フニ先帝睿明ノ資ヲ以テ維新ノ運ニ膺リ萬機ノ政ヲ親ラシ内治ヲ振刷シ外交ヲ伸張シ大憲ヲ制シテ祖訓ヲ昭ニシ典禮ヲ頌テ蒼生ヲ撫ス文教茲ニ敷キ武備爰ニ整ヒ庶績咸熙リ國威維揚ル其ノ威德鴻業萬民具ニ仰キ列邦共ニ視ル寔ニ前古未タ曾テ有ラサル所ナリ

朕今萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ統治ノ大權ヲ繼承ス祖宗ノ宏謨ニ遵ヒ憲法ノ條章ニ由リ之カ行使ヲ愆ルコト無ク以テ先帝ノ遺業ヲ失墜セサラント期ス有司須ラク先帝ニ盡シタル所ヲ以テ朕ニ事ヘ臣民亦和衷協同シテ忠誠ヲ致スヘシ爾等克ク朕カ意ヲ體シ朕カ事ヲ獎順セヨ

(七) 御孝德 陛下御幼時より御孝心深くおはせしは、我等臣民の洩承りて常に欽仰

し奉る處なり。陛下未だ東宮殿下にておはせし頃は、朝早く起き出でさせられ、常に宮城に向はせられて御遙拜あらせらるゝを例とし給ひしとぞ。此一事を以てしても、陛下御孝徳の一斑を拜察するに足る程なるが、明治二十七八年日清戦争の際は、御父明治天皇は大本營を廣島に進めさせ給ひて、軍國の大事に御勵精あらせられしが、素より御質素なる先帝陛下のこととして、いふせき建物を以て御營所にあてさせられ、不自由を忍ばせ給ひて、専ら我軍の勝算に御劃策あらせらるゝ折柄、陛下は皇太子にて東京にましましゝを、常にも増して朝夕の御勤學に御心をこめさせ給ふを、近侍の人々、かくては御攝生の上に御障りもあらんことを憂ひ奉り、時々御散遊を請ひ奉りしに、陛下は、御父陛下のいふせき行在所におはして、明暮大御心を軍國の大事に碎き給ふを察し奉れば、我が學業の如きは物の數にもあらずとて許し給はず、其後も、夜は遅くまで御寢に就き給はず、朝早く起き出で給ひ、廣島の方に向ひて御遙拜あらせらるゝを日々の御務となし給ひしと承る。又同戦役の際、先帝廣島へ御駐輦の折、大本營近くに出火ありて、玉體を驚かし奉りしこと屢なりしに、或夜玉座より御堀一つを隔てたる所より出火ありたる時、陛下に

は先帝の御機嫌を伺はせ給ふため、廣島におはせし御時なりしかば、このことを聞かせ給ふや、御車の用意をも待たせ給はず、御徒歩にて御參内御機嫌を伺はせ給ひしといふ。

明治十三年六月先帝甲州に行幸、北巨摩郡圓野村内藤朝政の邸に御立寄遊ばされし時、同邸の十五疊なる一室を御座所に充てさせ給ふ。然るに、今上陛下先年東宮にて在せし時、甲州へ行啓あらせられ、其の事を聞召されしかば、早速田内侍從に命じて内藤邸の先帝御座所に充てられたる一室を撮影せしめられ、親しく御携帶あらせられて紀念となし給ひしとぞ、陛下の御孝心今更ながらゆかしく拜し奉る。

明治三十七八年の戦役中のことなりき、當時の皇后陛下少しく御不例に渡らせられしに拘らず、東京豫備病院に行啓遊ばされ、親しく傷病者を御慰問あらせられしかば、陛下は殊の外御心痛あらせられ、橋本侍醫に向て、御母陛下には萬一御障りもあらせられざるやと數回の御下問に、侍醫は厚き御孝心の程を感じ奉り、皇太后陛下御還啓の後、東宮御所に伺候して、聊の御障りもあらせられず、御還啓遊ばさ

れし旨を言上したるに、陛下は初めて御心を安んじ給ひしといふ。

明治四十五年七月 明治天皇俄かに御大患に罹らせ給ひしかば、陛下の御驚きは一方にてはおはさず、當時 陛下には水痘といふ病に罹らせ給ひて、久しく東宮御所に引籠りおはせしが、父陛下の御不例に深く御心を痛めさせ給ひ、いそぎ御床拂仰せ出されて御參内あり、それより後は、日夜御參内ありて親しく御病床に侍して御看護更に怠らせ給はず、天地神明の加護を祈らせ給ひしことは、當時我等の洩れ承る處なりしが、斯る御心盡しの甲斐もなく、遂に七月三十日といふに御登遐遊ばされしこそ痛はしけれ。わけても 陛下の御哀悼は遣る方なきまでにおはしまし、永の御訣別に御袖絞らせ給ふ御痛はしき侍する臣僚哀れに曇らせ給ふ尊顔を拜するに忍びざりしといふ。かゝる御孝心深くおはします 陛下の御心は、實に我等臣民に孝道の範を垂れさせ給ふものにして、畏しとも畏き極みにこそ。

(八) 御仁徳 陛下は又至仁至慈にして、下臣民を憐れませ給ふのみならず、禽獸の上にも御仁慈の御心深く在ますこそ畏きけれ。或年の夏、例により暑を山紫水明な

る日光の御用邸に避け給ひて、御勉學の御暇を山に水に湖に、心を慰め給はんとて侍臣を具して御散策あらせ給ひけり。或時侍臣等が聲をひそめての物語に、誰やらん死したる由を聞召めされ、直ちに侍臣に、何人が死したるか、遺族は如何にしろるかとの御下問ありしかば、侍臣は恐懼して、賤しき者の死なれば申上ぐべきほどの者にあらずと答へ奉りしに、陛下には、人の死ぬることに賤しきも尊きもあらざるべし、況や賤しければ其の後こそ哀れなるものをとの御言葉に、侍臣は今更隠さん由もなく、その者は殿下の御覺えあらせらるゝか否かは存じ侍らねど、此御用邸近くに住みたる車夫にこれあり、屢、殿下の御伴を仰せ付けられたるものなるが、此程より病の床に臥し居たるを遂にみまかり申せしなり」と御答へ申上げたるに、陛下には眉を顰めさせられ、そはまことに氣の毒のことをしてけり、平素は最も壯健に見えたりしを、と仰せられ、更に、車夫とあらば定めて貯蓄もあらざるべし、家柱を失へる遺族等の歎きはさこそあるべけれ、と更に桂侍従を召されて、速やかに金を與へよとの御詔に侍臣等御思召を畏みて若干の金を與へたりといふ。一匹夫の身の上にもかゝる慈雨に浴せしめ給ふ御心こそまことに感涙の極みなれ。

陛下の未だ皇太子にておはしませし頃、一歳愛鷹山(駿河國)に狩し給ひき。御獵の際、土屋宇兵衛と申す山の地理明らかにして、獲物の所在を知れる者、勢子を指揮して狩り出さしむるを常としけるが、此日は終日の御獵に一の獲物だになかりし故、宇兵衛太く案じわびます。勢子を督して百方狩り立てたれど、更に獲物の姿さへ見えず、宇兵衛愈困じ果て、恐れ多けれど、一時を凌がんとため、兼ねて飼ひ置ける兎を放ち、陛下の御出をはかりて叢より追ひ出したりしが、陛下にはさこそと御肩なる銃を取らせ、狙を定めて放ち給はんとせしが、俄かに銃を下し給ひ、最も御不興にて、予は跛足の兎は撃つまじと仰せられ、更に今叢より飛び出したる兎は跛足なる上に山地に慣れざる模様の見ゆるは、慥かに飼兎なるべし。願ふに、本日、狩に一の獲物なきより、予の不興なるを氣遣ひて飼兎を放ちたるなるべきが甚心得ぬことなり。予は狩を好めども、漫りに生物を殺すことは好まず、只山野を跋涉して身體の保養ともなり、清鮮なる空氣を呼吸して自ら慰むるに、何ぞ獲物なきを悲しまんや、疾く取調べて返上せよとの仰せに、侍臣等恐懼惜く處を知らず、宇兵衛は今更隠さん術もなく、斯くと實を言上し奉れば、陛下には深くも咎めさせ

給はず、たゞ以後慎しむべしとの仰せありし由洩れ承る。又或年御狩野に立たせ給ひて、一頭の鹿を射留め給ひしが、旅館に御着の後之を御覽せられ、惻隱の情を口詠み給ひて

あもしろく打らはしつれどなく鹿の

聲きくときはあはれなりけり

之を拜聽せるもの、皆其の優美にして御仁慈の深きに感じ奉らざるはなかりしといふ。

(九) 畏き御慮 陛下には、先帝崩御の後、大正二年六月十八日迄は青山離宮に在まし、日々宮城へ出御、政務を辦はせ給ひしが、御途中の警衛、又は電車の通行を停止するを御覽せられて、いとも氣の毒に思召され、七月三十日午前渡邊宮相を召して左の御沙汰書を賜はりたり。

従來行幸啓の際電車の通行止めのことあり、斯くては一般臣民の不便尠なからざれば、可成通行の妨げにならぬ道筋を擇ぶべく、又馬車の動搖を防ぐ爲通路の電車線附近に砂を敷くの慣例ありしも、自今其儀に及ばず。

渡邊宮相は畏き 聖旨を拜承して御前を退き、直に係官と協議の上、青山離宮より宮城への御道筋變更の旨を奏せしに、陛下には直ちに御裁可あらせられ、七月四日より御通御の御道筋を變更して、赤坂離宮東御門より左へ紀伊の國坂を上り、右へ喰違ひに入り、伏見宮邸前通り紀尾井坂を經、紀尾井町より山元町通り日本中學校角左へ右へ半藏門を入り、御車寄へ御着御相成ることゝなし奉れり。聖德洪大の程只々感佩の外なしといふべし。

(十) 御規律 陛下尙東宮にておはせし頃、毎年春秋の二回御見學のため、必ず各地へ行啓遊はさるゝ御例なりしが、何地に渡らせらるゝも、御平素の御例にならせられ、毎朝必ず六時に御寢室を離れさせ給ふことなるが、一昨々年岡山縣下へ成らせられし當時、閑谷へ行啓の際の如きは、平素よりも餘程早く御目覺めあらせられて、侍臣の未だ準備も整はざるに「早くせよ」との御諛なりき。陛下には、常に翌朝の起床時を前夜御治定遊ばさるゝ御事なるが、侍從等が若しも御加減申上げて分時を誤るが如きことあるときは、嚴重にその不注意を責めさせ給ふとか。此一事を以て見るも、陛下が如何に御規律嚴重に且つ御勤勉にあらせらせらるゝかを

推量らるゝ次第なり。寒暑激烈の際又は晝間事務多忙の際の如き、我等は多く常例を破るが常なるに、陛下には如何なる場合と雖御常例を缺かせ給ひしことなかりしといふ。加之何時行啓遊ばす御時も、如何に御多忙なる御時にても、夜分には必らず其日の日記を書かせ給ひてより御入浴遊ばされ、暫時御休憩の後御寢所に入らせらるゝやに洩れ承る。今更ならぬことながら御勤徳の程畏かりけり。

其他 陛下には軍事に大御心を寄せさせ給ひ、常に陸海軍を御統率あらせらるのみならず、特に馬術に御熟達遊ばされ、又詩歌、語學、書道等の文事にも長じさせ給ひ、御政務をみそなはず御かたはら、常に寸陰を惜しみ給ひて、なほ是等の道を勵み給ふなどまことに感佩の極みにこそ。

(十一) 日獨交戦中の御聖徳 陛下御登祚以來日尙淺き大正三年七月、埃塞の戦は端なく歐洲全土の混戦を誘發し、其餘波は飛んで我が東帝國に及べり。我國は英國が日英同盟の條約を履みて以て英に援護を與へんことを懇請したるに對し、同盟國の情誼を重んずると同時に、我が東洋永遠の平和を確保すべき必要よりして、遂



に獨逸に對して干戈相見ゆるの餘儀なきに至らんとせり。折柄 陛下には三伏の暑を日光に避け給ひしにも拘らず、風雲漸く急なるを思召され、直ちに鳳輦を都に還させ給ひ、直に御前會議を開かせ給ひ、八月廿三日愈、對獨宣戰の詔書を煥發せらるゝに至れり。爾來我勇猛なる陸海軍は、あらゆる危難を冒して膠洲灣内獨逸の根據地を抜くべき傳命を帯びて必死の活動を繼續しつゝあるが 陛下には痛く宸襟を惱ませ給ひ、日夜政務を御勵精ありて、日曜といはず、祭日といはず、軍國の政務を御總攬あらせらるるかたはら戰況を親しく御下問あらせらる。又我が出征將卒の艱苦を案じさせ給ひ、田中侍從武官を戰地に御差遣遊ばされしが、田中侍從武官は九月廿八日大命をおびて青島攻圍軍の陣地に到着し、我神尾司令長官及び英軍司令官に聖旨を傳達せしが、何れも 陛下の優渥なる御沙汰に感泣し、直ちに御禮電報の執奏を乞はれたる程なりき。又 陛下には、青島にある敵國民の身の上をも案じさせ給ひ、我が軍の攻圍中にある非戰鬥員を立退かせ給ふなど御仁愛の深き今更感涙の極みなるに、陛下自から戰時なればとて、すべての經費を

省かせ給ひ、特に外國品の御使用を避けて、大方は内國製品にて御満足遊ばさるゝとか漏れ承はるだに畏しや。その出征兵士の遺族及死傷軍人の身の上をあはれませ給ひし御製に

國のためたふれし人の家人は

いかに此よをすごすなるらん

ぬけがたき<sup>よ</sup>砦<sup>や</sup>ぬかんとすてし身を

慕ふ妻子やいかにかなしき

武士のいのちをすてしたゝかひに

かちしえものはたふとかりけり

(以上大正三年十月御製)

聖恩かくの如く廣大無邊なり、我等はかゝる尊き御國に生れ、かゝるありがたき洪恩に浴するを得るは亦何等の光榮ぞや、我等は常に聖旨を奉戴して、忠良なる臣民の本分を全ふし、以て至仁至慈なる大御心にこたへ奉らんことを深く心に銘ぜざるべからず。

## 〔教授上の注意〕

- 一 本課教授の際前出卷一第十六「天皇陛下」の資料をも参照するを要す。
- 二 明治二十七八年戦役當時に於ける廣島大本營の御有様に關しても、勢ひ多少の附説をなすを要す。
- 三 青山離宮より宮城に至る道筋につきましては、略圖によりて大體を説明すべし。

## 第十九 皇大神宮

## 〔参考〕

- 一 皇大神宮とは、伊勢國宇治山田町にある内宮の御事なり。天照大神の御魂代みたましろとして八咫鏡を祭る。第十一代垂仁天皇の朝に、此の地に宮居を定め給ひてより凡そ二千年を経たり。宮の背後には神路山かみぢの老杉鬱蒼として千古の緑を表はし前には五十鈴川の清流滾々として萬代の壽を示す。
- 二 神殿は昔ながらの白木造にして、御屋根は茅を以て之を葺く。而して内外の御門並に板扉など極めて質素なる御造りなり。古來天武天皇以來二十年毎に新

材を用ひて改築し給ふ御定めなれば、常に現在の宮地の傍に同積の空地あり。此の御改築に當る年を式年と稱す。明治の御代となりては、明治二年全二十二年全四十二年に改築の御事ありたり。

三 御正殿の御棟木の上には十本のかつを木を並べ、又其の兩端には千木をうちちがへたり。周圍には四重の御垣を繞らす、内より瑞垣玉垣外玉垣板垣と申す。

四 御祭典の内重なるものは、祈年祭ひねんまつり（二月十七日）神嘗祭かみじまつり（十月十七日）新嘗祭あたらしくまつり（十一月廿三日）にして、當日は勅使の参向あり。

五 代々の天皇の皇大神宮を御尊崇遊ばさるゝことは一方ならず、皇室若くは國家に大事あれば必ず之を奉告し給ふ。皇室の大事とは、御結婚御即位等にして、國家の大事とは宣戰媾和憲法發布等なり。又毎年宮中御政事始め（一月四日）には、内務大臣先づ大神宮の御狀情を奏し奉るを以て例とす。

六 今上天皇陛下は、明治二年三月同五年五月全十三年七月全三十八年十一月の四回行幸遊ばされたり。其の中明治三十八年の行幸は、三十七八年戦役平和克復の御奉告の御爲めにして、十一月十四日御發輦、全十七日皇大神宮に御参拜遊ば

されたるなり。

七 拜聞する所によれば、東宮御所に於ける 殿下の御座所の鴨居には、二つの御張札あり、一は伊勢一は宮城と御書きあり。殿下毎朝御起床の時、必ず之に向つて御拜あらせらるゝ御事なりと承る。

八 神宮の御事を掌る役所二あり。一は神宮司應にして、一は神部署なり。前者は、主として、御祭事を掌り、後者は、曆、御札のことなどを掌る。神宮司應所屬の職員は、内務大臣直接に之を監督す。其の員數三百五十人餘あり、祭主は、皇族の御方にして、其の下に宮司あり、勅任又は奏任にして、祭主の命を受けて祭祀に奉仕す。政府は、毎年五萬圓を支出して、神宮の御費用にあて奉る。

九 御神殿の用材は、木曾の御料林より伐り出したる檜にして、之を伐り出す柚又は木挽は、身を清め、宮内省より給與せる裝束を着て、工事に従事す。社殿の御建築に従事する大工等皆同じ。明治四十二年の御造營費は、凡そ二百萬圓を要せりと云ふ。

十 昔者元軍十萬我が西海に押し寄せたる時、龜山上皇は、戰勝を神宮に祈り奉り、

御身を以て國難に代らんと誓ひ給ひ、我れの大勝を得るや、更に勅使を遣して御禮の參拜をなさしめ給へり。近くは明治卅八年、日露の交戦に大勝を得るや、天皇陛下親しく御參拜あらせられ、又、東郷大將、大山大將等を始めとして、幾多出征の將士の參拜ありたり。是れ皆益々我が國威を輝かし給ふ皇大神宮の御神徳に奉答せんが爲めなり。

### 〔教授上の注意〕

一 皇大神宮の御事を幼少なる尋常二學年の兒童に授くるは、稍々困難なることは、何人も均しく感ずる所なるべし。然れども斯かる大切なる事は、國民として成るべく早く心得しむるを要す。是れ、此の教材を本學年に配當せし所以ならん。是に於て、吾人の研究すべき問題は、如何にせば此の教材を本學年の兒童に有効に授け得べきかといふ事なり。

二 先づ、教師は、皇大神宮は何故に有難き神様なるかを兒童に知らしめざる可らず。それが爲めには、

一 皇大神宮は、我が天皇陛下の御先祖なること。

二 御神殿竝に其の御周圍の様子を拜し奉れば如何にも神々しく、ありがたきこと限りなく、何人と雖、自ら襟を正さざるものなきこと。(修身掛圖によりて、成るべく具體的に説明し、教師が幸ひに曾て參拜せしことあらば、其の實感を腹藏なく傳ふべし。)

三 代々の天皇が皇大神宮を御尊崇遊ばさるゝ御事、及 今上天皇陛下の御參拜屢々ありしこと等。

四 我が國民一般の崇敬し奉る實況、參宮鐵道の繁昌又は宇治山田市の賑ひ、殊に宿屋の繁昌などを語り聞かすべし。

之を要するに、此の程度の兒童に向つては、抽象的の説述を避けて、成るべく具體的の説明を與へ、且つ教師自身の尊崇の信念を兒童に移し植うるに如かず。

五 此の教材を取扱ふ頃は、恰も神嘗祭前後なれば、神嘗祭の前日にも亦神宮の祭事につきて簡単に語り聞かすべし。

### 第二十一 約束を守れ

#### 例話 廣瀬武夫

原據 大分縣教育會編纂軍神廣瀬中佐詳傳

#### ○廣瀬中佐を偲ぶの一節

川上前賢品  
事務官夫人

川上とき子

一昨年露都を發してイルクーツク市に御到着の時、これより先はシベリヤの原野幾千里氷と雪と踏み破りて獨り旅せねばならぬ身の途上、如何なる災の降り來ぬとも測り難し、生きて日本に着くや否、甚危く念はれ候てイルクーツク市出立の前夜、終宵机に憑りて様々の書狀認められ候由に候。其中の一通は實に日本の一小兒に宛たらしきものに候。これは兼て御歸朝の日にはロシヤの郵便切手數多土産に得させんとのお約束なされし子供なる由にて、武夫様の仰せられ候に、私が若し途中で死んだなら折角切手を待つて居る子供がどんなに失望するか知れません、氣の毒ですから切手を封じ込んで手紙を書いて私が若し途中で亡くなつた曉に、その子に届けてくれといふことを兄に頼んでやりました。約束を果さなかつたと思ふと、死んでも氣持が悪ういすから、少しも心残りのない丈に、種々な手紙や書き付をしましたが、先づ無事にこゝまで着きましたとの事に候ひき。あゝ

今の世にかくまで心掛よき人幾人かあるとぞんじ候。武藝は萬人に秀て候も、一點粗野の御舉動なく女子も及ばぬ優情はありながら、一點女らしき厭味のなきもの、中佐の如きは稀に候。中佐と御交際致し、その清く直く温かく然かも力あり氣概ある御性質を味ひ候て、活ける修身書を讀む心地致し、愈々世の輕薄才子の如何ばかり賤しむべきかを解し申候。

君は酒も煙草ものみ給はず人に知られて耻かしき家の門くゞり給ひし事もなく候。されば海山千里の外なる露都に在まし給へる時も、御行跡自から他の人とは異り花の街に狂ふ胡蝶の如き輩をば睦まじくし給はず、獨り品格ある家庭に宿を求め、子供を相手に遊ぶをこよなき愉快となし給へるよしに候。されば子供の親達も亦大層喜び廣瀬様を家族のやうに愛遇せられ候よしにて、君が露都を辭して歸りの日には、諸家より家族一同或は數多の子供の名など彫り付けしロシヤ七寶または銀象の美しき水呑皿茶碗など贈られしもの多く、何れも皆君の優しきお心を記念せる文字を刻み申候。

(註) 廣瀬中佐は、明治三十年六月廿六日、露國留學被仰付(當時海軍大尉)同三十三

年九月廿五日、海軍少佐に叙せらる。次で、同三十四年十月十二日、歸朝仰付らるゝまで殆んど四年間露國にありて、専ら研鑽の功を積まれたり。而して海軍中佐に任ぜられたるは、同三十七年三月二十六日にして、戦死せられたるは三月二十七日なり。

任海軍中佐(二十六日附)

叙功三級授金鷄勳章

(叙勳四等旭日小綬章)

明治三十七年戦役の功に依り功三級金鷄勳章並年金七百圓及勳四等旭日小綬章を授け賜ふ(二十七日附)

○中佐の約束嚴守。(同書四百十六頁)

男爵大島圭介氏の次男次郎氏は、明治二十年頃、中佐と講道館で親しく交はつた人であるが、次郎氏の實弟六三氏も、同様な交際があつたので、中佐は、上陸する毎に屹度書を送つて、次郎氏兄弟に面會を求めるとして居たが、その約束の時間を守ることが極めて嚴格であつたさうである。其後、次郎氏は、三十四年に、獨逸へ

留學し、中佐もまた露國へ赴むいたが、書信の往復は、絶えずあつた。然るに中佐は、三十五年十二月、露國から歸朝したので、六三氏は、同月二十四日に、横須賀に行つて、朝日艦で會談した所が、中佐は、令兄次郎君に、露國から土産を持つて來たけれども、荷物が到着しないから、他日送附しませうと、言つて別れて、其儘となつて居た所、本年二月十九日附て、朝日艦井原少佐から發送した小荷物一個が、四月の六日に大鳥家に到着したので、披いて見ると、アルミニウム製の雙眼鏡であつた、これに一封の書狀が添へてあつたさうだ。これは、中佐が第一閉塞に赴くに當つて、出發前に往日の約束を履むために、遺書を認めて、此品を送り越したのである。中佐が、斯る一小事に至るまで、苟も忽諸に「しないので、平生奈何にその心掛の疎でないか」が思はれるのである。

## 〔備考〕

一 廣瀬中佐は、明治元年五月二十七日生なり、而して、其の戰死は、明治三十七年なれば、時正に三十七歳なりき。中佐の兄廣瀬勝比古氏は、中佐より長ずること七歳、現に、海軍少將にして、東京市牛込區市谷加賀町に在り。二人が、其慈母を失ひしは、

中佐が僅かに八歳の時なりき。中佐十歳の時、父は、飛驒國高山の裁判所長となり、任に赴く、中佐亦父に従ひて高山に轉居せしが、十六歳の時、兄と共に上京して遊學の身となれり。

二 中佐が、上京の後始めて入學せしは、芝の攻玉社(海軍兵學校入學準備の學校)なり。當時、中佐に關する一美談あり。或時、同僚中の一人、新入學生某に向つて暴言を加へ、將に鐵拳を其頭に下さんとす、中佐此の様を見て、忽ち二人の間に入り、故參生に向ひ、弱者いぢめはよし給へといふ。然るに、此の亂暴者少しも聽き入れず、刺さへ、中佐に喰つてかゝり、却つて亂行を移さんとす、中佐少しも驚かず、きつと睨みつけ、机上の短刀を引抜き、勝負なら眞劍で來い……とて、仁王立となりて寸歩も引かず、流石の亂暴者も、恐れて其の非を謝せりといふ。

三 明治十八年、中佐は、學業品行共に優等の成績を以て、攻玉社を卒業し、全年十一月築地なる海軍兵學校入學を許さる。此の時、中佐喜びの情を認めて父に送る、父は、直ちに返書を中佐に送れり、書中、日本第一等の人物になれ、の一句ありき、中佐は、再び返書を認め、正直を本とし、日本第一等の人物になれよとの御獎勵感銘仕候、豈

唯日本第一等を期せんや、五大洲中第一等の人物たらんを期し候云々と言ひ送りたりとぞ。

四 明治二十二年四月、中佐は海軍兵學校を卒業して、少尉候補生を命ぜられ、軍艦比叡に乗込み、全年八月より翌年二月まで、布哇に向つて遠洋航海をなせり。

五 全年十月十八日、中佐は嘉納治五郎氏の創立せられたる講道館に於て、柔道の試合をなし、拔群の優勝を得られたり。中佐は、かねて攻玉社在學當時より講道館に入りて、柔道を學び、兵學校在學中、既に初段に進みしなり。十八日、無事布哇の遠洋航海を終り、品川沖より上陸して、講道館に至る。此の日、恰も全柔道大會に當れり。中佐喜びて直ちに紅組の一人となる。勝負は次々に進行し、今や白組は九人を残すに、紅組は僅かに四人を餘すのみ。此の時、中佐の番は來れり。中佐は忽ち敵を倒せり、次で二人目を倒し、三人目に勝ち、又も四人目の剛の者を破り、五人目は苦もなく之を倒せり。全段者を倒すこと五人に及べるもの、古來柔道に其例を見ずといふ。次で六人目の二段と戦ひ、引分けとなりしが、中佐の力により、紅白各三人を餘すこととなりきといふ。

六 中佐が露國に留學を命ぜられたるは、明治三十年六月廿六日、時正に三十歳なり。八月露都に入り、日夜孜々として勉學せり、十二月祖母死去の報至るや、中佐日夜泣き通すこと十余日に及び、爲めに眼を患ふるに至れりといふ。

七 中佐は、氣象常に快活にして、子供を好み、露都に在りても、暇あれば子供を相手にして無邪氣に遊び居たりといふ。

八 露國留學中、一日海軍省に行き、一士官と語る。士官曰く、日本人は如何に戰術に長じて居ると云つても、體力が一般に弱いから、いざ接戦となると、何の役にも立たぬと、中佐は心中窺かに其無禮を怒りしが、靜かに答へて、否、日本には、古來柔道といふものがあつて、如何に體力が弱くても大の男を苦もなく投げ倒す術があるから、イザ接戦となると却つて此方の仕合せだといふ。士官は、然らば一番試めして見ようといふ。中佐は、心中これは面白い、一つ腰の立たぬ程投げつけくれんと思ひ、微笑しつゝ、省内の廣場に出て、試合ひしが、物の見事に彼士官を投げ飛ばしたり、中佐の勇名是より露都に普ねく、其後露國皇帝の御前に於て、彼國の力士と試合を御覽に供し、見事勝利を得たり。明治三十五年一月、中佐は、露都を立ち、歸途西比

利亞を経て、浦鹽斯德に出て、それより滿洲を巡歴して、三月二十八日無事新橋に歸朝せられたり。

〔教授上の注意〕

以上備考に揚げたる事實は、教師の参考として記したるものなれば、必ずしも一々兒童に之を紹介するに及ばざるべし。

◎卷 三

第一 皇后陛下

〔参考〕

(一) 御降誕と御幼時 皇后陛下の御系統を記し奉るもいと畏けれど、御聖徳を頌し奉るよすがともなるべければ、こゝに記し奉ることとせん。陛下は、明治十七年六月二十五日、赤阪なる九條家にて御降誕遊ばされ、御名を節子姫と申し奉る。御生母は中川局野間幾子と申す。御兄君は御當主道實公、良政男の御二方にて御姉君は山階宮範子殿下、本派本願寺法主裏方故籌子の方にして、御弟妹の君御二方在しましき。九條家はもと五攝家の一にして、藤原鎌足公第十七世の孫關白太政大臣藤原忠通公の第九男攝政關白藤原兼實公は、その御祖先にして、それより二十九代を経て従一位道孝公に至れり。御父道孝公は、資性温厚忠勤にして、夙に國事に奔走し、明治維新の際には、多大の功勞ありしかば、主上の御覺え殊に目出度かりき。



是れまで九條家より入りて皇后皇妃に立ち給ひし方勲からず。近くは 明治天皇の御母に在します英照皇太后は、實に道孝公の御妹君にあらせ給ふを以ても、皇室と九條家との關係淺からざるを知るべし。陛下は、實にその第四女に當らせ給ふ。

當時皇太子殿下の妃を撰ばせ給ふに當り、諸公爵家の中にて淑徳高き令嬢も多かりしが、概ね蒲柳の質にして、御選に入るべき由なかりしも、獨り九條節子姫のみは、高貴の御方にも珍らしく御壯健におはしまし、自然に人の上たる御才徳を備へさせられ、且つは皇室との御關係も深きこととて、遂に皇太子妃に立たせ給ひしとのことなり。

九條家の家風として、都會にて兒女を養育するは、兎角柔弱に陥るの弊あればとて、其御幼少の頃より、常に都離れし閑地を選びて育てらるゝが常例なりしとぞ。されば、陛下にも、御降誕ありてより六歳の御年までは、閑靜なる片田舎にて御養育を受けさせられたれば、いとも御健やかに御成育あらせられ、五歳の秋御歸邸ありてより七歳の春華族女學校に御入學遊ばされ、爾後六年にして小學校を卒へ、御

年十三歳にて中學科に御進級、三年の御學業を卒へさせ給ひ、明治三十二年七月、四十餘名の同級生中、第五位の好成绩を以て首尾よく御卒業遊ばされたりしは、いとも御めでたきことなり。夏期休業後より、更に高等中學科に御入學の御豫定なりしも、皇太子妃に御内定ありたれば、遂に御退學遊ばされたりとぞ。

(二)御在學當時の御勉學 陛下は華族女學校御在學中、常に規則正しく御勉學あらせられしかば、小學校を卒へさせられし頃より、御學業一段の御進歩あらせられ、御成績もいよ／＼御めでたかりしとなり。學科中特に秀でさせ給ひしは、國語と習字なりきとぞ。陛下は、斯く専心に御勉學あらせられしも、少しも因循の御氣質にはおはさず、常に戶外遊戯を好ませられ、校庭等に於ては、暫しも停立蹲居など遊ばされしことなく、常に活潑に御運動遊ばされ、御服裝の如き、亦極めて御素質に遊ばし、日々の御通學にも、大風雨等の外は、大抵御徒歩にて御通學あらせられ、毎年施行する身體検査の際には、常に甲の評點を得させ給ひしといふ。

然れども、陛下は資性溫良にましまし、女子の態度を失ひ給ふが如き御振舞在しませざるのみならず、平時にありては、瑣細の御事にまで御留意遊ばされ、御言葉

も御明晰にして、御學友に對しては、いともやさしく種々の御物語あらせられ、自然に御愛嬌と御威容とを備へさせられ、御學友よりの欽仰敬慕たゞならずしとぞ。

(三) 師弟の情誼を重んぜられしこと。陛下は、明治三十三年五月十日、御年十七歳にして、皇太子妃殿下として御入輿あらせられしが、いよ／＼皇太子妃に御内定ありし時、父君道孝公は、姫君に向ひ、今度いよ／＼退學するに就きては、先頃まで教授を受けし人々を招待して御禮の告別を遊ばしては如何と仰せられしに、御仰せの程は誠に辱けれども、現在教授を受けし人々のみならず、小學時代より訓陶を受けし方々をも同時に招きて御禮を申したければ、此儀許させ給へとの姫君の御答へに、父君も痛く感じ、御就學の當時より御訓陶申上げし細川華族女學校長、下田學監以下、小學校の職員に至るまで、残りなく赤坂の御本邸にと招かせられ、姫君にも御臨席あらせられて、いと厚き御饗應あり、且つは、貴重なる御品を紀念として御手づから一同に下し賜ひしかば、一同は姫君の御恩義に對する御感念の厚きに感泣せざるはなかりきといふ。

(四) 書道に御堪能。長くも、皇后陛下には、華族女學校に御通學の御頃より、小野鷲

堂翁を師として書道にいそしみ給へり。翁は、女學校よりの歸途屢、九條家に罷り出で、御指導申すことゝなりしが、やがて、姫君は、長くも皇太子妃殿下とならせ給ひ、翁も亦特に召されて、毎週土曜日に四十分間書道を御進講すべき旨を仰付けられたれば、翁は、定日には必らず齋戒沐浴して御前に進むを例とし、十餘年に及べり。

陛下は、此久しき間に、御病氣其他の御支障以外には、必らず二人の侍女を伴ひて御學問所に御出で遊ばされ、翁の捧ぐる御手本によりて御熱心に御筆を運ばれしといふ。

(五) 佛語に御堪能。陛下が華族女學校御在學中、學術技藝に拔群の御才能を有し給ひしは、前述の如くなるが、御退學の後、主として國文學並に敷島の道を御熱心に御研究遊ばさるる傍ら、音樂は幸田女史に、佛語は佛人サラセン氏に就きて御稽古遊ばされ、何れも専門家に劣らぬ程御精通あらせらるゝ中にも、殊に佛語に御堪能あらせらるゝは、外人も驚き奉る程なりと承る。

(六) 深厚なる御友情。陛下が華族女學校御退學の後、御學友二三ありしが、聽て御入輿の日も迫り、最早や今日を限りと申す日に、御學友連れ立ちて御暇乞ひに上りし

處 陛下にも痛く名残を惜ませられ、斯くも親しうせし友達の暇乞ひとは果敢なき心地ぞせらる。是迄の如く度々御目にかゝること叶ふまじけれど、此交情は今に變らずあらせ給へ」と仰せられ、真心を盡し給ひて御接待あらせられしとなん。要するに 陛下は、御幼少より玉體いとも御健やかにおはしまし、御温良にして御活潑、慈悲愛情に富ませ給ひ、あらゆる美德を備へ給ひしが上に、御才藝いとも勝れさせられし御方にて、實に女性としての御模範を垂れさせ給ふ御方なるこそ畏けれ。

(七) 御仁慈 大正元年七月三十日 新帝御踐祚と共に 皇后に立たせ給ひ、我等七千萬同胞の上に臨ませ給ふ、いとも畏こま極なり。陛下には、御幼少より御慈愛の御心深く、近侍の人々にも何異となく、勞り給ふこと、世の常の姫君とは御見受け申されざる程にて、自然に人の上たる御徳を備へさせ給ひぬ。未だ妃殿下にておはせし頃は、毎朝御附の人々の起き出で、やうやく雨戸繰り開くる頃より、必ず御起床遊ばされ、直ちに御手水を召さるゝことを例とし給へり。或朝のことなりき、陛下には、例の如く早起し給ひしに、時恰も日の出遅き冬の日なりければ、御附の

人々漸く御湯釜の下を焚き附けしばかりにて、御湯は未だ日當水ほどにも成り居らざりしに、少しも厭はせ給ふ御氣色だになく、其儘汲み取りて御使用あらせらる。御附の人々恐懼措く能はず、翌朝よりはつとめて夙く起き出でたり。陛下は、早くもそれと知し召され、我が身一人のために皆の人々を勞せさせんはいと氣の毒なりとて、それよりは、起き出でさせ給ひても、直ちに御手水を召させられざりしかば、近侍の人々、何れも 陛下の御慈悲に感泣したりしとぞ。

御慈悲に富ませ給ふ御方なれば、素より 先帝並に照憲皇太后に對し奉りても、極めて御孝養の御心深くおはしまし、時にふれ折に應じて御參内天機を伺ひ給ひ、様々に御かしづき給ひければ、兩陛下の御寵愛も殊に御めでたかりしとなん。特に明治四十五年 先帝陛下の御惱の際には、折柄東宮殿下には御微恙にて、侍醫より御外出を御止め申上げし間は、日夜 陛下の御參内ありて 皇太后陛下を御援けまゐらせて専心御看護遊ばされし御志の程感じ奉らざる者なし。かくて 皇太后は、大正二年三月、沼津御用邸に於て御發病、日々御重患に陥らせ給ひければ、

陛下の御憂慮は譬へんにもなく、御病を訪はせ給ひしこと屢々なりしが、遂に歸らせ給はぬ御身となり給ひければ、陛下の御悼み給ふこと限りなくおはしませし御心ばえを拜しては、誰か感佩の涙に咽ばざる者あらんや。

陛下には、皇太后陛下の久しく垂れさせ給へる御仁慈の道に倣ひ給ひ、その御遺徳を繼がせ給ひて、六千萬同胞の身の上を慈しみ給ふと限りなく、慈惠救済の事業、赤十字社等の經營に御力を添へ給ひ、常に國民を御獎勵ありて、博愛仁慈の普及を計らせ給ふこと寔に畏こき極みなり。殊に、大正三年八月以來の日獨戦争に於ては、我軍の傷病兵の身の上を深く御軫念あらせられ、日夜御心を盡して繻帶を製して陸海軍に下し賜ひ、又出征兵士、傷病兵を御慰問遊ばさるゝのみならず、御仁慈敵の浮虜傷病兵にまで及ばせ給へる、誠に有難き極なり。斯く御仁慈海の如くおはします。陛下こそ、實に吾等臣民の仰ぎ奉るべき。皇后陛下にてあらせ給ふなれ。

(八) 産業御獎勵 陛下は宮中に入らせ給ひてよりは、皇太后陛下の御懿徳に倣は

せ給ひて、産業に御心を注がせられ、殊に養蠶織物の業を御獎勵あらせらる。曾て妃殿下にておはせし頃、東宮御所のある御建物を修繕せしめ、御躬づから蠶兒を御飼育あそばされしに、毎年良好なる御成績を得給ひしかば、製糸料として之を東京蠶業講習所製糸部に原繭を下し賜ひしとぞ。

陛下は、又夙に織物の業に御留意あらせられ、親しく御稽古遊ばされんと、御心より、京都西陣より數名の工女を召され、御殿内に織物所を設け、糸繰り機織りの業まで御躬づから御修業の勞苦を取らせ給ひしとぞ。されば、青山御所に仕へ奉りし女官にして斯業を心得ざるものなしといふ。

(九) 諸皇子殿下 陛下には、三皇子を擧げさせ給ひぬ。明治三十四年四月二十九日には、皇太子迪宮裕仁親王殿下を、翌年六月二十五日には第二皇子淳宮雍仁親王殿下を、三十八年一月三日には第三皇子高松宮宣仁親王殿下を擧げさせ給ひ、三皇子ともに、いと御健やかに生ひ立たせ給ふは、こよなき皇室の御繁榮にして、亦國家無窮の隆運を卜し奉るべきなり、畏しとも畏こし。

〔備考〕 皇后陛下に關しては、拙著講堂訓話〔同文館發行中〕「皇后陛下」の項の記事を參照せられんことを望む。

第二 忠君

例話 和氣清麻呂

原據 續日本紀・日本後紀

○續日本記卷三十

己丘。認曰。天皇(良我)御命(良麻止)詔(久)夫(臣)下(等)云(物)波(君)仁(隨)天(淨)久(貞)仁(明)心(乎)以(天)君(乎)助(護)奉(對)天(方)無(禮)面(幣)利(無)久(後)仁(波)謗(言)無(久)奸(偽)利(詔)曲(流)心(無)之(天)奉(侍)倍(岐)物(仁)在(然)物(作)從(五)位(下)因(幡)國(員)外(介)輔(治)能(真)人(清)麻(呂)其(我)姉(法)均(止)甚(大)仁(惡)久(奸)流(妄)語(乎)作(天)朕(仁)對(天)法(均)伊(物)奏(利)此(乎)見(流)仁(面)乃(色)形(口)爾(云)言(猶)朋(爾)己(何)作(天)云(言)乎(大神)乃(御)命(止)借(天)言(止)所(知)奴(問)求(仁)朕(所)念(之)天(在)何(如)久(大神)乃(御)命(爾)波(不)在(止)聞(行)定(都)故(是)以(法)乃(麻)爾(麻)退(給)止(詔)布(御)命(乎)衆(聞)食(止)宣(復)詔(久)此(事)方(人)乃(奏)天(在)仁(毛)不(在)唯(言)其(理)爾(不)在

逆爾云利。面幣利毛無禮之天已事乎納用與止念天在。是天地乃逆止云爾此與利増波無。然此方諸聖等天神地祇現給比悟給爾己曾在禮誰可敢互朕爾奏給牟猶人方不奏在等毛心中惡久垢久濁天在人波必天地現之示給都留物會。是以人己我心乎朋爾清久貞爾講天奉侍止詔布御命乎衆聞食止宣。復此事乎知天清麻呂等止相謀家牟人在止方所知天在止毛君波慈乎以互天下乃政事波行給物爾伊麻世波奈毛慈備慈美給天免給布。然行事乃重在牟人乎波法乃麻爾麻叔給牟物會。如是狀悟天先爾清麻呂等止同心之天一二乃事毛相謀家牟人等波心改天明仁貞爾在心乎以天奉侍止詔布御命乎衆聞食止宣。復清麻呂等波奉侍留奴止所念天已會姓毛賜豆治給之可。今波穢奴止之豆退給爾依奈毛賜幣利之姓方取互別部止成給互其我名波穢麻呂止給比法均我名毛廣虫賣止還給止詔布御命乎衆聞食止宣。復明基波廣虫賣止身波二爾在止毛心波一爾在止所知豆奈毛其我名毛取給互同久退給等詔布御命布衆諸聞食止宣。

○同卷三十

始太宰主神習宜所會麻呂希旨。方媚事道鏡。因矯八幡神教言。令道鏡即皇位。

天下太平。道鏡聞之深喜自負。天皇召清麻呂於床下。勅曰。昨夜夢。八幡神使來云。大神爲令奏事。請尼法均。宜汝清麻呂相代。而往聽彼神命。臨發。道鏡語清麻呂曰。大神所以請使者。蓋爲告我即位之事。因重募以官爵。清麻呂行詣神宮。大神詔宜曰。我國家開闢以來。君臣定矣。以臣爲君。未之有也。天之日嗣必立皇緒無道之人。宜早掃除。清麻呂來歸。奏如神教於是道鏡大怒。解清麻呂本官出爲因幡員外介。未之任所尋有詔。除名配於大隅其姉法均還俗配於備後。

○全卷三十

丙午。葬高野天皇稱德天皇於大和國添下郡佐貴鄉高野山陵以從三位藤原朝臣魚名爲御前次第司長官後五位下桑原王爲次官。判官主典各二人。從四位下藤原朝臣繼繩爲御後次第司長官。從五位下大伴宿禰不破麻呂爲次官判官主典各二人。皇太子在宮留守。道鏡法師奉梓宮便留廬於陵下。天皇自幸由義宮便覺聖躬不豫。於是。即還平城自是積百餘日不親視事。群臣曾無得謁見者。典藏從三位吉備朝臣由利。出入臥內傳可奏事。天皇尤崇佛道務恤刑獄勝寶之際。政

稱儉約自太師被誅道鏡擅權。輕興力役務繕伽藍公私彫喪。國用不足。政刑日峻。殺戮妄加。故後之言事者。頗稱其冤焉。

○同卷三十

庚戌。皇太子令旨。如聞道鏡法師。竊挾祗鞭之心爲日久矣。陵土未乾。奸謀發覺。是則神祇所護。社稷攸祐。今願先聖原恩不得依法入刑。故任造下野國藥師寺別當發遣。宜知之。即日遣左大辨正四位下佐伯宿禰今毛人。彈正尹從四位下藤原朝臣楓麻呂。役令上道以從五位下中臣習宜朝臣阿曾麻呂爲多襲島守。中略壬子三七於元興寺誦經。是日授從四位上坂上大忌寸苅田麻呂正四位下以告道鏡法師奸計也。

○同卷三十

乙丑徵和氣清麻呂。廣虫於備後大隅詣京師。

○同三十一卷

光仁天皇。丙戌。復和氣公清麻呂本位從五位下。己亥。從五位下和氣宿禰清麻呂爲播磨員外介。

丁巳。下野國言。造藥師寺。別當道鏡死。道鏡俗姓弓削連。河內人也。略涉梵文。以禪行聞。由是入內道場。列為禪師。寶字五年。從幸保良時。侍看病。稍被寵幸。廢帝常以為言。與天皇(孝謙)不相中。得天皇乃還平城別宮。而居焉。寶字八年。太師惠美仲麻呂謀反伏誅。以道鏡為太政大臣禪師。居頃之。崇以法王。載以鸞輿。衣服飲食。一擬供御。政之巨細。莫不取決。其弟淨人。自布衣。八年中。立至從二位。大納言。一門五位。者男女十人。時太宰主神習宜阿曾麻呂詐稱八幡神教。誑耀道鏡。道鏡信之。有觀觀神器之意。語在高野。天皇紀。泊于宮車。安駕。猶以威福。由已竊懷。僥倖。御葬禮畢。奉守山陵。以先帝所寵。不忍致法。因為造下野國藥師寺。別當。遞送之。死。以庶人葬之。

乙卯。以從五位下中臣習宜朝臣阿曾麻呂為大隅守。  
甲子。從五位下和氣宿彌清麻呂廣虫賜姓朝臣。  
庚午。正五位上和氣朝臣廣虫從四位下。授從五位下和氣朝臣清麻呂從四位下。  
○同三十七卷 桓武天皇之代  
三月戊寅。從四位下和氣清麻呂為攝津太夫。

六月癸未。美作備前二國國造中宮太夫從四位上兼攝津大夫民部大輔。  
戊申。山城國葛野郡公田二町賜從三位和氣清麻呂。

○日本後紀卷八

(桓武天皇延曆十八年)贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣清麻呂斃。本姓磐梨別公。右京人也。後改姓藤原和氣真人清麻呂為人高直。匪躬之節。與姊廣虫共事高野天皇(稱德)並蒙愛信任。右兵衛少尉神護初授從五位下。還近衛將監特賜封五十戶。姊廣虫及并年許嫁從五位下葛木宿彌戶主。既而天皇落飾。隨出家為御弟子。法名法均。授進守大夫。尼位委以腹心。賜四位封並位。祿位田寶字八年。大保惠美忍勝叛逆伏誅。連及當斬者三百七十五人。法均切諫。天皇納之。減死刑以處流。徒亂止之後。民若飢疫。棄子草間。遣人收養。得八十三兒。同名養子。賜葛木首。此時僧道鏡得幸於天皇。出入警蹕。一擬乘輿。號曰法王。太宰主神習宜阿蘇麻呂媚事道鏡。矯入幡神教言。令道鏡即帝位。天下太平。道鏡聞之。情喜自負。天皇召清麻呂於牀下。曰。夢有人來。稱入幡神使云。為奏事。請尼法均。朕答曰。法均軟弱。難堪遠路。其代遣清麻呂。汝宜早參聽神之教。道鏡復喚清麻呂。慕以大臣之

位先是路真人豐永爲道鏡之師。語清麻呂云。道鏡若登天位吾以何面目可爲其臣吾與二三子共爲今日之伯夷耳。清麻呂深然其言常懷致命之志往詣神宮神託宜云云。清麻呂祈日今大神所教。是國家之大事也。託宜難信願示神異神即忽然現形。其形三丈許。色如滿月清麻呂消魂失度。不能仰見。於是神託宣。我國家君臣分定。而道鏡悖逆無道。輒望神器是以神靈震怒不聽其祈汝歸如吾言奏之。天之日嗣必續皇緒汝勿懼道鏡之怨吾必相濟。清麻呂歸來。奏如神教天皇不忍誅爲因幡員外介尋改姓名爲別部穢麻呂流于大隅國尼法均還俗。爲別部狹虫流于備後國道鏡又追將殺清麻呂於道雷雨晦暝。未即行。俄而敕使來僅得免。于時參議右大辨藤原朝臣百川愍其忠烈便割備後國封鄉廿戶送充於配處。寶龜元年聖帝光仁踐祚。有敕入京。賜姓和氣朝臣。復本位名(中略)天應元年授從四位下拜民部大輔爲攝津大夫累遷中宮大夫民部卿授從三位延曆十七年上表請骸骨優詔不許。仍賜功田二十町以傳其子孫清麻呂練於庶務尤明古事撰民部省例二十卷于今傳焉。(中略)薨時贈正三位年六十七。有六男三女。(下略)

## 〔備考〕

- 一 護王神社は、明治十九年十一月三日山城國京都市上京區櫻鶴圓町に鎮座せり。別格官幣社に列し、毎年四月四日を以て例祭を行はせらる。
- 二 清麻呂が大隅に流されたる神護景雲三年は、明治四十五年より一千百四十四年前なり。
- 三 清麻呂の廟は、元は高尾山神護寺にあり、嘉永四年三月詔して護王大明神の神號を宣下す。
- 明治七年別格官幣社に列し、護王神社と改め、十九年十一月、今の所に遷す。明治三十一年更に正一位を贈らる。
- 四 宇佐神宮は豊前國宇佐郡宇佐町にあり、官幣大社なり。此の宮は、古は、伊勢大神宮と並べ奉りて二所宗廟と稱し奉り、天皇即位及國家の大事變災等ある時は、勅使を遣はして之を告げ奉る例ありき。

## 〔教授上の注意〕

- 一 此の例話は本學年兒童の如き、未だ日本歴史を學ばざるものに向つては、稍々無理なる教材なり。されば、教科書の「注意」にもあるが如く、我が皇位は長くも萬世



一系の天皇繼承したまふものなることを簡明に説ききかすを要す。  
 二 清麻呂が道鏡の毒言をも恐れず、猛然として精忠を盡したるは、恰も戰場に於ける勇士が、一命を捧げて國家の爲めに盡すと同一なることを知らしむべし。

### 第三 孝行

#### 例話 渡邊登

原據 白井菊也加須屋壽賀藏合著「渡邊華山」

先生諱は定靜、字は子安、又伯登とも云ひ、通稱を登と云へり。幼名を源之助と稱せしが、避くる所あるを以て、藩主默巖公より虎之助と改稱せしめられ、後又更に登といふ名を賜はりしとかや。華山といふはその號にして、師匠鷹見爽鳩の授くる所、別に寓繪堂、全樂堂、全暇居士などの號あり、田原に蟄居を命ぜられ、後隨安居士と號せり。

其頃三宅氏の封土たる三州田原は、僅に一萬二千五百石の小藩とて、財政の困難言ふべきにあらず、富有なる藩士とては一人も無く、何れも皆貧窮をのみ告げ居た

るが、實に貧乏は英雄の母とやら、前にかきし如き士民遊惰の世の中に、田原藩の稍趣を異にせるあり。田原藩士の其中には、文武の技藝に長けたるもの、氣概あるもの、義勇にして且智あるもの、往々にして認むる所なりしなり。然れども、斯る時代の事にしあれば、いかに活眼達識の人士あるも、其身微賤なれば、其言容易に行はれず、若し強て之れを實踐せんとするか、適々以て中傷の毒矢にかゝる。是に於て乎、志士退いて凡庸進み、賢者隠れて愚夫顯れ、事専ら暗弱たる門閥者流の擅制に出たりき、實に有爲の士に取りて最も困難の時代なり。

華山先生の祖父は、同藩士平山家より入りて其家を嗣げり。之を渡邊市郎兵衛とす。是れも亦繼嗣なきを以て、實家平山直儀の三男、即ち己が從子を養うて繼嗣と爲す、是れなん華山先生の父にして、諱は定通、字は叔澤、市郎兵衛と稱し、此時年齡十五歳なりき。田原より江戸へ來り、同藩士鷹見爽鳩に就て學ぶ。家貧しければ、書籍を購ふの資金なけれども、天性學問を好みしかば、夙に起き、夜に寝ねて、光陰を惜み、自ら筆を執りて、他より借り來れる易經、詩經、書經、禮記、春秋、左氏傳など、種々の書物を寫し、寫しては讀み、讀みては寫し、手に書物を離す間もなきばかり怠りなし。

勉強の効むなからず、學業大に進み、師の覺えもめてたかりき。父病死につき、家督を相續し、祿故の如く、十五人扶持を賜はりぬ。夫れより追々昇進して、遂に年寄(家老職)末席に擢んでられ、役料とも都合百石四人扶持を食むにいたりぬ。田原藩主備前守康明君の初年に至りて、病氣に付き職に終りたり。其子男子五人と女子三人とありて、長男は即ち華山先生にぞある。

先生は、寛政五年、即ち父市郎兵衛が家督相續の翌年九月十六日の丑の刻に、江戸半藏御門外の藩邸にて生る。母は、永井大和守の家來河村彦左衛門の娘なり。先生生れて後、數十日が程も眼を開かざりければ、誰も皆盲人ならんと語り合へりし。然れども試に其の背を打けば、暫く眼を開きけるにぞ、人々いづれも異しみ居たりけるとなん。先生三歳の時、父市郎兵衛留守居役を勤むるに依り、上屋敷、即ち半藏御門外の邸に移りけるが、夫れより、先生は朝な夕なに藩候の内庭に入りて、康武君及び夫人默笑君の寵を受け、五歳の頃よりは默笑君の田原へ歸らるゝ毎に、いつも召連れられたりといふ。先生幼少の時より、平生の舉動尋常の小兒に同じからず、素直にして能く、兩親の心に従ひ、謹んで、其の吩咐を守り、些も戻るなどいふ事なく、

惡戯をなすやうの事なく、温順にして、大人しが、他の多くの兒童等には、邸内に引きある用水井戸に寄添ひて、常に其水を弄び戯るゝが此上なき樂にてぞありけるに、先生は曾てかゝる戯れをなさず、また風揚げ、竹馬乗りなどの嬉戯も餘りに好まざ、言はゞ、些か鷹揚すぎるばかり、自から他の小兒等の仲間外れになりて居たりけるにぞ、皆々阿呆よ馬鹿よ鈍魔よと陰口を利きにけり。

先生年十二歳の頃より、藩世子龜吉君の御伽役となり、月俸若干を受く。此の時の事なりき、先生或日、日本橋邊を通行しつゝ、あられしに、備前の藩主池田侯の先驅に邂逅ひぬ。此時代の風紀として、諸侯の先驅を冒すを嚴しく戒め、若し之を犯すものあれば、誰れ彼の容赦なし、打擲は勿論甚しきは斬棄てるなど、諸大名が暴威を逞しふすると限りなきの極か、遂に先より來し者に毫無禮の舉動なきにも拘らず、此方より亂暴無道の言葉をいひかけ、人を打擲し、斬棄てなどして、己が暴威を示すを此上なき樂となすに至りしなり。それかあらぬか、其時しも、先生は遂に池田侯の先驅のために散々に打擲されて、言はん方なき惱みに出會ひたり。されど、此災難は先生の爲めには、只外形上のみの災難たるに過ぎずして、其害は寔に得がたき

幸福にてありしなり。何となれば、先生は、此苦痛を受けしがために、發憤したれば、先生子供心にも幾多度歎息して、さても淺ましき身の上かな、備前侯とて、同じ人間といひ、且つ又予と大抵同年配にておはしながら、嚴めしき行列つくり、大勢を率つて、天下を横行せらるゝ事斯くばかりなるに、予は名もなく位も無き兒童とて、理否をも問はて、滅多打にうち据えられ、世に復と無き大の耻辱を忍び泣き、涙拭くさへ面目なし、天命とは云ひながら、争て此卑き身分に一生を畢らるべき、今より何なりと志して、一心不亂に勉強しなば、如何なる事とて何條出事ざる事やあらん、然なり、何にても修業して、一廉の者と仕上げ、予も後の日は決して人の侮を受けざる程の人間に成るべし、否斷じて成らざるべからず。」と、心に獨り思ひ定めて、一層氣象を強ふせしとかや。其の頃、同藩に御祐筆を勤むる高橋文平となんいふ人ありし。先生幼稚ながらも之れと友とし善かりしを以て、種々と相談の末、遂に鷹見爽鳩(父市郎兵衛の師とせし爽鳩の子)の門人となり、儒者となつて身を立てんことに決心せり。

當時の渡邊家の有様は如何にといふに、父市郎兵衛二十年來の持病に惱み、先生

の第四人妹三人都合七人、いづれも猶幼く、母河村氏の手一つにて祖母、病父ならびに同胞八人の世話介抱、それも充分の資金もちて爲んは難きにあらねど、竈の煙さへ微けき間に、斯る苦勞の痛はしや、折角なせし子供すら、愛らしく成長の日をも待たずして知らぬ他郷の人に遣り、或は寺へ奉公にやり、或は旗本の婢女にやり、兎角の間に月日をば送れども、防ぎ難きは貧の穴、溜るは借財、減るは財産、如何にしたらば此後を安樂に過し得て父母を慰めん術やあると、年數あらぬ先生も、惣領息子の身を思ひいと心を苦しめしことなるべし、されば先生は己が身上に就て、又もや夫の高橋文平に相談に及びけるに、文平忠告しけるやう、貴下は常に學問にのみ心を寄せ儒者となりて世に立たんと申さるゝが、いかにも其志の程は一點の申分なけれども、貴下の家の目下の有様實に難澁且夕に迫るの急にありながら、金子に縁遠き儒者となりて如何にせん、今の急を救はれんには、儒者となり玉はん所存最も然るべからず。貴下は天稟の畫材を抱き居たまふを如何て畫家となつて生計を補ひ、以て兩親の安堵を計り玉はざるぞと語りける。先生元來幼き時より畫心に富み、何物を描くも能く其形容を寫し出し、往々人を感ぜしむるばかりにてありけ

るにぞ、讀書の師匠爽鳩も亦、書を學ばんことを先生に勧めける。悟る所やありけん、それより爽鳩に頼み入れ、其紹介にて芝に住める白芝山（せしやま）となんいふ書家の門人となりたり。是れ文化五年の事にして、先生年十六にてありき、此年先生、藩主備後守康友君の近習を仰せ付けられ、又若干の給金を受けらる。

寛政五年、先生三十歳の時の事なりき、藩地内去年の旱魃にて違作なりしを以て、屋敷向へも非常に儉約を仰出されける。然るに渡邊家にては、春の初めより父市郎兵衛持病の癘を屢起し、殊の外惱みければ、再三まで致仕を乞ひたれど、許されざりければ、彼是と憂ひに沈みけるに、舅氏川村某故ありて浪人となり、家族數人をつれて來寓したれば、費用支へ難くして、一日も安き思ひを爲す隙なく、借財かへすは愚か日々足らぬがちなるにぞ、先生は己が潤筆にて得る所の金もて其穴埋せんと力めたりしかども、竟に償ふに足らざりき。此時先生思ふやう、動きも出來ぬ此困窮、何たる不幸不運ぞや、蓋し是れ天公予が不徳を責めて此刑罰を下さるゝものならん、噫々予が誠の無きよりして、斯く父母まで免れ玉はざる困難に至りしならぬ、いかにしてか此不幸の罪惡を償はん。」と自から其身を責め、兎角して父母に苦勞

せしめざるやう専ら心を凝せしとぞ。

（壁書の一部） 兩親御出被成候内は事を曲げて、も内食は出精いたし困乏を救ひ候段第一に心得御兩親の御安心を鬼神に誓ひても可奉祈事。

去程に、老父市郎兵衛には、例の持病の癘の爲めに身體大きに衰弱し、胸脇苦惱煩悶して、動もすれば食さへ欠くに至りしより、屢々退役を願ひ出ても聞届けなかりしにぞ、己を得ずして、病間には強ひて勤めに出つゝありけるが、遂に堪へがたくて、文政七年五月の初め頃より引籠りて療養したり。先生殊の外憂ひ、寢食を安んぜず、彼や是やと醫藥を求めて怠りなく介抱を盡せしかども、其甲斐なくて、追々病氣甚しうなり、遂に同年八月九日六十歳を一期として去りぬ。平素孝心比びなき先生にして、此不幸に逢ひ、如何て忍び得らるべき、其哀哭悲愁の情言はんかたなく又せんすべも知られざるばかりにてありしかども、追慕の念ひ切なるまゝ、自ら筆と硯を執りて遺骸に對ひ、悲しき涙折々袖に押拭ひつゝ、漸くにして其遺像を寫しけり。斯くて先生その喪に居ること頗る厚く、佐藤一齊が著せる所の喪祭篇に基きて、略々儒家の葬禮を具へ、菩提寺たる小石川の善雄寺へ送葬し、粗き淺黄の

木綿もて喪服を製し、用事なきときは、常に只端しく坐りて悲しみ居り、其間嘗て齒を見はされざりしとかや。先生の如きは、善く死者に事ふる者といふべし。扱夫れより忌明に及び、父の遺祿八十石を承繼ぎて家督相續を仰付られぬ。時に先生年三十二歳にてありき。

## 〔備考〕

登の生れたる寛政五年は、明治四十五年より數へて百十九年前なり。

## 〔教授上の注意〕

- 一 此の例話を授くるには、徳川時代に於ける藩政の大體を説き聞かすべし。
- 二 當時、醫療の術未だ開けず、爲めに登の父の病氣も其の治療に困難を感じ、遂に失命するに至りしものなるべし。依て以て登の心中を思ひやらしむべし。
- 二 登が父の喪に居ること頗る厚かりしことに因みて、喪中の心得を説き聞かすべし。

## 第四 兄弟

## 例話 渡邊登

## 原據 前課に同じ

天保十年、即ち先生四十七歳の春、藩主より、先生に内命を下したまひ、田原へ往いて國政を爲さしめんとせられしに、其四月を以て、先生は病氣のため、退役願を藩主へ差出したり。先生が兄弟の友情に厚かりしは、其願書中に認めたる先生の小傳に詳なり。

前略 抑私十二歳の時、日本橋邊通行仕候節、わすれも不仕、備前侯の御先供に當り打擲を受候時、子供ながらも大息仕候は、右備前侯御年大體同年位にて大衆を率ゐ、御横行被成候事、同じ人間にて天分とは申ながら發憤に不堪、今より何也と志し候は、如何成儀にても出來可申と存じ、其頃高橋文平と申もの御祐筆相勤候、私子供には候得共、同人合口にて候間相談に及爽鳩先生の門に入、儒者に相成可申と決心仕候得共、私親父二十年の持病にて一日も看病按摩不仕時は無之、朝夕退食の間これを奉公同様に相心得、母の手タスカリ仕候、其上兄弟皆幼少にて、七人(未だ五郎生れ不申)

も有之、唯母の手一つにて老祚病父私共其日を送り候事故、何分右様の有餘無之、貧窮は尤甚敷筆紙の盡す處には無之、依之弟共は、寺へ奉公に遣はし、又は出家致させ、妹は御旗本へ奉公に遣し、其辛苦艱難之内、幼少の弟を私十四歳計りの時板橋迄生き別れに送り参り候時、雪はチラ／＼ふり來り、弟は八九歳にて、見も知らぬ荒男に連れられ、跡を振向／＼わかれ候事、今に目前に見え候如く御座候、右弟は定意と申、後に熊谷宿にて客死仕候。雷之助と申すは始七歳の時青松寺と申寺へ奉公に遣し、後に御旗本屋敷へ養子に遣はし候、これ以て其始食物引足不申、養子など、申事には無之仕合故人皆あなどりを生じ丸裸にて遣はし申候、親不知の如くに御座候間何事も先方里方をあなどり終に京都へ出奔仕、後其主人惜き人物に被存、引もどされ候處、是又數年辛苦仕候故、彼地にて病氣罷成、終に歸府否相果候、妹兩人も右のあらまし故一人は遠方へ遣、一人貧家へ罷越貧死仕候、これかれを考へ候へば其もとは皆至貧至困罷成、無策無術罷成候上、親父大病と申すものにて兄弟過半非命同様の病死に御座候云々。

## 〔備考〕

登が八九歳ばかりの弟を他に遣はしたりとあるは、埼玉縣熊谷町へ遣はした事なり。又雪中板橋まで見送りたりとある板橋は、現に東京府下にある町にして、市を走ること凡そ一里の所にあり。

## 第五 勉強

## 例話 渡邊登

## 原據 前課に同じ

然るに、爰に先生の爲めに太と不幸なる事こそ起りけれ、其は、先生の書の師匠白芝山方より弟子たることを斷られしにぞある、白芝山が、何故に先生を斷りしかといふに、前にも記せし如き先生の境遇とて、貧のためには、心ならずも師匠に對する謝禮など、自然不行届勝ちなりしにぞ、遂に其れが爲めに、入門の後僅か二年にして情なくも謝絶されしなりとかや。いかにもして、生計の補ひを爲し、父母の心を慰めばやと思ひしより、人の勧めに従ひて、曾て決せし志を翻へし、貧苦の間に僅かの紙代を母より貰ひ、一日も早く成業してと祈りし甲斐もなさけなや、天を怨みん乎

天に罪なし人を怨みん乎人に罪なし徒に悄然として沈坐しつゝ我身の上を思ひ廻せば廻すほど父の事母の事同胞の事いづれか涙の種ならざらん思ひ迫つてシクシと泣き居る傍に寄添ひて父市郎兵衛が曰へるやういかに歎きしとて今更返らぬ事斷られたるは此方の不運と斷念めるより外はあらじこれしきの事に力を落して争か男子と謂はるべき寧ろ然るべき他の師を求めて一層技藝を勉勵し情なき者に後悔させんばかりの精神なくては叶ふまじ金子金陵名は允圭字は君章事は御兩敬大森勇三郎様の家來なれば事の一伍一什を細かに述べ志のほどを打明けて物語りたらんには屹度憐みをかけて教育してくれるべし何條志氣を屈する事やあると言はれて先生も大に悟り且ついたく喜びて夫れより金陵の門下に入りけるに金陵仔細を聞きて坐ろに義侠の念を起し殊更悲愍を加へてぞ教へける。其甲斐ありて先生の書の枝追々に進みたりしも固より貧窮は以前に異ならで稽古に用ゆべき紙筆など調へん術なきにぞ初午の燈籠の書など描きて之れを賣りそれにて漸く辨じつゝ修業なし尙傍ら佐藤一齊に就きて學問をなし又谷文晁にも就て書の道を研究なしたるが身忙はしくて時間乏しきがために毎朝夙に

起出て、飯を焚きながら書物を手にして勉強なせしとかや人に優るの人こそ其天才に依るもあれど多くは能く勉めし者なれ。

文化十一年即ち先生二十二歳の正月納戸役を仰付けられ給金月俸を増加されしが此時より務めむき頗る繁忙となりしかども繪書文學などの事いさゝかも撓まず益々勉強に餘念なかりし其効能老成も殆んど畏るゝばかり書の技に上達し、それより追々文雅の友數多を得諸名家と相往來し或は社を結びて繪事の甲乙會を起し或は展覽會などを開きて専ら精を磨き腕を鍛練したりしかば書名の漸く世に知れ渡ると共に書を乞ふ者も多きに至れり。其後とも先生は勉強怠りなく書物を読み且つ抄し書を作り又は古書を模するなど常に光陰を惜みて技術の進歩にのみ只管力を用ひたり。

先生三十歳頃に至り書風大に改まりぬ。是れまでは谷文晁北村武清等の書風に似たりけるが追々別に一家の機軸を顯はし且又西洋書の陰陽を分てるを太く喜びて頗る其法を採り是れよりして肖像を畫くに妙を得たるにぞ諸方より肖像書を頼むもの多かりきといふ。

先生、此頃より心を深く洋學に傾けぬ。蓋し、當時洋學の書物といふものは、只阿蘭陀國の書物の渡り居しのみにて、其書を読み得て、洋學者との聞えありし者は、小關三榮、高野長英、畠中善良、鈴木春山等、僅かに數人のみにてありけるが、先生は原書を読み得ざりけるにぞ、右の小關、高野などを平生招待して、地志、及び歴史の類を講釋せしめ、書き附けては聞き、多くの書物を作りけるに、原書に精しきとの名ある輩よりも、一層深く原書の意旨を曉りて、いと明瞭に記し居りしにぞ、兩人等も殆んど先生の敏捷なるに感じ居たりとなん。

## 〔備考〕

一 金子金陵は、當時江戸の畫人なり。名は允圭、字は君璋、日南亭と號す、畫法を谷文晁に學びて、殊に花鳥を能くす。文化十四年二月、明治四十五年より九十六年前歿す。(大日本人名辭書)

二 谷文晁は、近世の名畫家なり。文晁は、其名又た字に用ふ、初名は文朝文五郎と稱す。寫山樓、畫學齊、蜚叟、無二等皆な其の別號なり。薙髮して文阿彌と號す。麓谷の男、壯年にして書を加藤文麗に學び、中年北山寒巖に就て清人の畫風を修め、後

宋の牧溪、本朝の雪舟、探幽の筆意を追慕し、自ら一家をなし、徳川田安家に仕へて畫師となる。東都に住す、人物山水花鳥虫魚に巧みなり。特に水墨山水に妙を得。曾て白川樂翁侯の命に依り、集古十種を編纂す、世人の能く知る所なり。又た名山圖繪本朝畫纂等を著し、世に稱揚せらる。實に近代の畫仙と云ふべし。天保十二年十二月十四日歿す。年七十八、江戸淺草深空寺に葬る。文晁性寬量にして典故に屑々せず、子女一嘗て某侯の宴に侍す、侯七賢紛闘の圖を作らしむ。文一色を正して曰く、已に賢と云ふ何ぞ紛争を之れ爲さんやと。侯之れを聞きて曰く、文一の氣慨嘉みすべしと、宴罷みて歸りて之を文晁に語る、文晁笑ひて曰く、汝蓋んぞ寫さざる、七賢皆な酒客、豈に其の喧鬪せざるを保たんやと。(以上大日本人名辭書)

文晁、亦大の勉強家にして、其の自作の歌に曰く、

文晁がすきは月夜に米のめしつとめかゝず、にいつもあさあき

三 佐藤一齊は、徳川幕府の儒者なり。江戸の人、系は大織冠鎌足に出づ。幼にして讀書を好み、又臨池の技を善くす、射騎刀槍學ばざる所なし。後年儒を以て業と爲し、幕府に仕へ、昌平校にありて經義を講説し、後進を誘掖す、門人三千と稱す。安



政六年八月病みて歿す年八十八。麻布深廣寺に葬る。生前の著書無慮數十百卷あり。

〔教授上の注意〕

登の修學時代の境遇と、兒童各自の境遇とを比較して、益々奮勵すべきことを知らしむべし。

第六 規律

例話 渡邊登

原據 前課に同じ

先生、父の死後その後を承繼ぎて、漸々重く用ひらるゝに至りても、尙規律を嚴守して、益々己を修められき。即ち、此頃より、日省課目とて、左の如き個條書を作り、自から身を取締り居られしとぞ。

- 一、旦明寅、温已讀書課誦以篇、每背如千篇、又想昨觀法書名書、又慮今日可爲事、
- 一、朝明卯、讀書或教授兒輩、

一、早食辰、課同卯時或講武

一、寓中已、晝應入索、余每思此時臨妙繪影、寫法書必進於技矣、然困乏及飢、僅以書免、故一日不作、晝增一日之窮、不只身窮而已、上虧二母之養、下虧弟妻之慈、余書是以、如農之田漁之畝、然、可豈不歎哉、

一、正中午、同巳時或事君親之外、對賓客、應萬事多在此時、若不畢以後時補之、

一、日昧未、同午時、

一、日旰申、傳摸移寫、隨意極力、

一、日暮酉、任意觀諸部書或鈔錄、或作詩若文、最可也、唯計功、記不可廢也、

記目、

天地、公私、記功、記聞、文音、來賓、過訪、此以後、毎も斯の如し。

○先生の奇禍

天保十年五月の初めつかたにやありけん、先生、或日幕府の閣老水野、越前守の家來小田切要助が許を訪ひけるに、要助其時先生に向ひ、貴殿は恐らく近日に虎の尾を履ひが如きの災難に罹りたまはん、隨分用心致さるべしと言ひけるを、先生うち

消して容易に信ぜず、必ず流言の間違ならんと言ひ居りしが、果して要助の曰ひし如く、其月十四日、町奉行所より留守居同道にて罷出べき様達せられたるにぞ先生即刻出頭されたるに、種々訊問の上にて、遂に揚屋入を仰付られたりけり。之を先生及高野長英其他當時有數志士に關する大獄の初めとす。

天文年間、足利將軍義晴の時代、西洋の人始めて我國に來り、西國の諸侯と交通を開きしより、我國と歐羅巴との交渉の問題始めて起り、時の政府の政略如何によりて、或は交通を禁制し、或は之れを允許したりき。而るに、此の時代未だ泰西の文明を導きて、依て以て新思想を發育せしむるの機運には至らざりき。享保の初に及んで、漸く蘭書の翻譯を免許せられ、大儒新井白石が采覽異言などいふ書を著せしより、頗る蘭學進歩の途を啓き、世人漸くにして泰西の書物を見んと、心を起し、夫れより追々彼が長所を取つて之を我に用ゆるに至りしも、只僅かに醫學に於て然りしのみ、漸次此思想發達し、天保の頃に至り、蘭法醫師の間に於て、遂に學術上の一新天地を創成するに至りけり。是等の蘭學者中何時しか二派に分れ、一は蘭學を以て専ら醫業の改良に資せんとし、一は蘭學を運用して世務の上に加へ、泰西の

文明を以て當時の社會を改良せんとなす。然るに、當時幕府の政略たる祖國傳來の鎖國主義を執り、力めて新説の起るを防ぐにありしかば、早晚官民の間に起る一大衝突は免れざる處なり。而して、華山先生は、此改良派に常に親密なる交際をなし、肝膽相吐き、意氣相投じ、互に救援して大經綸を書きつゝあり。一味の輩は、智識交換の機關として、尙齒會を組織し、先生を以て首唱者兼會長ともいふべき地位に立たしめたりき、是れ先生が災害を招きし一原因なり。

かくて、天保十年正月、公儀より目附役鳥居輝藏に命じて相州浦賀の海岸を測量せしめしが、輝藏は、蘭學者に反對して其勢力を挫かんことを計りし人なりしを以て、蘭學贊成者浦賀の代官江川太郎左衛門と浦賀測量製圖上のことにつきて隙を生じ、各別に製圖して公儀に提出せしに、江川の方は遙かに鳥居のものに優りければ、鳥居は怨恨の念抑え難く、何時かは此遺恨を晴らさんと時の來るを待ち居たりき。何ぞ知らん、華山先生は、江川と常に説を同じくし、且製圖測量につきては多くの援助と教導とを江川に與へたるを。

かくて鳥居輝藏の乾兒小笠原貢藏をして花井虎一を誘發せしめ、薩摩の島津三

州田原の三宅侯を初め、是等の藩士何れも蘭學を尊信する者多く、殊に渡邊登の如きは、缺舌小記といふ書を作り、高野長英は夢物語といふを作り、言語同斷の妖辭を累ね、公儀を譏り、時政を嘲り、私かに人心を惑はさんと致し、且つ名を開墾に假りて無人島に航し、以て外國と交易せんとする輩誠に容易ならず、且つ右の内には大鹽平八郎に同意して、又もや叛逆を計らんとするものありと告訴せしめられたれば、幕府も亦遂に黙することを得ざるに至れり。是れ全く鳥居輝藏の奸計に出でしとは、さてもあさましや。かくて幕府の吏は、先生の宅に踏み込みて、嚴しき證據物の詮索に力めしが、漸くにして紙屑の中にある二三の草稿(慎機論等)只先生が書捨て置きし儘にして、知らざるものは反古として捨つべき粗雑なるものを押收して之れを奉行に提出せり。奉行は種々訊問を経て、あはれや幾多の辨疏もその甲斐なく遂に重罪を以て問はるゝに至りぬ。

天保十一年正月十三日、先生轎輿にて田原へ護送せられ、同廿一日同地へ着し、それより以後は蟄居して只管謹慎の外なく、命を天に任して書を讀み、書を樂しみ、老母に孝養し、妻子と團樂し、苟めにも悲憤の色を見はせし事なく、兎角して老母を安

んぜんことのみ心を盡したりとぞ。

世人唱道すらく、先生には罪あるにあらず、全く讒訴を聽ける人々の不明より事此に及びしなり。先生の言はれしことは、皆天下の篤論なりと、先生之れを聞きて再び我身に災害の至らんことを憂慮せられき。天保十二年門人福田半香等書會を開き、其得る所の金子を贈つて、先生幽居中の活計を助けんものとして、密かに先生の許に通じける。此事何時しか洩れて、先生が謹慎の實を、缺けるかの如く言ひふらす者出づるに至り、再び公儀の咎めを蒙りたまんと、の風説さへ起りければ、先生大に驚きて、余刑餘の身を以て、國家に何の益なきを、いたづらに生きながらへて、遂に君親に累を及ぼすに至りては、天に對し地に對し、誠に申譯なき次第なり。好しく、余只死して以て其赤心を見さんのみとて、覺悟を定め、哀れ四十九才を一期とし、同年十月十一日腹かさゝりて黄泉の客となり了んぬ。嗚呼天遂に此忠良を滅す。人をして天道の是非を疑はしむるも亦宜なり。先生の遺骸をば田原城南城寶寺に送葬し、諡して文忠院華山伯登居士といひぬ。

明治二十年同志の士相計り、先生の紀念碑を田原城趾に建てんことを決し、明治

二十四年四月三日建碑功成りしを以て建碑式を行ひぬ。此事や、畏くも上聞に達し、宮内省より金百圓を下賜せられぬ。次て、明治廿四年十二月十七日には、天皇陛下、詔して先生に正四位を贈らせ玉ひぬ。嗚呼黒雲一たび跡を歛めて時文明の氣運に赴き、洪恩深く枯骨に及ぶ。先生の光榮何を以てか之れに加へん、其生時の忠愛艱苦亦以て慰むべし。

### 〔教授上の注意〕

此の教訓によりて、成るべく兒童の日常生活を規律正しかしむるやう指導すること元より必要なれども、凡そ食事時間の如きは、家庭の事情によりて、一概に定むること能はず。されば、起臥の時刻、又は復習時間に關する大體の標準を指定する位に止め、其の他は、餘り窮屈に指定せざるを可とす。要は、此の程度に於ては、所謂「よく學びよく遊べてふ教訓を實行せしむるを主眼とすべきなり。」

## 第七 友だち

### 例話 細井平洲

### 原據 嚶鳴館遺稿

#### ○平洲先生碑銘

平洲先生姓紀諱德民字世馨其先出干正四位上長谷雄孫雄文隱河州細井卿子孫因氏焉岡崎三郎君衛騎君廢退隱尾州多郡平洲村以耕桑爲業遂爲尾人雄貞之玄孫正長甚十郎娶竹内氏生二子兄名正方弟即先生也先生幼岐嶷比十歲志氣高邁不喜農業恒好讀書至十二三歲經史邦乘略已涉獵年十六遊京求師留一年不得其人會府人元淡淵結叢桂社教其徒先生聞其風說之遂委質焉年十八西遊崎陽主小河寬友天門飛鳥淵圭洲共結兄弟交月夜研精講業居三年母疾即日東歸則母已沒先生悲悼臥病歲餘嘔血殆滅性。(下略)

安永九年尾明公始召見聽講嗟賞命爲侍讀班列說衛隊將賜廩米三百包禮遇日厚尾國校曰明倫堂先世之所創學政漸衰於是新造一校于城南因舊號明倫堂以先生爲督學先生乃薦國耆儒及弟子若干人以充學職學政大振。(下略)

先生風格清貴威儀可仰其接人溫恭居家安靜未嘗疾言遽色每讀書少焉則沈思語門人曰學思相須先聖之教也故先生居常雖小事熟思不苟至機得理到則雖大事必勇

往不疑其說經一守師訓而其獨得處卓然別有見矣平生好稱人美不容干口聞惡而不  
言其教人循々有序諸生有過必從容諷諭以待自悔悟。(下略)

明和元年光君東岳公聘先生於藩邸使治憲上杉鷹山公師事之爾後請先生於敵邑  
凡三問道義詢國政不則書疏往來教誨懇到未嘗不見肝鬲焉治憲既老治度繼臨群臣  
先生又誨之不倦敵邑修學校立學規稍々知嚮道者莫不咸出先生之訓焉以此度之先  
生之業亡論裨補尾藩凡師事先生諸藩其必與有力焉矣其疾病也臨而候之其卒也爲  
之心喪者數侯焉善教入人之深可知也先生之門行束修者不下數百千人業成爲鎮藩  
之用者甚多。(下略)先生以享保十三年戊申六月廿八日歿享壽七十四葬東都淺草天  
岳院。

### ○細井先生行狀

(前略)又昔在崎陽長崎結爲兄君者小河仲栗(天門)飛鳥子靜(圭洲)後先皆來東都與先  
生同居子靜無妻子仲栗則有并先生夫妻爲五姓三家同爨多年一無間言子靜死喪祭  
如家人後仲栗託二兒爵鼎於先生卜居病革其婦問後事仲栗少開目曰世登平洲(在焉  
仲栗沒先生又迎其婦與女養之爵死亦喪祭且爲女整資裝嫁之又育長鼎及南宮大猷

孤兒齡及學成竝薦爲尾教授先生既大用於尾則一時政教益與有力固矣。(下略)

### 〔備考〕

一 小河天門は、醫を業とし最も善く瘍を治す。性剛直、常に貧者を憫み、藥餌を給  
す。其の徳望よく衆人を感化す。常に俗の輕浮に流れ、賢師良友に乏しきを憂ふ。  
後家を挈げて尾張に往き寶曆十一年病みて歿す、年五十。

二 飛鳥圭洲は儒者なり。長崎の人富て學を好む。小河天門、紀平洲と交り親し。  
後東都に來り、平洲の家に寓して平洲、天門と均く中西淡淵に學ぶ。雅量淹通を以  
て名あり。門戸を開かずして歿す、時に寶曆五年十月也。(大日本人名辭典)

### 〔教授上の注意〕

一 世には、我が親屬の不幸に陥りたる時、之を助くるとをさへ厭ひ、縱令已むを得  
ずして、之を引受くることあるも、往々之を残酷に取扱ふものあり。然るに平洲は  
二人の友人の外に、其の家族までも引受け眞の一家族の如くに暮したるは、到底凡  
人のよく及ばざる所なることを知らしむべし。

二 友達は、大切なるものなれば、常に友情を傷つけぬやう心掛くべきことを諭す

べし。

第九 師をうやまへ

例話 上杉鷹山

原據 嚶鳴館遺草

細井平洲先生が世儀様につかはしたる書牘中に、米澤藩に聘せられたるなど委敷記しあれば、以てその當時の状態を知るに足るべし。

愚老去八月廿五日東都致發足候。此行は、偏に米澤今侯老侯への孝心より事起り、久々御面談も不申老侯常に遙念不已候に付、今候其所を甚勞念有之候て、急度市谷へ願達有之候付、市谷にても甚孝心を感心被致候故に、戸大儀不向候様にも申渡日限之儀も、彼地の用事相濟候迄は、心次第に逗留致候様にと細々も申含、元來生涯に今一度老侯へ對面いたし度本心下悃に相叶候付、七十老を忘れ、百里之旅行も存立候事に候、途中介抱のために、服部吉彌をも添、日々之取計ひは、内田吉左衛門と申勝手方の老吏一人行旅の事を司り、轎夫共、迄謹慎の者を撰みにて、愚老の門生上田

雄次郎、菱刈卯三郎兩人介抱に同道隨身の家來は、那須良助、鎧持草履取、兩人其餘の持人雜人何れも、彼家の謹直者計りをも附候付、扱々道中も賑々敷自基之堂之態吟咏歌笑樂敷事に御座候。兩生の内も、上田は東都人にて、山野之風景に逢候へば、躍り候て、日々勞を忘れ申候、日光之左右は、元來足下歴遊之地所々にて、御噂を申、此行同携不致事を恨み申候。刀禰川以東、驛々にても、逆旅主人往々志有之者も御座候て、米澤聖君様の御師匠様と申唱へ、逢に罷出し者も多く、霽に參り、又朝に夜を込めて、途中迄禮服にて送り候者も有之候。依之、米澤候之德隣國に布き申候様子共致感心候、十一日振の旅行、九月五日に南境板谷關に至り候處、國校之督學(提學近來督學に被改候)神保行簡前日より罷出以命勞し申候。其餘吏人も多く差出しも置候。翌六日に嶺を下り、府城より三里大澤と申驛に至り候處、老侯親敷郊迎之洲相聞候付、急き候て、八ッ過に羽黒堂と申地に至り申候。此所は、南郊一里五六町も府城を距り申所に候。最早侯の儀衛遙に相見候に付、五六丁轎を下り歩み申候所、普門院と申寺の門前に兩傍に靈德俯伏候は路の中心に立ても相待候。進て拜し申候所、愚情は地に手して拜度存候得共、侯の態度左候は、地に手して答拜可有之様子故に無是非

足跣に手して拜し申候、先つ何の言もなく老涙滿顔に御座候候も、一向無言にて涙滿面、先生御安泰と計りて御案内可申とて、寺門にも入候外、門より中門迄足指仰き申候。三丁計の坂に御座候、聯歩に辭して、不杖候間、若やつまつきも可致哉との心遣と相見え、手を引ぬ計に比肩しても進候堂に上り候節、御案内とも申候て、階を上り、堂板に座し、俯伏しても待候。夫より、座に上り候時、是は例御存知之通、辭讓久敷候て漸對座に相成、そろ／＼言も出て候て、御互に及言語申候、杯進み候て例之通返し申候て、献酬も相濟候。國老、荏戸六郎兵衛は、今侯の命を以同敷是迄郊迎勿論整儀候て、禮容深切に候。扱駿河守殿其外諸公子よりも名代の使者皆禮服にて是迄罷出候。大老侯は其節丹泉に入湯に付、附の家老一人使者にも差出候。今日近傍の村民無老少田畔に伏して儀を觀申候者、嗚呼の聲計にて皆々落涙飲泣の聲啾々と聞え候得ば、侯の徳民心に感戴之所は是にて相知れ申候。於是、愚老なる者豈可不泣乎。

一、御案内可申とて老候發駕直に引續き尾して府城に入り申候。都城之民滿途老侯の儀衛を拜觀し並に愚老を見申候て、是迄嗚呼之聲不斷耳候。旅館は三の丸

内老侯の隱館より三丁計も有之候。奥山良助と申侍近比家作を致直し、屋敷も手廣く家も甚調ひ申候宅に御座候。此人願出候て愚老逗留中の旅館にも仰付度甚殊勝にも存、右屋敷を明渡し旅館に定められ候、愚老襄年泉水を好み申候段も聞及候て、新に右庭中に泉をも築流水潺湲中々をもしろく候。但し日々多忙右庭中へ下り致逍遙候事は只一度にて御座候。

一、館に至り候前より、國老中條豐前竹俣兵庫以下の長有司皆々禮衣嚴然待迎へ候て、慰勞無所不至候、諸公館より恙之悦之使者不斷門候、其夜は半は甚勞し申候い

一、翌朝改て老侯より使者を以被勞並に請し被申候に付、四時に隱館へ罷出候處、門に見次きの者兩人相待愚老旅館を發し申候。相圖を報じ申候て、愚老門に入候へば附の用人兩三人其關式臺に出迎ひ、取次は下座に待申候、入座敷候得ば、老侯麻上下外宮三の間迄御出迎にて、御自身前導有之直に奥座の間へ案内にて賓主を分け、例の對座にて先々笑泣談に及び、夫より料理出候て馳走無所不至候。爰は御自身も引候例之通杯を遣はし申候て、諸有司奔走八ッ過迄飲宴、夫れより左右

を退け精密の言談に及國事共先々慕憎質問有之學談に及今日は勞し可申とて七ツ比に退出候。送迎如常痛入候事共に御座候。歸館後直に以使者仍凡一ツ蒲席一ツ小杯一ツ被贈候命に御老年の儀勞疲を甚恐れ申候間此几により此席に座し誰に逢候共必々席を離れ几を退け等之儀は決して無御座様にとの儀杯は近年小杯を御好みの由是れにて心儘に御用候様に、几は高低心に叶不申候は、又々可申附候蒲席は國産之蒲にて新に柔に織らせ置候由、養老之意無所不盡候。又命に此度御下向に付老臣共初め皆々日々罷出候起居可申候。先生より御出之儀は決して御無用此段暮々老臣共へも申付其外家臣一統に右之段申渡置候。大老侯の宮諸公子へも同様、是は此方より日限をトし御請し可申との儀、其内に三老臣も參り安否を問ひ、夫より廿年の心事を談し、元來弟子之儀に候得ば、無殘處愛敬老侯よりの被仰渡之通りに私宅等へ爲挨拶罷出候事は必らず斷に及申候由、皆々申聞に候。依之逗留中三老臣及其餘の大臣より一統に日々來門を請け候、斗にて、愚老は一向不參候。發足前に飲宴と申候て、三老へ一夜宛咄しに參り歡を盡し申候。大老侯の宮へも兩日被請候て參謁大老侯七十七涙を

垂れて御悅に候盡日馳走無殘所候云々。

一、老侯の宮へは毎日晝過より參上仕、夜は早きは五ツ、遅きは四ツ過に歸館致候、時に三老も交り何是例之國事に及申候、老侯朝四ツ時より晝過迄は大老侯伺ひに御出一日も怠り無候。(大老侯とは上杉重定公)其間四丁程有之候。日々之伺ひ陰晴風雨疾風迅雷決して不參無之候。扱も、至孝の性萬民感戴先づ是が第一の君徳に御座候。大老侯も一日も老侯を不被見候得ば不樂候。仍之諸公子も同斷孝心感服致候、云々。

一、五十二日逗留雪も降り申候に付、是非に斷り、十月二十八日米澤を發し申候。當月老侯駿河守殿莅大夫は、當主の命を以又羽黒堂迄如前郊送之儀衛儼然新舊相知一統に送り申候て一里餘、南郊黒羽堂にて別れ申候。老侯を初め一統之落涙御遠察可被成候。神保は送りの役人を引連れ、命を以板谷關迄送り申候。別離之態御想像可被成候。生涯最早再遊は無之地、山川遼落銷魂言語同斷御座候。十一月九日東都に着申候。櫻田より迎使千住迄罷出一崖小館へは、夫中庶子兩人待居申候。丁寧不及申候。僕も生涯の仕舞旅行供廻りも本格之通りにて、



馬も爲引申候。少々俗吏の態はをかしく御座候云々。(以下略)

正月四日

紀徳民

世儀様賢契

梧右

〔備考〕

- 一 細井平洲は、紀平洲ともいへり、徳民は其の名なり。是れ前記遺草に紀徳民とある所以なり。
- 二 上杉鷹山は治憲と稱す。實は、秋月種美の二男なり。平素學を好み、紀平洲、瀧長愷等を招き、講讀を聞く、城下に興讓館を建て、俊秀の士二十人を撰びて教誨せしめ、上足十人を擢て、郷里に派して教導せしむ。又武道を奨勵し、武館を設け、師九十人を撰び、日を期して教へ、武技を練修せしむ。又農業を奨勵せんが爲めに、親ら泥中に入りて耕す。又時々國中を巡視し、孝子ある毎に田圃を給す。庶民皆其の徳に化しぬ。文政五年三月(明治四十五年)より九十年前卒す、年七十七。

〔教授上の注意〕

- 一 此の教材に因みて、彼の潜航水雷艇長佐久間大尉が最後の遺書に、舊師の名をも認めたることなどを簡單に附説するも可ならん。
- 二 本課の教訓は、一面に於て、尊長者に對する禮儀を知らしむるにあれば、此の例話に因みて、其の作法を教へて、適宜演習するを要す。
- 三 教師自ら師をうやまふべきことを兒童に説くは、何となく心苦しきものなれども、教師自身の經驗に徴して、現に舊師に對して有する感想又は實行せる事などを説き聞かせることなどは、最も有効なる方法にして、且つ説き惡きものにあらず。

第十 規則に従へ

例話 春日局

原據 明良洪範

春日局は、明智日向守が臣、齊藤内藏助利三が娘なり。幼名は福と云へり、母は稻葉刑部少輔通明が女也。福女は稻葉佐渡守正成が妻となる。丹波守正勝同七之丞正定内記正利を産めり、佐渡守は筑前中納言家を立のびてより、義を守り、

何れの諸侯へも仕官をもとめず、本國濃州に居れり。關東にて若君三代將軍家光公御誕生により、然るべき御乳母を京都に於て求めらるゝに、みな人關東をおそれ、誰も召に應ずるものなきゆゑ、栗田口に札をたて尋ねもとめらるゝことを聞て、此女上京して、板倉伊賀守勝重に寄て、我等がごとき賤しきものにて、宜しく候は、關東へ罷下るべしといふ。勝重も、俗性といひ夫といひ、何れも武名高を以て許諾せられ、速やかに關東へ下して將軍の乳母となしたりしなり。(將軍幼名竹千代君)。(下略)

寛永六年己巳十月、入浴して參内す。帝より西三條大納言實條卿の兄弟に準ぜられ、御學問所に於て、春日局の號を給ひ、天顏を拜し奉り、天盃を頂戴す。同九年夏、獻廟(家光公)の命を蒙り、東福門院を拜謁せしむ、御免に由て緋袴を着せり。(下略)

或時夜に入て、平川口を二位の局、春日局の別名通られしに、御本丸御目付より斷なしとて御門を開かず、春日なりと名のりけれども、御番頭初鹿野傳右衛門云ふやう、春日にても天照太神にても御斷なくしては通し難しとて、川風に吹かれ、て二時ばかり侍て、やう／＼御門を開て通しける。猷廟の仰せには、なぜ遅かりつると御尋ありければ、局はかゝることにて遲滞致したり、私が名を申たれば、春日にもせよ天照太神にもせよ斷なくては通し難しとて、堅く守り申候、ひとへに御威光の程有難く覺へ申候と申上ければ、上にも笑はせ給ひ、門の出入は固く申付置ゆゑ、さも有んとなり、翌日局より菓子、平河口御番所へ贈て、其勤勞を慰まらる。(下略)

## 〔備考〕

- 一 將軍家光の誕生は、慶長九年(明治四十五年)より三百八年前なり。
- 二 春日局は、所謂女丈夫とも稱すべき人なり。家光軍職に就くや、局に命じて大奥の政を總べしむ。されば局の權威頗る大なりしも、資性忠貞にして慎重なりしかば、内外の人に畏敬せられたり。寛永六年の參内は、時の天皇後水尾帝が幕府の所に憤る所あり、俄に位を皇女一宮に譲らんとし、旨を關東に傳ふるに際し、前將軍秀忠の内意を受けて、ひそかに京師に至り、親しく天顏を拜し、朝臣と共に讓位後に於ける善後策を謀議せるなり。此時朝廷にては、無任無官の女流が參内したる例

なしとて、局の參内を拒みしが、局堅く請ひて止まず、遂に武家傳奏三條西實條の妹分として、緋袴を御免あり、且つ從三位に叙せられしなり。晩年從二位に進む。寛永二十年九月十四日(明治四十五年)より三百六十八年前歿す。本郷湯島麟祥院に葬る。

三 局は、竹千代君の乳母として、忠節並ぶものなかりき。或る時君の病重し、局ひそかに東照宮に祈りて、身を以て君の命に代らんことを請ふ。されば、局は、死に臨みて、毫も藥を用ひず、竹千代の強ての勸めによりて、一度は之を口にしたられども、ひそかに之を吐き出せりといふ。

〔教授上の注意〕

此の例話は元より春日局を主として、紹介せるものなれども、規則を重んじたる點より見れば、寧ろ番頭初鹿野傳右衛門の所爲も亦大に賞揚すべきものなり。此の點、教授者の注意すべき事なり。

第十一 行儀

例話 松平好房

原據 本朝孝子傳

○大炊頭源好房

弘文院林學士曾撰好房行狀、其略曰、從五品大炊頭好房君、以今年六月二十三日逝。箕田第、春秋僅二十一、謂之花不全開乎、謂之苗秀不實乎、誠是可惜之甚也。君姓源氏、參州松平家之一流、其世系詳家譜、朝散大夫殿中監忠房嫡子也。幼而岐嶷、四五歲而解國俗字、知方角字、向府城及父母所在之方、不敢伸足、出則告父母、反則來前、若得珍品、獻之、父母把見、則愉愉如也。父母賜物、則拜而受之、愛而不失、有時賜書、則戴而披之、讀畢又戴而納之、凡父母所言、敬而不違、或與侍者談、而及父母之事、則雖臥必起、正坐而聞之、或侍母側、若見寸刃、錐針之類、則慮其誤觸、而手身收焉、稍長在傍室、晨省昏定、問其安否、雖他適、夜闌、无不反面、當花時、月夜、則屢請迎父母、和樂添興、或罹疾、則不離其側、藥必先嘗、食必先試、而進之、或丁憂、則慰諭順承、以勸飲食、漸及成童、服紛奢、守儉約、不恣其志、所言所

行皆順父母之心。父在封邑則勤留主事。所告所報無懈。無闕。而事母愈謹。愈敬。且寓諷諫之趣。而慮不協其心。自省自悔。無不盡心。待其有喜色而退。稟性多病。常懼為父母之憂。而治養甚慎。故亡茵復初者數矣。其孝志之大。無如此。至若日用細小多端。則不可勝計也。其為人也。敏而和睦。親族而有禮。撫家僕而施恩。故內外皆懷服焉。人皆知其克家之量也。君幼而好讀。倭字草子。其中有忠孝事業。則深感於心。而形於顏色。既而習四書句讀。以終其篇。今般臥病之間。父母來視。則必起坐而待焉。恭敬無夫。問其氣宇如何。則辛苦雖切。必稱平快。以安其心。嗚呼。天不假年。魂遊不返。及其臨終。告家嚴曰。小子命限今日。斂葬唯任大人之心。殿中監察其意。而不拘佛事。令其家士護柩送之。參州鄉里深溝而葬。其乃祖墓畔。可謂以正而終者也。誰不哀感哉。母堂鍋島氏。不堪永訣。哀慕益切。手錄君之行實。請余記其始末。余亦曾遭斯憂。推知其中心之惻怛。故不能辭焉。件件云爾。若有編孝子傳。則斯人不可漏焉。

（贊名閔之奇。英邁之資。自幼孝順。至死不衰。慈闈極愛。群下嘆才。春秋三七。嗚呼命哉。

〔教授上の注意〕

本課に於て授けたる事項は、凡て平素の心得又は實行に關することなれば兒童の實際生活に連絡を求めて、適切なる指導をなすべし。

第十二 勇氣

例話 木村重成

原據 野史

○野史第十五卷武臣列傳

重成母右京大夫局及大坂城陷從淀君自殺父死時（父木村重茲被罪七月自殺千茨得免是為重成）生在襁褓逃匿近江馬淵邑。自幼適大坂祿仕于右府秀賴稱長門守。年弱與掃除髡戲。髡罵辱重成。衆駭或危。重成自若曰。我倘無遠謀則決不違渠。衆或謂怯懦。大坂冬陣起。十一月二十六日。鶴野。今福柵敗。矢野正倫。飯田家貞死之。重成馳出片原野。抵小橋頭下。騎令衆進戰。後藤氏房堀田正高等先登對。今福佐竹氏先鋒澁江內膳退據提柵。重成部下大井何右衛門。高松內匠。河碕和泉等接戰。上杉景勝在南岸。命銃手連發。重成據堤上柵裏。氏房進中銃傷。重

成健步二人廻用畔橫射敵。敵微卒前後爲相伐。健步揭扇呼曰。敵退。重成氏房麾衆進戰。佐竹裨將戶村十大夫中銃傷。士卒敗走。內膳廻騎整部阻戰。重成部下發銃。狙射內膳。餘衆亂走。重成追擊。義宣督衆邀戰。乞援于景勝。景勝命銃手數百橫射。於是右衛門等戰死。重成欲收何右屍敵進來。不得隙。收軍保柵。氏房捲舌嘆曰。我嘗聞重成有遠謀勇銳今日而見。衆稱嘆。重成益遜讓。氏房謂人曰。重成意氣。鷓野之戰。雄武似不足。他日必有成名矣。十一月大野治房部下宵襲敵營。頗有功。憑重成請賜感狀。重成曰。足下得感狀以何爲。夫若他人去而之他。以爲功證。方今城中如足下昆弟。與君俱死生者。將何之乎。治房報服。十二月。東西行成。二十二日重成暨郡良列著常服往行營。拜成。請載書東照宮盟血。幽而不鮮。重成強請。公曰。年老氣血衰矣。重成不應。乃召侍女。灑血於盟書。本多正純以傳重成揖正純而歸。進退皆有度。台德公曰。右府而有斯人矣。夏陣起。重成及山口弘定內藤玄忠預議。備京街道。聞東師自四條。經東山際廻平野天王寺而謂對無敵莫益也。五月二日重成率部下還。秀賴命曰。可備今福五日黎明出今福。重成謂弘定玄忠曰。我出卜戰地。明日望東旂。可決雌雄。特與先導。

巡歷松原若江。萱根八尾地利皆不便。唯認若江東積玉串川堤傍以爲戰地。是夜入浴洗髮焚香。謠江口曲擊小鼓。遣情六日。重成率兵四千七百。以平塚五郎兵士爲先鋒。諸議禁炬。特以五郎隊中一提燈爲號。五更發兵。踰大和橋出港口。望山際北。自飯盛入幡南。到道明寺。山野皆燦炬。及平明。消火以飯島太郎左衛門背標米大短冊爲準行軍。當是時。東師列伍山下。南行相連里餘。忽變前後混爲一隊。西面而進。重成熬氣轉軍。將出若江南行備八尾街道。自由東路。玄忠等自西堤分二道而前。列若江傳餐。時兵歸報。東師已到。乃列銃手三百六十于玉串川小堤。玄忠弘定次之。重成隊下木村宗明爲前軍。與藤堂氏前隊藤堂新七玄蕃等會戰。新七死。玄蕃傷。餘衆潰。井伊直孝發自高安將赴道明寺。望重成旗標對若江。重成亦東面整旅。直孝前軍庵原助右衛門。川手主水等先進。佐久間藏人。河碕和泉及重成前驅飯島太郎左衛門等激戰。山口重信與和泉戰。和泉死之。太郎揮槍與重信戰。而刺之。預諫重成曰。大節非當今日。僕止戰。請退保高井田。謀再舉。重成曰。我有所置。乃揮麾奮勵。東軍色搖。直孝執白旄。指揮士卒力戰。城兵多殲。後拒蕩搖。重成猶進。騎上堤。助右衛門把十文槍。纏重成。幟執之。重成墜田畝。衆爭進。鹹重成。玄忠弘定及太郎左衛門等皆死。衆潰。重成時年

二十一。直孝家人請重成首干助右衛門韃以其幌速東照公効首。香氣馥郁。公曰斯兒何時善好潔。逮夏軍起重成減食餌侍者恠問對曰嘗聞後三年之戰有末割四郎者性恒弱朝餐在喉入敵陣中矢傷頸骨食餌漏於創口我必死于此戰矣。故慎焉。

## 〔備考〕

- 一 血判とは誓詞などに名を記したる下に、指を刺して其の血を捺することにて、最も信實至誠なる意を示すものなり。
- 二 重成の妻は亦非凡の女丈夫なりき。大坂の將に亡びんとするや、重成食せず且つ惻容あり、眞野氏性慧聰頗る中外の動靜を知り、其の密謀と雖も預め承迎する所あり、因て重成に謂て曰く、君が去年今福の一戦は何ぞ關東五十餘萬の師に愧ぢんや、然れども渝り易きは心にして果し難きは死なり、死に當て死せざれば其羞死よりも甚だし君の食せざるは妾の解せざる所以なりと。重成笑つて曰く、五穀胃に入れば二十四時を経て消す、我因て穢物を斥けて潔心を出さんのみと、妻欣然として退き、乃ち心事を書し、寢室に入つて死す。時に年十有八。
- 三 大阪陣は慶長五年九月徳川家康が關ヶ原の戦に勝ちしより、威勢日に増し、賞

爵を擅にし、豊臣秀頼の食邑を定め、方廣寺大佛殿を造營せしむる等の手段に依りて次第に秀頼を壓迫せんと謀りたるより、秀頼遂に兵を擧ぐるに始まり、家康其子秀忠と共に大兵を率ゐて、大阪城を攻め、和を勸めて城の外濠を慎めしむ。之を冬の陣といふ。其後、秀頼再擧を謀りたれども、遂に敗れ、豊臣氏全く亡ぶ。之を夏の陣といふ。

四 木村重成が奮戦せしといふは、冬の陣なり。秀頼の軍は僅かに十萬に過ぎざるに徳川勢は五十萬と號す。重成、眞田幸村、後藤基次等と共に奮戦せしも如何せん衆寡敵せずして遂に敗る。大阪城中爲めに大に苦む。家康使を城に遣して和を議せしむ、城中決せず、秀頼の臣大野治長、秀頼に勸めて和を講ず、家康周池を填め、客兵を遣はしめて和成る。時に慶長十九年十二月なり。

## 〔教授上の注意〕

一 此の例話を授くるには、關ヶ原の戦は、實に天下分目の戦にして、豊臣氏遂に滅びて、徳川氏の天下となるに至りたる歴史を簡單に説明し、豊臣氏の末路誠に憫むべき有様なりしことを知らしむるを要す。

二 重成が飽く迄も主君の爲めに力を盡したる義勇は、亦感ずるに余りあることをも説き聞かすを要す。

### 第十三 堪忍

#### 例話 木村重成

#### 原據 武者物語

古き傳の物語に曰。秀頼公の乳母子、木村長門守は、攝州大阪の冬陣七八年まへに掃除坊主へ剛ざれを仕むければ坊主大きに立腹し、すはともいはし、もつて參らんとおもふけしき見ゆる。有合人々是を見て、事出來らんと興をさます。長門守是を見て、すこしも噪がぬ體にて申は我思ふ子細なくば汝をば、遁すましき物とといひすて、奥に入る。みな人は是を聞いて案に相違したる事かなと、つぶやく人もあり。又坊主手柄をいたしたりといふ人もあり。かやうなるに付て、長門守は日々に肩をすべ、坊主は日々にこり出るとなり。然るに大阪冬の陣の比、鳴野の邊、蒲生堤におゐて、佐竹衆の備へかゝり大剛のはたらきを仕る。佐竹衆しばい内膳討

死す、後藤又兵衛は木村がふるまひを見て、舌をまく其時人々申しけるは、先年我おもふ子細なくばといひし言葉は誠に此節を心かけたるらんとて、何れも感じけるとなり。されども、木村いよくあごらず、肩をすふる。後藤又兵衛是をつくと見て、長門守けしきは、今度鳴野にての働を十分に存せぬ體なり。あつばれ重ねて何事もあらんには、眞先かけて十死一生の働を仕るべき氣色なりと語られけるぞ。露たがはず、夏の陣には道明寺口にてころがけたる討死を遂ぐるとなり。長門守頭をば伊井掃部頭直孝内、安藤長三郎と云ふ侍十七歳にて討取る。家康公木村が首を實檢あるに、首の出るやいなや、只今そらたきをするこくとく伽羅の匂ひこくとくしくあたりにつる。家康公御覽有りて其世忤は、いつのまにさやうには心付きたると仰せられて御ほめなされたりといへり。

#### 〔教授上の注意〕

一 地方によりては、兒童が學校の内外を問はず、假りにも争鬭を起す所もあるべく、又不學の徒往々學童を途に擁して罵詈し、又は喧嘩を吹き掛くるが如きことあらん。斯かる地方に於ては、本課の例話に因みて殊更に事實に適切なる訓戒を施

すを要す。

- 二 放課時間などにも、兒童は些細のことより争を起し、又は人の過を無下に咎むる等より仲間割れを生ずること有り勝なれば、深く誠むべきなり。
- 三 又弱い者いぢめをなすは、最もよろしからざることをも諭すべし。
- 四 本課の教訓と前課の教訓とは各々密接なる關係を有するものなれば、互に孤立せざるやう注意して授くるを要す

#### 第十四 物事にあわてるな

例話 毛利吉就の夫人

原據 明良洪範

吉就の夫人は酒井遠江守忠隆の娘なり。若き時より、やもめとなり、麻布屋敷に籠居られ、亡夫の忌日くゝに髪を究めて少しづゝはさみ捨てられける。身を終る迄能貞節を守れり。元祿十二年、屋敷の近邊火災の時、火勢甚だ盛にして、居宅も危く見へける故、家司ども急に退去有べしと云へり。尼公の云はれしは、身は本より

惜むべきに非ず、我今立退んとせば、供に出る者共跡に心引れて、嘸難儀すべし、屋鋪廣ければ外へ退かず、火の掛るを見て立退くとも遅かるまじ、我諸道具をば土蔵へ入れんと思ふ事勿れ、有は遣ひ、無ても有なん、必らず我道具に心を盡さず、人々の衣類雜具こそ大切なれ、是を片付べし、かゝる時は、手前の火之元こそ心元なけれ、部屋部屋に心付くべし、家中の妻子は我と一處に退くべしと、更に動き玉はぬ故に、家中の者共力を合せ火を防ぎける故、此所にて火消滅し、屋敷も残れり、種々思慮深き夫人なり。世に貞烈を以て稱せり。

〔備考〕

- 一 毛利吉就は、元就より五代目の藩主なり。
- 二 元祿十二年は、明治四十五年より二百十三年前なり。

〔教授上の注意〕

- 一 本課に因みて、學校に於ける非常避難の心得をも知らせ置くべし。
- 二 本課の教訓の反面として事を爲すには、機敏を貴ぶことあれば斯かる場合に於て、緩漫なるは却つてよろしからざることを諭し置くべし。



### 第十五 祝 日

〔参考〕

- 一 天長節當日に於ける宮中の御儀式  
御祭典 賢所皇靈殿・神殿の三前に於て 兩陛下皇太子・同妃殿下各御代拜の儀式を行はせらる。(賢所は皇祖天照大神を祀らせたまひ、皇靈殿は神武天皇より先帝に至る迄の歷朝天皇皇后皇親の神靈を祀らせたまひ、神殿は天神地祇を祀らせたまふ所なり。)
- 觀兵式 青山練兵場に於て觀兵式を行はせられ、天皇陛下は午前八時御出門、同練兵場に行幸ましまして親しく御閱兵遊ばさるゝ御恒例なり。
- 御宴會 觀兵式畢れば、天皇陛下は、還御遊ばされ、皇太子殿下、並に各親王主殿下を始め奉り、大勳位親任官・同待遇文武高等官(在京勅任以上)・同待遇者並に外國使臣等を宮中に召され、酬宴を賜はる。
- 二 新年に於ける御儀式

新年とは四方拜・朝拜及宴會を含むものなり。

四方拜は、一月一日早旦、天皇陛下御親ら伊勢の神宮を始め、天地四方の神々を拜せらるゝ御儀式なり。

朝拜は一月一日・二日兩日に、天皇皇后兩陛下皇族を率ゐ、正殿に於て群臣及各國大使・公使等の拜賀を受けさせ給ふ御式なり。

新年宴會とは一月五日、天皇陛下新年を祝し給ひて皇族を始め、群臣及各國使臣等に酬宴を賜ふをいふ。

### 三 紀元節に於ける御儀式

天皇陛下群臣を率ゐて皇靈殿に於て御親祭あらせられ又豊明殿に於て皇族を始め、群臣及各國使臣等に酬宴を賜ふ。

(尙詳細は、卷四第二十二「祝日・大祭日」の部を参照すべし。)

### 第十六 皇室を尊べ

#### 例話 徳川光圀

卷三 第十五 祝日 第十六 皇室を尊べ

原據 西山遺聞・野史・桃源遺事・續德川實記

○西山遺聞

○本朝通鑑御論の事

嚴有公の御治世西山公宰相中朝にもものしたまひける頃尾州侯紀州侯と共に朝日御登城まし／＼て御對面御よろこび申おはりて御休所に退きたまひたる時執政のいし／＼本朝通鑑全部をもたせ參られて此書成功し侍まゝ梓行の命を下すべきよしの御事につけて各位へ知らせ奉るべきとの上意にさふらふと申たりければおの／＼珍重のよし御しきたびありけりとばかりして西山公一二巻を電覽まし／＼たれば本朝の始祖は吳の太伯の胤なるよし書たるにどろきたまひてそも／＼これはいかなる狂惑の所爲ぞや後漢書以下に日本を姬姓のよししるしたるは往昔吾國亡命のものあるは文盲の輩などかしてに渡りて杜撰の物語せしを彼方のものはまことにさなむと意得て書傳へたるなり吾國にはおのづから日本紀古事紀等の正史ありそれにそむきて外策志傳によりて神皇の統をけがさんとす甚だかなしむべしむかし後醍醐帝の御時にや魔僧ありて此流の説を書しを

も制禁まし／＼て其書を禁すてられしとかや承るかの厩戸皇子の頃は學問未熟にありしすら日出處天子日沒處皇帝と書て同等に抗衡せられしぞかし吳の太伯の裔といはゞ神州の大寶長く外國の附庸をまぬかれがたからんされば此書は吾國の醜を萬代に残すといふべしはやく林氏に命じて此魔説を削り正史のまゝに改正さらるべしさは侍らぬかとのたまへば尾紀の兩君もうなづかせたまひ執事の人／＼も御確論に伏せられて梓行をとめられ侍りぬ。

○野史(德川公族列傳)

光圀本名德亮、又觀之、字子龍、母久昌院谷氏、寛永五年六月生、小字長麿、又千代松麿、幼而岐嶷不群、有威不猛、廣額隆準、十年一月爲世子、九月稱左衛督、稱族德川、十一年小石川邸後園櫻馬埒有斬罪者、一宵賴房命光圀取來、罪人首時甫七歲、力不足把髻、曳地而還、十三年七月元服、大猷公賜諱字稱今名叙、從四位下、十七年三月任右近衛權中將、尋陞從三位、寛文二年十二月任參議。

自蚤有志于編史、然罕書可徵、爰搜爰購、求之得之、微遜以裨官小說、撫實闕疑、正閭皇統、是非人臣輯成一家之言、元祿庚午之冬、累乞骸骨、致仕、養兄之子爲嗣、遂立之以襲封

先生之宿志於是乎足矣。

元祿十三年冬疫病綱條(光圀之孫)在東府幕府命就國看病發使賜醫藥光圀雖病篤每聞使者至促駕往水戶迎拜命慰勸具至十二月遂薨歲七十一諡曰義公退隱之後自號常山人又梅里又卒然子博學宏才所著有日本史記禮儀類典扶桑拾葉集神道集解南朝事蹟家乘月錄六國史等及常山詠草文集。

林春齊嘗撰日本通鑑某月朔光圀與權大納言光友光貞登營老中某齋通鑑全部傳命曰成功畢將附梓行云光圀執一二卷初關載我朝吳太伯之胤忽作色曰是何之謂也將誑惑乎後漢書以來或稱爲姬氏者往古我邊陲亡命無賴之徒往來外夷叨說杜撰西夷以爲真故屢傳載以奇異吾邦嘗有日本紀古事記等正史今私據外夷妄傳將洩神皇正統亦可悲既聞麻戶皇子當文學未行之時尙書日出處天子問日沒處皇帝接賓主之禮又後醍醐帝朝有魔僧作邪說嚴命制禁盡焚其書今林氏亦稱太伯子孫也則以神州大寶爲外夷支屬速下命去此魔說宜從正史之說尾紀二卿及諸老信服下命林氏禁梓行云。又通鑑集中翻古歌皆作唐詩絕句光圀聞之而憂之遣人誡林氏曰夫和歌者我邦之風調雖三十一字也總有天仁於葉之傳正調以爲體今以管見廢國風濫擬蠻夷

句調無謂之甚也乎不從於是親自修成日本史記云崇神與廢祀遠祖賴義義家於旌櫻寺(久慈郡小野平村)又築楠正成墳於港川驛旅及狩獵之地如有禿倉則必齊戒整服而拜。

賴房—光圀—賴常—光圀子賴重嗣—綱方—賴重子光圀嗣—綱條(綱方弟綱方嗣)—宗堯—賴豐子綱條嗣—宗翰(宗堯子嗣)—治保宗翰子嗣

治保紹父後陞從三位至權中納言文化二年冬薨歲五十五諡曰文公治保好學擇立原翠軒爲侍讀翠軒首建議請校勘日本史以遂義侯之志治保可之翠軒累遷史館總裁治保手書命曰總裁三人一心戮力以畢日本史校勘之功由是校勘數年鳩功矣。

### ○續徳川實記

天保三年五月二十二日松平和泉守御使して水戸宰相に源光國卿に從二位權大納言を贈らせらるゝ旨仰せつかはさるよつて宰相には謝してまうのぼらる。

### ○桃源遺事

西山公御父は頼房公第三の御子御母は谷左馬介藤原重則の女なり。寛永五年戊辰六月十日常州茨城水戸の城下三木仁兵衛之次が家にて御誕生なされ威あつて猛からざる御性質なり。

(頼房公は従一位大政大臣家康公第十一男なり常州水戸城主正三位權中納言諡威公)

一、同十年癸酉、頼房御世繼いまだ定らざりしに、大樹家光公の上意にて、中山備前守丹治信吉、水戸へ下り御子様方を撰び奉りけるに、西山公熨斗をとらせられ、備前守を爺とめされ下され候、御子様方の中にて、御様子勝れ遊ばされ候故、備前守江戸へ登り言上いたし、御世つぎに御定まりなされ、同年江戸へ御上りなされ候。此時御年六つ。

一、同十一年小石川御後樂園の側、櫻の馬場と申所にて、頼房卿斬罪者仰付られ、其首を其まゝさし置かせ給ひ、夜に入て西山公の御心をためし給はんがため、彼首を持參相成候べしと仰せられ候、右櫻の馬場と申すは、御屋形より西の方にあたり、此間四町ばかり有、道細く水流れ、木立しけりて、晝も女童などは中々に至り難き所なれば、御前に相續候老女を初め、女房達甚おそろしき事に思ひ、又は西山公の御様子いかゞあらんと手を握り候處に、西山公少しも御怖なく御座を御たちなされ候、其とき頼房卿是を指て行候へとて、御脇指をまゐらせ玉ふを御さし、暗夜

に唯獨彼所へいたり、手さぐりに右の首御尋やうやく御求め候へども、御幼少故御力に叶はずもどりを御とり、引ずりく、道にて二三ヶ所御休み、御持參なされ候。頼房卿御喜色にて、右之御脇指を直に進せられし、此時年七。

一、明曆三年丁酉二月廿七日より、西山公、日本の史を御撰初なされ候、神功皇后を后の列に御かゝせ、大友皇子を天子に並に御書せ、南朝を正統に御立被成候、類世上流布の書には古來より此様子は無御座候、今如此改められ候、此時御歳三十。

一、寛文五年乙巳、舜水朱先生諡文恭といへる大儒、大明國の亂を避けて、日本へ渡られしを、西山公御招て御師匠になされ、道をおとひ、御師弟の禮厚くあそばし候、此時御年三十八。

一、同六年戊午正月、兼て御編なされ候、和文三十卷出來いたし候よし、天聽に達し給ひければ、後西院帝名を扶桑拾葉集と御つけ、御撰に御准じ候、此時御歳五十一。

一、元祿三年十月十四日、西山公御隱居、綱條公御家督御相續也。

一、元祿五年壬申八月、攝州湊川に佐々木三郎良峯宗淳をつかはされ、楠正成の墓を御修復相成、碑をたて石を疊み、壇をなさせ玉ふ、其高さ五尺、其徑一丈、碑面には、西

山公御自筆にて嗚呼忠臣楠子墓とあらはされ、碑陰には、舜水先生兼て撰置れ候讃を御彫らせ、且又碑亭をも御作らせ候。元は墓印に梅の古木これ有候へしを、その梅をば、碑を御建候。醫王山廣教法勝寺の本堂のかたはらへ御うつしなされ候。此時御歳六十五。

一、元祿十三年、西山公、一兩年以來御煩敷、段々御食事も減少御よりはり遊され候、今年十月に至り、御病殊の外重り候、此趣大樹綱吉公御聞しめされ、いたく綱條公急に御暇にて、驛路晝夜をわかず御下り、御看病あそばされ候、綱吉公も、西山公の御病氣を御心もとなく覺し召れ、御病體御尋ねとして、度々上使をも差遣並、奉書日々到來、且又御療治のため、御醫者をも差遣し、然るに上使の節は、西山の御隠居所にて御受相成らず、其度毎に、西山より水戸の御城下へ御越、上使へ御對面遊ばされ候、至極御大切の御様子にて在之候處に、一度も御駕籠には不被召、長途、西山より水戸へ行程五里半を御馬にて御越しなされ、剩へ御城中をば御歩行あそばされし、御杖に御たより、漸く御たどり候へ共、御臨より御手などを取り申事は、おさらひなされ候。同十二月六日甲子、御逝去也。御歳七十三。瑞龍山御壽藏の後へ

御葬同十二日御諡義公と申奉る。

〔備考〕

- 一 光圀の生れたる寛永五年は、明治四十五年より二百八十三年前にして、薨去の元祿十三年は、二百十二年前なり。
- 二 光圀が薨後、贈官贈位を賜はりたる天保三年は、仁孝天皇の御代なり。
- 三 公の靈は明治六年烈公と合祀せられ常磐神社と稱し、水戸公園にあり、明治十五年別格官幣社に列せらる。

四 大日本史は、三百九十七卷、二百二十六冊別に目錄五冊より成れるものなり。其の内容は、神武天皇より後小松天皇に至る迄の史實を編述せるものにして、神功皇后を皇妃に、弘文天皇を天皇に列し、神器の所在によりて正朔を南朝に繋げたるは、本書の三大特筆と稱せられ、光圀が最も意を用ひたる處とす。而して、本書編纂の目的は、皇統を正潤し、尊王の意を寓するにありたれば、其の記述正確にして、筆鋒頗る端嚴なり。是れが史料の蒐集は言ふべからざる困難を重ね、編纂に關しては、擬議幾回、其の原稿の如きは、改削幾度なるを知らず、其の苦心實に思ひやるべきなり。

り。其の書略成りたるは(紀傳脫稿)正徳五年(紀元二三七五年)光圀薨去の後十五年なり。後文化七年公より五世孫治紀の時刻板廿六卷を朝廷に献納せり。七世孫烈公の時に至り更に修補して始めて天下に頒てり。本紀列傳是なり。近年志表亦成り、義公始めて筆を起されてより二百五十年にして全部三百九十七卷悉く大成せり。

五 公が修史の志を起したるは、十八歳の時にして、爾來密に遺書を探り、史料を蒐め、三十歳の時史局を江戸駒込の邸に置き、編纂の大事業に着手せるなり。而して此史局は、公が四十五歳の時、小石川の邸今の陸軍砲兵本廠構内後樂園に移し、之を彰考館と名づけたり。

六 兒童用書の挿畫中にある御三家は、尾張侯光友卿、紀州侯光貞卿と水戸侯光圀卿なり。圖は、前記「本朝通鑑御編の事」の場なり。

水戸徳川家の系圖

頼房家康の十一子光圀—綱條—宗堯—宗翰—治保—治紀—齊脩—齊昭—慶篤—昭武—篤敬

〔教授上の注意〕

一 先圀が尊王の大義を明かにせしことを説くには、我が國幕政時代に於ては、國民にして、幕府あるを知つて天皇あるを知らざるもの往々ありたること及其の理由を簡単に説明するを要す。

二 教授の際徳川光圀の肖像及楠公の碑の寫眞等を兒童に示すを要す。

第十七 儉約

例話 徳川光圀

原據 西山遺聞

○紙を惜しみたまふこと

公は紙を常に惜しみたまひ、御隠居の後には、外より來る書東の裏紙長短のかまひなくつがせられつかはせられ、詩歌の稿には反故のうらを用たまひ、御疊に水こぼれたるには、布木綿のきれにて拭はしめられ、奥女中へたびたび紙を費すべからずとありけども、費多き故に、女中に寒中灑を觀べし、甚おもしろきものなりとあり

て松の草村に女中大勢つかはされ、兼て紙すき場川の上に棧敷を作らせ、からすがきの上蔭薄へりはかり四方吹拂にして、工人男女水中に入はたらくを觀せしめらる。女中とも大に苦しみ、自から寒風に苦しむたること、又工人の難儀の事など、歸りて公に告奉りしかば、公右のことく、紙は容易ならざるものなれば、みだりに費すべからずとのたまひしと、佐々木夷心妻の話なりと云。

〔備考〕

一 公は節儉を以て最上の徳となす。公常に諸臣を戒めて曰く、天下國家の主より庶人に至まで、節儉を以つて最上の徳となす。今や天下久しく治まりて、人々知らず識らず奢侈に趣き、衣服裝飾家具食物に至るまで美を争ふて止むことなし、此の如くんば久しからずして天下は困窮に陥らん。縦ひ舜禹の徳を慕ふて及ばざるも、己むなくんば、漢文の節儉を専らにし、事を學ぶべし。士庶人も亦各自の分に從て、節儉を守らば、親戚朋友を助け、其子孫を教育するの資に乏しからず。然れども、節儉と吝嗇とは混じり易し、能此分界を辨知すべし。吝嗇は上にしては、衆庶服せず、下にしては、親戚朋友離れ、理に背き、義を缺くに至る云々。(佐藤進著水戸義公傳に

據る。

編者曰く、男爵佐藤進氏著水戸義公傳は、明治四十四年七月博文館の出版にかゝる蓋し、義公の傳を記すもの世に其書多しと雖、其評密なること恐らくは他に及ぶもの少なかるべし。

二 公紙の濫費を戒しむ。公の時代は紙の産至て乏しく、紙は最も貴きものなるが如し。公の曰く、人間の財寶は、何れも濫に費消すべきにあらざれども、殊に紙は隆冬凍氷の中に曝らし、幾許の艱苦を嘗めて流けるものにて、徒らに遣ひ捨るは、勿體なき事なり。公麥稈、稻藁、木槿、檉等にて紙を灑かしむるを見て、役人等は奇を好み、めりと思ひ、銀杏葉を以て紙を製し、之を進むるに、公之を見て曰く、良き紙なれども、我心にあらず。我は楮の價高くして、世上の苦むか爲めに、其料多きものを用ひ之を補はんとしたるに、銀杏樹は多からぬもの故に、楮の助けとなる能はず、物好きに紙を灑かんとし、之を用ゆべし。

三 尾張侯水戸家の質素に驚く。尾張侯小石川邸より、其館に歸り、急に家臣を集め告げて曰く、水戸殿の居間に、案内ある故、定めし唐めきたる物數奇にて美麗なる

べしと思ひしに、案外に龕末に、且つ狭小にて、天井竝に壁は、反古紙にて張り、我方より遣はしたる書翰なども、其中に見えたり。あまりの事に思ひ、尋ねるに是にて事足り、天井と壁は、塵を防ぐが爲めに、手つから張れるよし。又心安きまゝ給仕に召使の女中共出てたるに、孰れも容顏の美なるはなく、衣服も、至て疎物にて、其方共の召使にも、彼か如きはなかるべしと思ふ程なり。其奢を戒め色を好まざる事、誠に以て感し入りたり。是等の趣き、其方共の心得の爲めに聞かせ置くとて、諸臣を戒めたるを、尾張の城附菅沼治郎、小石川郎に來りて、之を語れりといふ。

四 公の日常生活 總て公の日常生活は、千石許の旗下士に比して、尙降れるもの如し。正服の外、常の衣服は縫ひ綴りたるを着け、弊れて用に堪へざるにあらずれば改め造らず。食物も淡泊なるを好み、魚鳥の類は、多く用ひず。其の夫人の如きも絹布を重ねしめず、召使の女も地を洩く衣服を用ふるを禁じたり。(以上主として全書による)

五 公は徒らに金錢を積み、財寶を貯ふるが爲めに、節儉するにあらずして、之を事業に施し、有用の資に充てんが爲めなり。固より世の慳貪吝嗇者とは、最も其意を

異にせり。大日本史の編修には、學者を養ひ、其史料の採收は、多方に涉り、或は封内外の僧俗使者を垂撫し、又は大船を造りて、北海を探檢し、又は異邦の産を本邦に移し、且つ國內の産を轉移する等、悉く其資費を要せざるものなし。(以上、全前)

六 公の慈善に就て面白き談あり。常陸國行方郡玉造村に彌作と云ふ者あり、家素より貧なり、人に傭はれて其日を送りけり、彌作幼なくして父を失ひ、母のみ残れるが、年老ひたるのみならず、殊に足痿なりき、彌作生來魯鈍なれども、母に事ふると至孝にして、妻と心を協せ、生業を營みて母を養ひけり、然るに、先年より妻疾に罹り、其看護に追はれ、耕作すること能はず、斯くてあらんには、遂に餓死せんことを慮り、遂に妻を去り、益々母に孝を盡し、其家を出づるにも母を残し置くを厭ひて之を負ひ、鋤鎌を手にして行くを常とせり。又母の飲食を携へ、夏の日は涼く、冬は暖かなる地を擇みて母を處き、或は耕し、或は物語りをし、或は飲食を薦めなどして母を慰めけり、又酒を好みければ、彌作日に買ひ調ひ貧苦の中にも金を惜まらずして飲ませけり、延寶の初め、領主徳川光國之を聞き、玉造を過ぐるとき、彌作が家に至り、兩手に黄金を盛りて之を與へ、之を以て厚く母を養ふべし、我れの與ふる所に非ず、天の



賜ふ所なりと云ひて、其孝徳を褒賞せらる又村吏を召して曰く、彌作は性魯鈍なりと聞く、此金或は人に奪はるべし汝等之を計り、田圃を購はしめ、常に能く之を守り助けよと云はれけるとぞ。(修文館編纂國民修身書話)

七 穀倉を發て賑恤す。寛文九年己酉、大旱の爲め、領民饑餓に苦しむもの多きを見て、倉を發いて莫大の米を給與せり。

〔教授上の注意〕

- 一 此の例話を授くる際、紙すきの仕事に就て、其の大略を語り聞かすを要す。
- 二 儉約と吝嗇との區別につきては、成るべく卑近なる事例を擧げて之を説明すべし。
- 三 光國公は、家臣の家に生れ、五歳迄の間は、極めて儉薄に生ひ立ちたれば、習慣上自ら清素に堪ゆるを得たるなり。されば、兒童にも幼少より、質素儉約の習慣を作ることの必要なることを説き聞かすべし。

第十八 慈 善

例話 鈴木今右衛門と其の妻子

原據 東遊記後編・大泉叢誌

○東遊記 後篇

○鶴岡慈悲

天明卯年の凶作に、奥州津輕南部最饑饉して、足腰の立てる者は、四方に走りて食物を求む、羽州秋田隣國の事なれば、饑人の來る事數萬人、秋田の地も亦凶年の事なれば、救ひ足る事あたはず、其饑人溢れて又鶴岡に來る、路頭饑人にて押あひしとなり、食を得ざる者は、たちまち其地にて餓死するに依りて、鶴岡の人も、各身上しんじょうの限り力を盡して救ひし事なり、其中にわきてあはれに聞えしは、鈴木今右衛門といふ者、本は鶴岡の中老頭を勤めし者なりしが、少々の貯も出來しかば、近き頃は役義を引、自ら耕作して渡世しける、此人元來慈悲心深く、此度も身代の限り出し、饑人を救ひけるに、猶夥敷き餓死を見るにしのびず、所持の田畑並に諸道具等まで、ことごとく賣拂ひて、其力の限り救ひける、其妻も又心立よき女にて、自分の衣服の類を大かた賣拂ひて救ひけるに、晴の衣服わづかに二つのみ残りし、しばしが程は、此二つ殘

し置きしが、或日此二つの衣服も賣りて救はんと云、今右衛門之を聞て、女は殊更衣服などを愛するものなるに、是をも賣りて饑人を救はんといふは殊勝のことなり。然れども男と違ひ、又外へ出る時は、着替の一つは無くても叶はざる事なりといひしかば、妻さればこそ此着替をも賣べく存ずるなれ、着替あればこそ外へ出る心もあれ、外へ出るによりて櫛もかんざしも入用なり、今着替を賣りて外へ出ることもならずば、櫛も無用なり、かんざしも無用なり、無用の物には心も残らず候へば、是らをも賣拂ひなば、又餘程の人をも救ふべしとて、つひに皆々賣て救ひぬ。其娘十二才に成りけるが、同じ年頃の小娘饑つかれ、食を乞ひて門に立しに、其體誠にあはれにて、餘寒の嵐烈しければ、衣服ゆたかなるさへ堪がたきに、小娘はやう／＼解物のひとへ一つを身にまとい、振ひこゝへたる有様、母親見かねて我娘を呼び、其方は綿入二つを重ねてあたたかに着たるが、あの子は誠に不便なる有様なり、年の程も同じ位なれば、衣服も程よかるべし、最早段々暖氣にも成事なれば、あまり寒からずば、其綿入一つぬぎてあの小娘にとらせまじやといへば、娘心よげにとくしんして、上に着たるよき方の綿入を與へたり、父母ともに涙を流して悦べりとぞ。

## ○大泉叢誌

## ○天明卯年凶作今右衛門夫婦殊勝の事

天明卯年の凶作に、奥州南部津輕秋田の饑人鶴岡へ來る事數萬人路頭乞食にて押合しとなり、食を得ざるものは忽ち其所にて餓死する故、鶴岡の貴賤皆心を盡して救ひしに、わけて殊勝に聞えしは鈴木今右衛門といふ者なり、元は御中間小頭など勤めしが、少しくたくはへも出來しかば、近年御役を引き田畑など作りて居れり、此もの元來慈悲深き性質なれば、此度も身代限り金穀を出し救ひたれど、猶夥しき餓死を見るに忍びず、所持田畑諸道具など迄賣拂ひ力の限り救ひけるに、妻も心立能き女にて、自分の衣服道具を大方賣拂ひて施しけるに、晴れ衣の着物二つも賣らんといふ故、今右衛門云ひけるは、女は脇へ出るに、着かへなくてはなるまじ、これをば残し置可然と云ひけるに、妻は申すやう、さればこそ此の着かへをも賣るべく存ずるなれ、着かへあればこそ外へ出る心もあれ、外へ出るによつて櫛笄も入るなれ、人の一命を救ふは衣服諸道具にかへ得べきやとて、着かへ櫛笄の類も賣拂ひ餘程の人を救ひしとぞ。

其娘九歳になりけるが同じ年頃の乞食娘一人門に立ち食を乞ひしに、其頃未だ除寒烈しき故わな／＼とふるひ居りしを娘見てふびんに思ひ鉢より飯を出し食べさせけれど、身寒き故猶ふるひ居りしを憐みしが自分の着せし着物を脱いで乞食娘にくれ、自分は襦袢計りになりしを兩親見て感じよし／＼とて娘には今右衛門が羽織を着せしとぞ、右父子三人事追々諸人聞傳へ親も親なり子も子なりと一同感賞せしといふ、今右衛門は文化の頃迄苗津橋脇に住居せし書工東岳齋の祖父なりと聞けり。

## 〔参考〕

左は「山形教育雜誌」に搭載せられたるものの中より抜萃せるものにして、寄稿者の熱心なる調査に成れるものなれば、特に其の快諾を得之を轉載するを得たり。

## ○鈴木今右衛門考

山形縣朝陽第一尋常小學校

原

寅一稿

## ○今右衛門と宇右衛門

現今の國定修身書(三十六年以降實施)には、鈴木今右工門としてあるけれ共、其以前の修身書並に讀本は悉く鈴木宇右工門としてある今右工門か宇右工門か頗る迷ふ處である元來右工門の事蹟の世に傳はつたのはかの京都の名醫橋南谿の東遊記によるもので、東遊記は西遊記と共に當時紀行文の白眉として珍重せられ再三版木を改めたものである、従て多くの修身書にも登載せられたものである、然らば其の東遊記には何と書いてあるかといへば正しく今右工門としてある、其の他當地に於て今右工門の事蹟を記せるは坂尾氏の大泉叢誌ばかりであるが、これも正しく今右工門とある、故に其の名は今右工門を正しとせなければならぬ、それを如何にして宇右工門と記せるかは甚だ不審である、最初に宇右工門と記載せるは明治七年の文部省小學讀本である、其の他の修身書は皆この讀本に據つたもので、終にかく誤つたものであらうと思はれるが、其の小學讀本が何故に宇右工門としたるかは不明であるが、この小學讀本は天明三卯年の饑饉を天明八年とせるなど頗る杜撰の嫌あるから、或は疎忽の結果今右工門を宇右工門とせるならんと思はれるのである、しかし委しい事は文部省に糺さなければ分らぬ。

○今右衛門の事蹟

今右工門の事蹟を載せたるもの教科以外には前記東遊記と大泉叢誌の二つあるのみで、東遊記は橋南谿が東北地方漫遊の途天明五年に當地に來り土人の話を聞きて書きとめたもので、大泉叢誌は坂尾三代の繼續の編集で其の末卷に宗吾氏の記入せられたもの、様に見える、しかし其の記事は多少東遊記と異なる點がある、右二書の外あらゆる方面に出來得る限りの手を盡して調査したけれども、予等の寡聞なる終に全く得る所がなかつた、一體天明の饑饉には今右工門ばかりでなく志ある者は、士となく商となく皆相應の救助をなしたるもので、其の當時に於ては格別目立たぬ事と且つは藩政に關する程の事でもなかつたので他には傳へられなかつたものらしい、從て遺憾ながら其の他の事蹟は全く不明に屬することゝあきらめなければならぬ、今東遊記と大泉叢誌所載の本文をのせて參考に供する。

○今右衛門の子孫と住所

從來今右工門の子孫につきて屢々多くの人々によつて取調べられ、隨て諸説紛々として判明せぬが今は次の數項の事實により漸く明かなることを得た。

(一)前記大泉叢誌中に今右工門は、書工東岳齊の祖父なりと聞けりとあり其の東岳齊は狩野派の畫師で、現今七日町に居住する川俣安治氏の曾祖父で鈴木惣右工門といふ人である、故に川俣氏は東岳齊の子孫であるが何故に現今鈴木姓を稱せずして川俣氏を稱するかといへば、元來東岳齊の家は代々鈴木姓で御中間を勤めしものであるが、東岳齊の子は其中間を厭ひ御徒山口宗太夫の後を繼いで山口利兵衛と稱した、其子は又御組外れ川俣拓右工門の後を襲いて川俣倫好と稱した、これが即ち當主安治氏の父であるからして鈴木姓が終に川俣姓を稱するに至つたので全く東岳齊の直系である。

(二)今右工門は東岳齊の祖父であるとしても、祖父には直系の祖父と外祖とある譯なるが、其いづれなるかといへば直系祖父である即ち川俣氏は今右工門の直系の子孫である、その故は東岳齊が寛政八年に自書せる過去帳が川俣氏に現存するがその裏面にこれも東岳齊の自筆として

元祖 鈴木

同 今右工門

女

室齋藤幸七娘

同 今右工門

(下略)

の系圖様のものがあるのである。

(三)次には右過去帳には俗名を載せていないが其の戒名をとつて鈴木氏の菩提寺なる正覺寺過去帳に對照するに鈴木右工門なる名が續々あらはれる。

(四)而して川俣氏は始め今の新士町たかし俗稱小舞臺林信雄氏宅普の紙漉町に住した、それを杉山弓之助が安政の頃川俣氏より譲り受け、川俣氏は天神町に轉居し後明治八九年頃再轉して現今の七日町に移り、杉山弓之助は又今の林氏に譲つたのである。

(五)然るに大泉叢誌には苗津橋脇に住居せし云々とあり、その苗津橋は苗津河に架せる橋で林氏は實に苗津橋脇にあるのである。

(六)又石原啓介氏の所藏にかかる東遊記中、今右工門の記事の個所に貼紙をして古老の筆らしく「鶴岡の慈悲今右工門は御中間にて宅は苗津橋邊か」と書かれてあ

るが、それは現啓介氏の祖父君(寛政頃)の自書せられたものの由である。

(七)猶正覺寺過去帳鈴木今右工門の肩書には必ずカミスキ町或はカミスキ町ブダイと記されてある。

以上數ヶ條の引證により七日町川俣氏は今右工門の子孫であつて、始め鈴木姓を稱し宅は今の新士町苗津橋脇林氏宅にして先祖並に家名は今右工門であつたことは殆んど疑のない明確な事實である。

然るに大慈善家の今右工門は過去帳並に墓碑に照して、其の何れの人なるかは少しく判断に苦しむが、今右工門は天明以後に死せる人でなければならぬ、東岳齋以後に死せる人は三人ある一は寛政十三年正月十四日鈴木宗右工門、二は文化元年十月廿三日鈴木小七、三は文化六年四月廿三日鈴木小七であつて今右工門は見當らぬけれども先祖は今右工門で其の後時に今右工門と稱し或は喜右工門、惣右工門、小七などと唱へ、一人にして時々改名したものらしく思はれる、例へば過去帳に鈴木今右工門父とあつて、その子は喜右工門とあつたり、鈴木小七母とあつて其の子は今右工門とある類て過去帳の名必ずしも本名のみ書き入れたものでもな

く、又一同が數名を唱へたものもあるべく、従つて東遊記の今右工門も正しく本名を書いたものでもなからうと思はれる。さすれば慈善家の今右工門はどれであるかは判断に苦しむ所である。

しかし予等の考ふる所では天明三年頃に役義を退いて耕作を樂んだ人とせば、其當時はやがて五十歳以上の人とせなければならぬ、それより寛政十三年即ち改元して享和元年までは十八年文化元年までは二十一年、其の間僅かに三年孰れを子と決し難いが、老人一年の長生は容易ならぬものであるから早く死せる方を老人とせば、寛政十三年に死したる人を慈善の今右工門とせなければならぬ、而して其の戒名は亦眞譽良道信士としてある故に今は之を今右工門と推定する。

因に川俣氏菩提寺は總穩寺であるが、鈴木氏時代は鳥居町正覺寺で墓標の全部は存しないが其の主要なるものは立派に保存せられ、それより一向せられてある、而して眞譽良道信士の墓石も幸に残つてある。

尙ほ川俣氏現今の職業は憐らぬ所があり且つ鈴木姓を廢して居るから、將來は子供に鈴木姓をつがしめて獨立せしめるかとの話もあつた。

予等の今右工門に關する取調の結果は大略右の通りであるが、予等の淺學寡聞考證淺薄なる脱遺もあり、錯誤もあり、誤斷もあるに相違ないから江湖の諸賢希くは充分の御批正あらんことを。(終り)

〔備考〕

一 天明中の饑饉は一箇年に止まらず、二年より延いて六年に及びしが、特に三年を以て最甚しとす、蓋し二年の春より夏に至りて淫雨已まず、諸國にも洪水の被害多く、明三年また春より霖雨降り續き、晴天は極めて稀なりしが、六月に至り、更に大雨ありて諸川流溢し、因て諸國一般に秋禾實らず、關東北國の地最も悲惨を極め、此年より明年にかけて人民の餓死となりて野に斃るゝもの、乞丐となりて他國に漂ふもの幾千萬人なるを知らず、而して官之を救ふに術なく、加ふるに疫疾大に流行し、爲めに死するもの亦少なからざりき、四年また凶荒あり、米價騰貴し、諸民飢饉に迫る者多かりしが、奥羽の地殊に甚しく、草根木皮を料として尙足らず、遂に父子兄弟相食ひの慘狀を呈したり。五年も引續き不作にして、六年も關東地方洪水あり、米價益々暴騰し、奸商等往々買占を爲したるより、遂に打毀しといへる暴動を生ず

るに至れり。

二 出羽は、今の羽前羽後の二國なり。明治元年分つて二國となせるなり。

〔教授上の注意〕

- 一 此の例話を授くる際、饑饉とは如何なるものを説き聞かすを要す。
- 二 兒童の境遇にては、慈善の實行につきては考慮を要す。若し之を施さんとする場合には、父母又は教師等に相談せしむるを要す。
- 三 又單に名譽心かられて慈善を施すが如きは決して賞すべきことに非ざることを知らしむべし。

第十九 恩を忘れるな

例話 彌兵衛

原據 新著聞集

○主人を追慕して三宅島にいたる

江戸銀座平野喜四郎は家來の惡事によつて、伊豆三宅島に配流せられしに、召使

の彌兵衛といふもの主人のわかれをかなしみ、いかにもして、今一度逢ひまゐらせんと越方こゝろを碎き、案をめぐらし、船を漕ならひ、海賊方小笠原彦太夫殿の組の水主に出て、三宅のたよりの船を待ちて渡海し、年來用意せし送り物あまたまいらせ、數年の意願を遂侍りし、そののち、天和三年に、喜四郎赦免を蒙り、歸國せし時、彌兵衛身の有切りの財寶をもつて、主人を助けいと懇に奉公せしと也。

〔備考〕

- 一 この事實は、今より凡そ二百五十年前、綱吉將軍時代のことなり。平野喜四郎は富豪の身にて、召使も數多あり、幕府の御用商をつとめ、家業を怠らず、雇人なども親切に取り扱ひ居たり。
- 二 三宅島は、當時の無人島なり。喜四郎は、此の島に流されたる後も、謹慎にしてよく罰則を守り、艱難なる歲月を送りたり。
- 三 彌兵衛は、喜四郎に仕へて忠實に働き専ら、主家の爲めをはかりたり。偶々主人の難に際し、如何にもして其の島に渡りて、主人に遇はばやと思ひ、意を決して船漕ぐ術を習ひしが、元來水に慣れぬ町人のことなれば、始めの程の難儀は一方なら

ず、技術も中々進まざりしが、主を思ふの一心次第に船を自由に操縦し得るに至りしなり。斯くて其頃、海賊を警むる役なる小笠原彦太夫の舟子となり、便船を待ち百難を冒して遂に三宅島に渡ることを得たり。

〔教授上の注意〕

- 一 凡そ人恩を受けたる際には、深く之に感ずと雖、程經るに従ひ、次第に之を忘るゝに至るは人情の然らしむる所なりとはいへ、誠に惡しき事なり。されば、本課教授の際、この事を諭すと同時に、喉元過ぐればあつさを忘れるてふ諺を教ふるも可ならん。
- 二 されど又、恩を施して思ふこと勿れて、語の如く、己れの施せる恩は、之に報いられんことを望むべからざることをも簡單に訓戒すべし。

第二十 謙遜

例話 久坂玄瑞・高杉晋作

原據 近世偉人傳・幽室文稿

○近世偉人傳

○高杉晋作傳

高杉晋作者、山口藩士也、名春風、字暢夫、號東行、幼倜儻不羈、言論壯快、氣既食、牛好賦、歌詩已而廢之、惟攻兵書、年十九、謁吉田松蔭寅次、松蔭素稱久坂通武玄瑞爲少年奇才、國士無雙、獲晋作大喜、以爲可比通武、而晋作負才自用、不勤學、言論誇張、少成事、通武則言行修潔、學藝既有老成之概、故松蔭恒揚通武、而抑晋作、於是晋作發憤勵精、無幾何、學業大進、松蔭乃每議事、多延晋作、通武曰、晋作非吾所及也、晋作聞之曰、久坂生天下之奇傑、我奚得與之抗乎、松蔭聞之欣然曰、二生推讓如此、是國家之福也、晋作通武適同庚、時人稱爲聯璧、文久紀元辛酉春、擢爲世子近侍、是冬、幕吏將航上海、藩主命晋作從行、以諜其形勢、賜資五百金、抵長崎、則幕吏將俟明春三月解纜、晋作以爲若與幕吏豪遊、至明春、則五百金擲盡於此地、去他行、亦有嫌、乃以百金買屋、贖妓、閑居以俟焉、明春至上海、八月復命、其冬遊學江戶、與久坂通武大和直利等相謀、將燒御殿、山夷人館、事不果、遁逃、奔洩京師、三年癸亥夏、歸萩城、藩主不問其罪、晋作惶懼、自幽于松下村、六月五日、赤馬間之役、長軍不利、藩主起晋作赴援、晋作建議編奇兵隊、是冬擢爲世子與番頭、既而亡命至京師、



將與久坂通武等俱勤王事，強之通武曰：「奈曠主職何？」晉作大窘，乃還。藩下之野山獄實元治甲子春三月也。是秋八月，夷艦攻馬關，藩主又起晉作於獄中督軍，晉作更姓名稱谷潛藏，是冬藩內黨議起，唱勤王者皆被坐，晉作脫走過奇兵隊，隊士懇留之，晉作不可曰：「我別有策，乃去。」奔筑前，既而還馬關，時邪黨集在伊佐村，其勢孤，適遊擊軍屯馬關，晉作欲率其衆以襲伊崎麻舍，棄勢入山口，與伊佐諸隊犄角以攘邪黨，衆頗遲疑，晉作怒曰：「國家危難迫矣，豈拘常法而猶豫之時乎哉？」子等不肯往，我獨行已，子等碌碌拱手就邪黨之戮，衆遂奮袂而起。二年乙丑正月二日夜圍伊崎麻舍，逐其宰藏田某，豐後之助當是時伊佐兵亦襲繪堂村，大破黨兵，斬姦魁財滿某。新三郎晉作乃入山口，與井上聞多等謀創制鴻城軍，十六日夜擊黨兵於佐々並驛，克之。二月遂得夷黨難初邪黨之起兵也，號令一矯，君命其旗章皆用「一字三豐」我軍視之，大沮。晉作笑曰：「彼國家之賊也，而敢用公家徽號，我今擊賊於用公家徽號乎？何有命作「一字三豐」軍氣大振，慶應二年丙寅六月幕府兵攻長其兵海陸並進，砲劫室津及大嶋，當是時晉作監馬關軍，夜潛乘汽艦自大島東繞突出于敵艦中央，猝發砲擊之，敵驚愕失惜。晉作激汽煙疾馳突圍而抵豐後，洋敵艦欲逐之，既以爲是薩兵來援，長誘我也，乃止。是以室津以西海濱得脫，兵禍晉作用兵勇決奇敏，大率此類也。長兵拔

小倉城破，富士艦豐前口戰勝，皆出其畫策云。三年丁卯四月十四日以疾沒于馬關。年二十九。晉作爲人侃々，有識見，嘗憎參政周布，某專恣面折之，稠人中富永某亦根某並有才，時人稱之。晉作獨不稱，屢論其反側，人多不信之，後皆如其言。其在長崎也，閱耶穌教書，慨然嘆曰：「其言頗似王陽明，然國家之害寧有之過者乎？其傾城覆國，豈啻大碩巨礫。」

○幽室文稿 卷二

○送高杉暢夫叙 (吉田松蔭)

余嘗歷撰同志中年少多才，以日下玄瑞爲第一流，已而獲高杉暢夫，暢夫有識之士也，而學問不蚤，又頗有任意自用之癖。余嘗舉玄瑞以抑暢夫，暢夫心甚不服焉。未幾暢夫學業暴長，議論益卓，同志皆爲歛衽，余每議事多引暢夫，斷之，其言往々不可易也。於是玄瑞亦尤推之曰：「暢夫之識不可及矣。」暢夫反更推玄瑞才爲當世無比，二人懽然相得也。余或從旁贊之曰：「玄瑞之才，原諸氣，而暢夫之識發諸氣，二人而相得，吾寧有憾乎哉？」先是玄瑞已東遊，暢夫今亦將東，相後蓋六月間耳，而天下之勢變動不一，當今幕府違勅和虜，天子赫然詔幕府，召三家大老，幕府從違未可測度，天下疑懼，左右觀望，而吾藩新膺幕命，備

兵庫、兵庫屬攝津、所謂畿内也。畿内之地、天朝切禁假之夷狄、而幕府以五港許墨夷、兵庫蓋其一也。且聞吾君吾相不是征夷之謀、將上書幕府而諫角之。於是吾世子正在江邸、人或去留爲、世子危、而不知武門大義不可苟去、去焉不遠、適招人謗也。暢夫建論議於此間、多與余意合、而至其精識、則非余所及也。暢夫失議、事素多持重焉。近則振發凌勵、如專以氣行之者、蓋其識之有進也。玄瑞向在京、便欲死王事、及東下後、又謀駕大艦赴黑龍江、其遇事不辭難易、奮身爲之、率常如斯、然吾獨憂其或失於多岐也。暢夫玄瑞固相得也、以暢夫之識、行玄瑞之才、氣皆其素有、何爲而不成。暢夫暢夫、天下固多才矣、然唯一玄瑞不可失也。柱赤川吾所重也、無逸無窮、吾所愛也、新知杉藏一見心與、此五人者、皆志士也、暢夫知之熟矣、今幸在東、暢夫往焉、急招玄瑞而道之、且語之五人者、七月十八日

## 〔備考〕

一 吉田松蔭は長門の藩士なり。天保元年萩城下松下村に生る。幼にして敏慧、年十一にして書を藩侯の前に講ず。長じて古今の史に通じ、殊に兵法に精し。松陰常に心を海外の事に用ひ、曾て藩侯に隨行して江戸に往き、房總の海岸を巡視し、慨嘆して曰く、嗚呼江戸の灣浦賀の要衝あり、若し兵備を浦賀に嚴にせば、夷敵何ぞ

恐るゝに足らん。又東北諸國の地、防備を忽にすべからずと。嘉永六年米艦浦賀に来る。天下騒然たり。松陰書を著はして攘夷の策を論ず。佐久間象山の勸めに據りて、一度び海外に渡航せんとして果さず。安政元年米艦復た伊豆の下田に来る。松蔭大に喜び、夜窃かに米艦に投ず、米人拒みて入れず、松蔭港内に彷徨すること十餘日、千辛萬苦の末、再び米艦に投ず。然るに艦長頑として松蔭の渡航を肯んぜず、是れ當時國法海外に出づることを嚴禁したればなり。松蔭遂に意を果す能はず。事幕府に聞え、松蔭忽ちにして獄に繋がる。かくて、幾許ならずして長門の藩に檻致せられ、後又其の家に禁錮せられしが、遂に赦免の身となれり。

然るに松蔭は、又も獄中の人となるに至れり。そは、當時勤王討幕の論大に起りし時、松蔭亦大に幕府の非擧を論じ、同志を糾合して將に東に上らんとす。未だ果さずして捕へられて、江戸に檻致せらる。檻車將に發せんとする時、久坂通武(玄瑞)、高杉晋作等門下の士皆出て送りて別を惜む。

松蔭獄に下りて後、憂國慨世の念益々已まらず、自ら詠じて曰く、  
身はたとひ武藏の野邊に朽るとも

と。かくて幕吏の詰問に對しては、自ら其罪を陳べて憚る所なし。遂に斬せらる。時に安政六年十月(明治四十五年)を距ること實に五十三年なり。年二十九。明治二十二年二月正四位を贈らる。門人相圖りて祠を東京府下世田ヶ谷村に建て、祀る。松陰神社是なり。松陰愛用の硯を以て其神體とす。

二 松陰米艦に投じて渡航を企て、果さず、遂に捕はれて藩地に送られ、獄に投ぜられしこと既に述べたるが如し。(安政元年十月の事なり)然るに、其の翌年十二月松陰出獄の許可を得て家に蟄居す。安政三年七月始めて松下村塾に子弟を集めて教授し、俊才を養成せり。故子爵品川彌次郎の如きは、其門弟中の一人なり。

三 久坂玄瑞は、長州侯の醫官なり。名を通武と稱す。玄瑞と號せしは、蓋し醫官なればなり。後義助と改めたり。幼にして鋭敏、自ら醫を業とするを好まず、兵を吉田松陰に學ぶ。松陰其の才を愛し、後進の俊秀を數ふる毎に、常に指を玄瑞に屈す。夙に洋書を研究して海外の事情を審にし、二十歳の時、江戸に入り漢學を修む。此の頃、洋客の所々に跋扈するを觀、窃かに幕府の偷安を憤り、或は横濱なる洋人の

居館を焚かんとし、或は幕府が英人の爲めに築きたる高輪の洋館を燒き、頻に勤王攘夷を説く。後、洋夷親征の詔出ずるや、玄瑞は藩侯の命を受けて一隊の長となり、馬關碓泊の洋艦を撃ち、遂に之を攘ふ。朝廷大に其功を賞す。其の後、會津藩士長州侯の邸を襲ひし時、兵船數隻を率ゐて京に上り、松平容保等を攻めしが、戦利あらずして自殺す。時に年二十六。明治廿四年四月正四位を贈らる。

四 高杉晋作も亦山口の藩士なり。天保十年長門國萩の城下に生る。幼にして卓犖不羈にして言語壯快頗る氣慨あり。年十九にして始めて松陰の門に入る。松陰晋作の奇才を賞し、玄瑞に比すべしといへり。然るに晋作其の才を自負し、學を怠り漫に大言を吐いて人を侮る。玄瑞は全く之に反す。是に於てか、松陰常に玄瑞を揚げて晋作を抑ゆ、晋作之を悟り、奮勵幾何もなくして學業大に進む。斯くして兩人優劣殆ど辨じ難きに至り、共に双壁と稱せらる。後江戸に遊學せしが、幾何もなくして歸藩し、攘夷の令下るや、一隊の長となる。後又俗論黨を夷げて勤王の旗色を明かにし、宛然長防二州の兵權を握り。已にして幕府征長の事起るや、晋作は屢々奇策を出して幕兵を苦しめ、遂に長藩の捷に歸す。慶應三年四月、年二十

九にして病を以て馬關に歿す。

上述の如く、久坂高杉の兩人は共に幕末の豪傑にして、尊王の志厚く、夙に倒幕の意を抱きしなり。而して此の二人年齢相同じきは又奇なりといふべし。

第二十一 寛大

第二十二 健康

例話 貝原益軒

原據 貝原益軒年譜 貝原益軒傳

○貝原益軒年譜

- 一、寛永七年庚午一歳十一月十四日福岡城内の東邸に生る。父は寛齋。
- 一、寛永十二年乙亥六歳夏四月三日母三毛門氏を喪ふ素と豊前の人。
- 一、寛永十三年丙申七歳未だ嘗て書字の教を受けざるも自ら國字を知り好みて草子を讀む。また猿樂の俗謠を好む然れども里巷淫褻の歌曲を好まず疾走跳躑せず小少より戲慢淫蝶の語を出さず又兒輩に従ふて戯れ遊ぶを喜ばず。

一、寛永十五年戊寅九歳 此春兄存齋の教を受け始めて書字を學ぶ。たゞ國字は已に善く諳んずるが故に復た學はず深く讀書を好むも家甚貧ふして書なく且つ山中の僻居八歳の時同國穗波郡八木山の知行所に移る師なし徒に時日を費すのみ。此歳また三體詩絶句の口授を仲兄存齋に受け酷だ悦んで朝夕復讀し旬日の間盡く背誦し身を終るまで是を忘れず。

八木山に加藤田氏あり平家物語を藏す。卷を追ふて之を借り朝夕耽讀して幾んど寢食を忘るゝに至る。また保元平治物語を讀む。

一、寛永二十年癸未十四歳父寛齋かねて醫藥のことに通ず故に従ふて藥性及び食物の性を知る且つ醫學正傳醫方撰要萬病回春等の書を讀み粗々醫藥の事を知る。

一、慶安四年辛卯二十二歳冬十月眼を病み且つ火傷を患へ久しく書を讀むこと能はざるに苦しむ。

一、承應元年壬辰二十三歳舊病まだ癒えず冬に及びて稍々輕快なり。

一、同三年甲午二十五歳六月に及びて痰を患ふ。冬長崎に遊ぶこと二回多く書を讀む。